

**国立循環器病研究センター移転建替整備事業
要求水準書**

平成27年3月

国立循環器病研究センター

目次

1	総則	1
	(1) 要求水準書の目的.....	1
	(2) 要求水準書等の記載事項の取扱い.....	1
	(3) 要求水準書の適用範囲.....	2
	(4) 事業の目的.....	2
	(5) 事業の方針.....	3
	(6) 事業の方式.....	3
	(7) 事業の業務内容.....	3
	(8) 事業の責任範囲.....	3
	(9) 事業の期間.....	3
	(10) 事業共通の留意事項.....	3
	(11) 用語の定義.....	8
2	敷地の計画条件	10
	(1) 敷地概要.....	10
	(2) 周辺インフラ整備状況.....	10
	(3) 敷地及び地盤状況.....	11
	(4) 敷地現況.....	11
	(5) 都市計画の手続きに係る留意事項.....	11
	(6) 吹田市開発事業の手続等に関する条例に伴う整備に係る留意事項.....	12
	(7) その他.....	13
3	施設の計画条件	15
	(1) 施設の構成及び規模.....	15
	(2) 施設整備の基本方針.....	16
	(3) 別途発注業務等.....	18
4	業務全般に関する要求水準	25
	(1) 実施設計・建設工事共通の留意事項.....	25
5	実施設計に関する要求水準	32
	(1) 業務の方針.....	32
	(2) 適用基準等.....	32
	(3) 業務の範囲.....	32
	(4) 業務の実施条件.....	34
	(5) 全体施設計画.....	35
	(6) 病院施設計画.....	46
	(7) 研究所施設計画.....	85
	(8) オープンイノベーションセンター.....	117

(9)	業務の提出書類・成果図書	118
6	建設工事に関する要求水準	124
(1)	業務の方針	124
(2)	適用基準等	124
(3)	業務の範囲	124
(4)	業務の実施条件	125
(5)	業務の提出書類・完成図書	131
7	室条件	134
(1)	室の条件の考え方	134
(2)	「諸室リスト」の考え方	134
(3)	「諸室リスト（建築編）」の各項目について	135
(4)	「諸室リスト（電気設備編）・（機械設備編）」の留意事項について	136
8	統括マネジメント業務	137
(1)	基本方針	137
(2)	業務概要	137
(3)	業務要件	137
(4)	その他	137
9	開設準備・移転及び運用支援業務	138
(1)	基本方針	138
(2)	業務概要	138
(3)	業務要件	138
(4)	業務区分表	139
(5)	その他	139
10	医療機器等の調達及びその関連業務	140
(1)	基本方針	140
(2)	業務概要	140
(3)	業務要件	140
(4)	各種リストの関係	141
(5)	その他	141

■別添資料

別添資料 1 基本設計書

別添資料 2 各種技術資料

1 総則

(1) 要求水準書の目的

本要求水準書、諸室リスト及び別添資料 1、2（以下、併せて「本要求水準書等」という）は、国立循環器病研究センター（以下「本センター」という）が「国立循環器病研究センター移転建替整備事業」（以下「本件事業」という）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、受注者が本件事業を実施するにあたり、本センターが要求する水準、その他の事項（以下「要求水準」という）を定めるものである。

なお、この要求水準は、本センターが要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であるため、受注者提案に記載された性能又は水準が、本要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、受注者提案の記載が本要求水準書等の記載に優先するものとする。

(2) 要求水準書等の記載事項の取扱い

ア 本センターからの提案

本センターは、以下の理由により、本要求水準書等で記載した要求水準（仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む）について、代替方法（後述参照）を提案することがある。

(ア) 本センターの事由により業務内容の変更が必要なとき。

(イ) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

イ 受注者からの提案

(ア) 基本的な考え方

本要求水準書等で記載した要求水準（仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合を含む）について、受注者が要求水準と同等以上と考える別の仕様や方法（以下、「代替方法」という）を提案することができる。

ただし、代替方法の採用においては、あらかじめ本センターとの十分な協議が必要であり、受注者は代替方法が要求水準と同等以上である根拠を示す資料を準備し、本センターが確認・承認する必要があることに留意すること。

(イ) 確認方法及び根拠について

受注者は、上記の代替方法の確認のため、「性能向上」、「コスト」、「工期短縮」等について本センターが総合的に判断できる資料を提出する。

(ウ) 代替方法の制限

代替方法の内容は、下記を含めないものとする。

- a 工期延長を伴うもの。
- b 全体計画（平面計画、「諸室リスト」面積、設備の主要システム、構造クライテリア等）が変わることにより、本センター運営に大きな変更、支障が生じるもの。ただし、オープンイノベーションセンター設置階の平面計画は除く。
- c 提案の段階で実施できることが不確定なもの（開発中等）。

d ライフサイクルコストが大きく増大すると予想されるもの。

ウ その他

(ア) 代替方法の提案にあたっては、本センターと誠意をもって協議のうえ、事業請負額の範囲内での調整することを原則とする。

(イ) 建設費の増減が発生する場合の協議の方法について、下記の方針とする。

- a 設計期間中は、設計業務計画書における工事費内訳明細書から判断可能な数量及び単価、並びに本センターが合理的と判断する方法により、概算金額算定を行い増減協議を行う。
- b 工事期間中は、建設工事計画書における工事費内訳明細書に明記された単価、数量を基準として協議する。

(3) 要求水準書の適用範囲

全ての資料及び適用基準等は、相互に補完するものとする。ただし、相違がある場合の優先順位は、以下とし、これにより難しい場合は、本センターとの協議による。

ア 関係法令・条例等

イ 質問回答書

ウ 本要求水準書（「諸室リスト」を含む）

エ 別添資料 1（基本設計書）、別添資料 2（各種技術資料）

オ 適用基準等

(4) 事業の目的

本センターは、国の医療政策上特に重要とされる循環器病の克服に向けた政策の推進拠点として、病院と研究所をともに有するという組織的、機能的特長を発揮し、①循環器病にかかわる高度先駆的・専門的医療の提供、②先端的な研究開発の実施、③高度な知識と技能を有する人材の育成等について包括的にその任を担ってきた。

独立行政法人化にあたり、病院・研究所に続き研究開発基盤センターを設置し、以後、こうした取組みに加え、新成長戦略に掲げられた「ライフイノベーションにおける国家戦略プロジェクト」に礎を置き、①政策医療の実施、②医薬品・医療機器・医療技術等の開発、③再生医療をはじめとする政策決定のための調査研究・政策立案機能、といった役割を一層強化していくこととした。

一方、既存施設については、昭和 52 年の開設当初以来、狭隘であるとの指摘を受けつつ、数次の改修を行う中で機能の向上を果たしてきたが、現状は改修のスペースすら捻出できない状態に陥っている。このため、センター内で様々な検討を経て、平成 25 年 10 月基本構想を策定、移転建替事業の実施を進めている。

本件事業は、以上のような背景のもと、ナショナルセンターの使命として、「臨床を志向した研究」、「医療イノベーション」を加速させることを主たる目的とする。

(5) 事業の方針

業務の実施にあたっては、本要求水準書等を十分理解した上で行き、かつ、後述する「3(2) 施設整備の基本方針」を踏まえて行うこと。これらを実現するために、受注者の創意工夫による提案を期待する。

(6) 事業の方式

デザインビルド方式（実施設計・施工一括発注方式）

(7) 事業の業務内容

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 実施設計業務
- (ウ) 実施設計に伴う各種申請業務

イ 建設工事

- (ア) 工事
- (イ) 工事に伴う近隣対策業務
- (ウ) 工事に伴う各種申請業務

ウ 統括マネジメント業務

- エ 開設準備・移転及び運用支援業務
- オ 医療機器等の調達及びその関連業務

(8) 事業の責任範囲

本件事業は、上記の業務内容に示す全ての業務について、受注者の責任及び費用負担にて実施するものとする。

(9) 事業の期間

事業契約締結日から本施設の引渡日までとする。

(10) 事業共通の留意事項

- ア 本件事業の遂行にあたり、受注者は常に真摯な対応で業務を行うこと。
- イ 本件事業の実施にあたっては、本要求水準書等を十分理解し、考察した上で行うこと。また、別添資料1（基本設計書）の内容に準拠すること。

なお、基本設計書における、基礎免震と階層内免震の手法についての記載・図面は、特定の技術（工法）を指定したものではなく、次の事項を検討したうえでの一例に過ぎない。

(ア) 地下 2 階駐車場、コア部分の防火区画と機能性の確保

(イ) 建物西側範囲の車アクセスの容易さの確保

(ウ) 効率的な駐車配置と必要台数の確保

(エ) 免震ピットを利用した各種処理層の確保（研究等）

よって、受注者においては、構造の基礎形式のみならず、構造全体について検討し、上記の事項も併せて解決し、さらに有用な技術提案を広く求めるものである。かかる趣旨による構造全体についての見直しは、基本設計書の不準拠には該当しない。

ウ 建築材料及び設備機器等を選定する際は、経済性、効率性、耐久性（長寿命化）及びメンテナンスの容易さに配慮し、ライフサイクルコスト（LCC）の観点からコスト削減を図ること。

エ 受注者は、業務実施にあたり、本要求水準書の各業務の要求水準に特段の記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

オ 本件事業で適用する基準は、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」等の基準とするが、詳細は、後述する「4（1）イ適用基準等」による。

カ 受注者は、事業の推進にあたり、今後本センターにおいて作成する運用計画に準拠すること。

キ 以下の現病院の指定・認定取得に対応できる施設とする。

(ア) 特色

- a 特定機能病院
- b 救急告示病院
- c 心臓・心肺移植実施施設
- d 臓器提供施設
- e 地域周産期母子医療センター認定施設（大阪府認定）
- f 臨床研修指定病院
- g 臨床修練指定病院
- h 紹介外来型病院

(イ) 指定医療等

- a 障害者自立支援法指定医療機関
- b 戦傷病者特別援護法指定医療機関
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関（認定疾病）
- d 被爆者一般疾病指定医療機関
- e 母子保護法指定医療機関（養育医療）
- f 母体保護法指定医療機関
- g 生活保護法指定医療機関
- h 労災保険指定医療機関
- i 難病の患者に対する医療等に関する法律指定医療機関
- j 児童福祉法指定医療機関（指定小児慢性特定疾病医療）

ク 下表に示す現病院の診療報酬上の施設基準及び加算等について取得可能な計画とする。

No.	施設基準等	No.	施設基準等
1	特定機能病院入院基本料 一般病棟（7対1）	30	心臓ペースメーカー指導管理料 （埋込型除細動器移行期加算）
2	救急医療管理加算	31	糖尿病合併症管理料
3	超急性期脳卒中加算	32	移植後患者指導管理料
4	妊産婦緊急搬送入院加算	33	糖尿病透析予防指導管理料
5	診療録管理体制加算 2	34	夜間休日救急搬送医学管理料
6	急性期看護補助体制加算 1（25対1）	35	外来リハビリテーション診療料
7	看護職員夜間配置加算	36	ニコチン依存症管理料
8	療養環境加算	37	地域連携診療計画管理料
9	重症者等療養環境特別加算	38	ハイリスク妊産婦共同管理量（Ⅱ）
10	無菌治療室管理加算 1	39	薬剤管理指導料
11	栄養サポートチーム加算	40	医療機器安全管理料 1
12	医療安全対策加算 1	41	持続血糖測定器加算
13	感染防止対策加算 1	42	医療機器安全管理料 2
14	感染防止対策地域連携加算	43	造血器腫瘍遺伝子検査
15	患者サポート体制充実加算	44	HPV 核酸検出 （簡易ジュノタイプ判定）
16	褥瘡ハイリスク患者ケア加算		
17	ハイリスク妊娠管理加算	45	検体検査管理加算（Ⅰ）
18	ハイリスク分娩管理加算	46	検体検査管理加算（Ⅳ）
19	退院調整加算 1	47	遺伝カウンセリング加算
20	新生児特定集中治療室退院調整加算 1及び2、3	48	血管内視鏡検査加算
		49	埋込型心電図検査
21	救急搬送患者地域連携紹介加算	50	胎児心エコー法
22	救急搬送患者地域連携受入加算	51	時間内歩行試験
23	病棟薬剤業務実施加算	52	ヘッドアップティルト試験
24	データ提出加算 2	53	皮下連続式グルコース測定
25	特定集中治療室管理料 1 （小児加算あり）	54	神経学的検査
		55	画像診断管理加算 2
26	特定集中治療室管理料 3 （小児加算あり）	56	画像診断管理加算 1
		57	ポジトロン断層撮影
27	ハイケアユニット入院管理料 1	58	ポジトロン断層・コンピュータ断層複合 撮影
28	新生児特定集中治療室管理料 1		
29	小児入院医療加算料 （プレイルーム加算あり）	59	CT 撮影及び MRI 撮影
		60	冠動脈 CT 撮影加算

No.	施設基準等	No.	施設基準等
61	心臓 MRI 撮影加算	82	両室ペーシング機能付植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付植込型除細動器交換術
62	無菌製剤処理料		
63	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）		
64	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	83	大動脈バルーンパイピング法（IABP 法）
65	処置の休日加算 1	84	補助人工心臓
66	処置の時間外加算 1	85	植込型補助人工心臓（拍動流型）
67	処置の深夜加算 1	86	植込型補助人工心臓（非拍動流型）
68	一酸化窒素吸入療法	87	同種心移植術
69	手術の休日加算 1	88	同種心肺移植術
70	手術の時間外加算 1	89	経皮的動脈遮断術
71	手術の深夜加算 1	90	医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術
72	経皮的冠動脈形成術		
73	経皮的冠動脈形成術 （特殊カテーテルによるもの）	91	胎児胸膈・羊水腔シャント術
		92	輸血管理料（Ⅰ）
74	経皮的冠動脈ステント留置術	93	麻酔管理料（Ⅰ）
75	経皮的動脈弁置換術	94	麻酔管理料（Ⅱ）
76	経皮的動脈焼灼術	95	病理診断管理加算 2
77	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	96	入院時食事療養（Ⅰ）
		97	骨髄細胞移植による血管新生療法
78	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術	98	凍結保存同種組織を用いた外科治療
		99	末梢血単核球移植による血管再生治療
79	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	100	胎児盤的抗不整脈薬投与療法
80	植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術	101	急性期心筋梗塞に対するエポエチンベータ投与療法
81	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術 （レーザーシースを用いるもの）		

ケ 病棟構成及び病床配分については、各部門の患者数や重症度、看護度による看護配置計画等と照らし合せながら、効果的・効率的な運用が可能なように決定された下表に示す病棟構成と病床配分とする。

階	病床数		
10階	循環器予防・ 心臓血管・脳血管 35床	特別室・高度循環器 ドック・治験 10床	
9階	心臓血管 1 38床	心臓血管 2 38床	
8階	心臓血管 (外科・内科) 38床	心臓血管 (外科) 38床	
7階	心臓血管 (高度心不全治療) 35床	心移植・ 再生医療ユニット 24床 (無菌病棟 3床を含む)	
6階	脳血管 1 38床	脳血管 2 38床	脳血管 3 29床
5階	ICU (小児先天性心疾患) 12床	NICU (小児先天性心疾患) 9床	周産期 27床
	小児 (0~15才) 30床	成人先天性疾患 25床	
3階	ICU (成人) 12床	ICU-HCU 12床	
	NCU 6床	NCU-HCU 12床	
1階	CCU 8床	CCU-HCU 16床	
	SCU-ICU 8床	SCU急性期オープンフロア 12床	
全体	550床		

上記名称は、本センター内の呼称であり、診療報酬制度上の施設基準の名称をあらわすものではない。

(11) 用語の定義

本要求水準書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- ア 「本センター」とは、契約上の発注者をいう。
- イ 「監督職員」とは、本件事業に係る契約を締結後、契約図書等に定められた範囲内において受注者又は総括責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約図書の規定に基づき、本センターが定めた者をいう。
- ウ 「検査職員」とは、設計業務、建設工事及びその他業務の完了の確認を行う者で、契約図書の規定に基づき、本センターが定めた者をいう。
- エ 「受注者」とは、本件事業を行う者であり、本センターと本件事業に係る契約を締結する者をいう。
- オ 「総括責任者」とは、受注者が行う本件事業全体における責任を負う者をいう。
- カ 「統括マネージャー」とは、設計業務における管理技術者、建設工事及びその他業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務、建設工事及びその他業務に関し、相互調整を行う者をいう。
- キ 「管理技術者」とは、統括マネージャーのもとで、実施設計の管理及び統轄等を行う者で、契約図書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- ク 「主任技術者」とは、管理技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- 分担業務分野の分類及び業務内容は、以下のとおりとする。
- (ア) 建築（意匠） 平成 21 年国交省告示第 15 号における別添一第 1 項第二号ロ (1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書として表に示す設計の種類欄 (1) 総合に係るもの
- (イ) 建築（構造） 同欄 (2) 構造に係るもの
- (ウ) 電気設備 同欄 (3) 設備の (i) 電気設備、(iv) 昇降機等に係るもの
- (エ) 機械設備 同欄 (3) 設備の (ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備に係るもの
- ケ 「現場代理人」とは、統括マネージャーのもとで、建設工事及びその他業務において工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う者をいう。
- コ 「監理技術者」とは、統括マネージャーのもとで、建設工事において、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う者で、建設業法第 26 条第 2 項に定める者をいう。
- サ 「専門技術者」とは、監理技術者のもとで、建設工事において建築、電気設備、機械設備の工種毎の施工及び監督職員との技術窓口として従事する者をいう。また、建設業法第 26 条の 2 に定める本件事業の現場における当該施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- シ 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
- ス 「設計仕様書」とは、質問回答書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- セ 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、本センターが回答した書面をいう。
- ソ 「現場説明書」とは、設計業務、建設工事及びその他業務の入札等に参加する者に対して、本

- センターが当該実施設計の契約条件を説明するための書面をいう。
- タ 「特記仕様書」とは、実施設計に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- チ 「共通仕様書」とは、実施設計に共通する事項を定める図書をいう。
- ツ 「特記」とは、「1（11）ス 設計仕様書」に指定された事項をいう（共通仕様書を除く）。
- テ 「指示」とは、本センターが受注者に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ト 「通知」とは、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ナ 「報告」とは、受注者が本センターに対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- ニ 「承諾」とは、受注者が本センターに対し、書面で申し出た設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について、本センター又は監督職員が書面により同意することをいう。
- ヌ 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、本センターと受注者が対等の立場で合議することをいう。
- ネ 「提出」とは、受注者が本センターに対し、設計業務、建設工事及びその他業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ノ 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- ハ 「検査」とは、契約図書等に基づき、実施設計及び建設工事の完了の確認をすることをいう。
- ヒ 「打合せ」とは、設計業務、建設工事及びその他業務を適正かつ円滑に実施するために受注者と本センターが面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- フ 「修補」とは、本センターが受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- ヘ 「協力者」とは、受注者が設計業務、建設工事及びその他業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

2 敷地の計画条件

(1) 敷地概要

ア 建設場所

北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業区域内 5 街区 1 画地

イ 敷地面積

30,585.17 m²

ウ 法的規制等

(ア) 用途地域等 商業地域

(イ) 防火地域 防火地域

(ウ) その他の地域地区 吹田東部拠点土地区画整理事業区域（建築条例作成中）

(エ) 建築物の許容容積率 600%

(オ) 建築物の建ぺい率 80%

(カ) 建築物の高さの最高限度 限度あり（高度地区による高さ制限）

(キ) 壁面位置の制限 制限予定あり（吹田市協議済）

(ク) 高度地区による高さ制限 第4種高度地区 45m（北側道路岸部千里丘線の道路中心から南側に 25m の範囲）

(ケ) 日影規制 敷地内規制なし

敷地北西側：吹田市規制区域

4 時間、2.5 時間（測定面 GL+4.0m）

敷地北側、北西側：摂津市規制区域

5 時間、3 時間（測定面 GL+4.0m）

（※ 吹田市、摂津市ホームページより）

(2) 周辺インフラ整備状況

敷地周辺のインフラ整備状況は下記及び別添資料 2（各種技術資料）による。

項目	内容
①上水道	引込口径 100φ (北側道路の埋設本管 (400φ) より供給)
②下水道	放流口径 450φ×2 箇所 (南東道路、南西道路) 400φ×1 箇所 (北西道路) 300φ×1 箇所 (北東道路) (雨水排水と共に処理 (合流管))
③雨水排水	下水道と共に処理 (合流管)
④ガス	引込口径 150φ (想定) (北側道路の埋設中圧本管 (150φ) より供給)

⑤電力	引込口径 125φ×4 引込口径 50φ×1 (北側道路のより敷地内へ突き出された埋設本管より供給)
⑥通信	引込口径 50φ×3 引込口径 50φ×3 (北側道路のより敷地内へ突き出された埋設本管より供給)
⑦堀井 (本工事)	日量 800L 取水可能とする。 (掘削深度 150m×2 本想定。ろ過装置、除鉄・除マンガン装置共)

※引込手続きに関する費用（負担金等）は本センターが負担する。

(3) 敷地及び地盤状況

ア 敷地状況

(ア) 本敷地の状況は、別添資料 1（基本設計書）による。ただし測量が必要な場合においては、受注者の負担で行うこと。

(イ) 本敷地のうち、現状敷地とは工事区域全体を指し、建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認申請の敷地を指すものとする。

(ウ) 吹田市側で調整中の道路切り下げ位置や吹田市側で施工するペDESTリアンデッキとの調整、摂津市にかかる用途地域等については、実施設計において、本センター及び関係部署と協議・調整を行い実施設計図に反映するものとする。

イ 地盤状況

本敷地の地盤状況は、別添資料 1（基本設計書）による。ただし、設計において、受注者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査等を行うこととする。

(4) 敷地現況

移転地として選定された敷地は、JR 岸辺駅を中心とした吹田市、摂津市をまたぐ東西 3.5km の JR 吹田操車場跡地に「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出をコンセプトに土地区画整理事業により整備された土地で、JR 岸辺駅から貨物線路敷を挟んで北西側に位置する一街区である。

敷地西側は、JR 岸辺駅から自由通路でつながる駅前ロータリーに面しており、この自由通路から本センター 2 階レベルにアクセスする歩行者専用デッキを設置予定（吹田市側工事）である。敷地北西側は都市計画道路をはさんで住宅地があり、南西側の街区には商業施設及び吹田市民病院の建設予定地となっている。

(5) 都市計画の手続きに係る留意事項

ア 本件事業に先立ち認可された都市計画の手続き

都市計画決定は平成 20 年 7 月 17 日、事業許可は平成 21 年 4 月 27 日、事業計画変更は平成 23 年 6 月 14 日に行われている。

イ 都市計画に伴う手続き等

都市計画に伴う手続き等が発生する場合は、都市計画法を遵守し、実施設計において関係者と協議・調整を行い、反映するものとする。

(6) 吹田市開発事業の手続等に関する条例に伴う整備に係る留意事項

ア 一般事項

「吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日施行）」及び関係法令・条例・指導要綱等に基づき実施設計を行う。計画の詳細等については別添資料 1（基本設計書）及び「吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日施行）」を遵守し、実施設計において関係者と協議・調整を行い、反映するものとする。

イ 緑化施設

- (ア) 吹田市との協議において吹田市開発事業の手続きに関する条例施工基準第 14 条の緑化面積の算定方法で 12%を確保する事となっており、条例に基づき緑化施設を計画する。
- (イ) 緑化施設（屋上緑化）等の計画については、関係者との調整が必要となる。

ウ 出入口

当該事業区域にある車両の出入口は吹田市側が警察と協議中であり概ね了解済みである。
送迎用（一般者、タクシー、シャトルバス等）入口専用・出口専用、救急車出入口、研究センター車両出入口、サービス車両出入口の合計 5 箇所とし、別添資料 1（基本設計書）に示す位置に準拠すること。
なお、手続きに必要な資料作成、協議には充分協力すること。

エ 消防水利の整備等

- (ア) 消防水利は水平距離半径 100m 以内に事業区域を包含する位置に設置すること。また、消防水利は有効容量が 40 m³以上で耐震性を有し、2 口の挿入口を設けた防火水槽を必要範囲内へ 1 基以上設置すること。
- (イ) 消防水利を車路に設置する場合は、耐圧 20t 以上の基準を満足すること。

オ 消防車両進入路

- (ア) 消防車両進入路は消防活動上有効な広さを確保すること。
- (イ) 建物を岸辺駅前ロータリー前 4 層のエントランス廻り、10 層の病棟廻り、6 層の研究所棟廻りの 3 つに分け、6m 以上×15m 以上で耐圧 20t の基準を満足する消防活動空地进行をそれぞれに 2 か所ずつ、計 6 か所設けること。

カ 雨水流出抑制施設

- (ア) 雨水浸透施設及び雨水貯留施設（雨水流出抑制槽）を組み合わせた施設とする。
- (イ) 公共道路へ雨水流出しないように配慮すること。

(ウ) 位置・容量については別添資料 1 (基本設計書) に準拠すること。

(エ) 位置、容量・工法等を変更する場合を含めて、担当部局と詳細な協議を行い、本センターの承諾を得ることとする。

キ 景観

(ア) 吹田市と確認申請前に必要な事前協議及び手続きを行うこと。

(イ) 外観計画の詳細等については別添資料 1 (基本設計書) に準拠し、実施設計を行うこと。

(7) その他

ア テレビ電波障害

受信障害を周辺に及ぼす事が想定されることから、受注者は周辺への影響について「テレビ受信障害机上予測」を行うこと。なお工事中及び竣工後に新たに生じたテレビ電波障害対策を含むこと。

イ 風環境

風環境の変化についての予測及び評価について、受注者は計画内容を反映させた予測及び評価を行うこと。

ウ 日影

日影の予測については、別添資料 1 (基本設計書) による。

エ 土壌汚染

土壌汚染調査については造成工事の期間中に完了している。

オ 埋蔵文化財

埋蔵文化財調査は現在実施中である (平成 27 年 4 月完了予定)。

カ 飛行場外離着陸場 (屋上緊急離着陸場)

国土交通省の飛行場外離着陸場設置基準、及び吹田市消防の屋上緊急離着陸場等の設置指導基準、双方の基準を満たす計画とする。

キ 電波伝搬障害防止制度

本事業用地は電波障害防止区域に該当しないので届出は不要とする。

ク 周辺道路状況

敷地北側 吹田市道岸部千里丘線幅員 16m

敷地西側 吹田市道岸辺駅前線幅員 32.5m

吹田市道岸辺北交通広場

敷地東側 吹田市 8 号緑地幅員 12m + 摂津市 4 号緑地幅員 6m

+摂津市区画街路 9 号線幅員 7.1m

敷地南側 吹田市道区画街路 8 号線幅員 4.7m + 吹田市道緑の遊歩道幅員 12m

(西側の一部) 斜路付階段

(街区確定図：独立行政法人都市再生機構西日本支社)

3 施設の計画条件

(1) 施設の構成及び規模

ア 施設名称

国立循環器病研究センター

イ 施設用途

平成 21 年度国土交通省告示第 15 号別添二第十号第 2 類及び第八号第 2 類
(病院・研究所)

ウ 病床数

550 床

エ 診療科

28 科

内科、精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、小児外科、心臓血管内科、糖尿病・代謝内科、高血圧・腎臓内科、呼吸器内科、神経内科、脳神経内科、脳血管内科、病理診断科、皮膚科、臨床遺伝科、周産期・婦人科

オ 建築面積（基本設計完了時）

約 16,650 m²

カ 延べ面積（基本設計完了時）

約 125,780 m²（延べ面積）

《内訳》
研究センター：約 114,700 m ²
地下駐車場：約 11,080 m ²

キ 高さ（基本設計完了時）

(ア) 建築物の高さ

- | | |
|----------|----------------|
| a 病院 | 53.95m |
| b 研究所 | 34.20m |
| c その他建築物 | 4.50m：マニホール棟 |
| | 4.50m：救急車駐車場屋根 |
| | 3.00m：自転車置場屋根 |

(イ) 階高

別添資料 1（基本設計書）に準拠し、「諸室リスト」に示す天井高に準拠できる階高を計画すること。

ク 構造

将来の医療環境の変化に柔軟な対応ができ、災害時においても本施設の機能を維持しうる構造計画とする。

ケ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日付け国営計第 79 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）」による耐震安全性の分類については、以下のとおり。

- (ア) 構造体 II 類
- (イ) 建築非構造部材 A 類
- (ウ) 建築設備 甲類

コ 搬送設備

- (ア) 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）
- (イ) 気送管設備

サ 外構

- (ア) 2 階エントランスデッキ（駅前広場上部吹田市側デッキと接続）
- (イ) 消防用水槽（4 ヶ所埋設）
- (ウ) オイルタンク（埋設）
- (エ) 液酸タンク・液化窒素タンク置場（フェンス H1.800、タンク基礎）・マニホールド室
- (オ) 駐車場ゲート（課金システム）・救急駐車場（屋根付）
- (カ) 駐輪場（屋根付、課金システム）
- (キ) 外部サイン
- (ク) 舗装工事、緑化工事（屋上緑化含む）、雨水排水及び雨水貯留工事等
- (ケ) 囲障（擁壁・フェンス等）、敷地内照明設備
- (コ) その他（別添資料 1（基本設計書）に準拠すること）

（2）施設整備の基本方針

「国立循環器病研究センター移転建替基本構想平成 25 年 10 月」に示す「基本構想骨子」を施設整備の基本方針とする。

ア 施設全体の基本方針

- (ア) 診療～治験・TR／臨床研究・基盤センター～研究所～動物実験施設と連続した建物配置とし、診療と研究の一体的、連続的な管理運営体制を構築する。
- (イ) 成長と変化に対応出来る施設とする（各諸室の標準化、大スパン化、スケルトンインフィルの採用等）。
- (ウ) 会議室、談話スペース等を多く配置し、部門間、職種間のコミュニケーション、コラボレーションを活発化させる。

- (エ) セキュリティ、プライバシーを担保する施設とする（機械警備、時間外閉鎖区画の設定、見舞客・見学者等への対応、動物実験施設、検体情報の管理等）。
- (オ) 地下 2 階駐車場を除き、全体で 114,700 m²程度の延床面積とし、免震構造を採用する。
- (カ) 動物実験、RI 関連、有機溶媒の利用、P2 レベルの実験、その他危険物を取扱う研究、実験は部門によらず集約したエリア（棟）内で行う事を基準とする。
- (キ) 情報通信技術、物流等の基幹機能は、先端的な技術を積極的に導入するとともに、診療と研究機能の一体的な管理、運営とする。
- (ク) 我が国の循環器系医療の中心的な役割を果たす人材の育成並びに情報発信・広報機能の強化を行う。
- (ケ) 利用者の安心・安全、新たな街づくりに配慮した、心地よく満足度の高いアメニティ環境を整備する。
- (コ) 高品質、高性能な施設を目指すとともに、環境負荷の低減、費用対効果にも配慮する。
- (サ) サイクロトロンは診療部門、研究部門とも共有が可能な位置に配置する。サイクロトロンで生成する核種については、診療部門と研究部門へ安全に配管で供給できるように計画する。

イ 診療機能における基本方針

- (ア) 安全面、効率面の観点からスタッフ／患者動線の分離を原則とする。
- (イ) 救急～手術～ICU 系病床を中心に縦動線の効率化を図る。
- (ウ) 病床数は 550 床、1 日あたり外来患者数は最大 700～800 人程度に対応できる施設とする。
- (エ) 医療の高度化や将来の変化に柔軟に対応できる施設とする。
- (オ) 総合入院センターの機能を強化、病床運用統括室、専門医療連携室を併設し、外来から転院（退院）までの患者の流れをコントロールする部署として機能させる。
- (カ) CCU・SCU（救急部門）は 1 階、その他 ICU 系病床は手術フロアと同一階とし、機能の効率化を図る。
- (キ) 総合周産期母子医療センター相当の病床数を整備すると共に、周産期、小児のハイリスク患者の管理を集中化させる（NICU 9 床、MFICU 6 床以上）。
- (ク) 手術エリアへの外光の取り入れ、会議室、談話スペースの拡充等、就業環境、業務効率の向上を目指した施設とする。

ウ 研究機能における基本方針

- (ア) 診療部門及び外部機関との連携、協業が容易な施設とする。
- (イ) 会議室（談話スペース、多目的スペースを多く配置し、組織、部門を超えた自由なコミュニケーションの場を作る。
- (ウ) 各部門で共通的な構造を採用し、都署の移転、拡張等、将来の変化に柔軟に対応出来る施設とする。
- (エ) 居室（ドライ）、各種実験（ウェット）、動物実験の各エリアを分離させる構造、レイアウトとする。
- (オ) 原則としてドライラボでは P1 レベルまでの実験を基本とし、危険／有害物質の実験、取扱区分を明確化する。

(カ) 今後の医療クラスター、医工連携、バイオバンク等の事業展開を勘案し、拡張性を充分有した配置とする。

(キ) 動物実験施設に関しては、3R^{*}、国際基準等（AAALAC^{*}、GLP^{*}等）に配慮した施設とする。

※ 3R…動物実験の基準についての理念、Replacement、Reducion、Refinementの頭文字、AAALAC…国際実験動物管理公認協会認証、GLP…優良試験所規範基準

エ オープンイノベーションセンターにおける基本方針

本センターにおける強力な産学官連携体制の下、企業、大学、異分野領域の研究者が同じ施設内に集まり、オープンイノベーションを推進させ、世界に類を見ない最先端の医療技術開発拠点の創出を目的に「オープンイノベーションセンター」を整備する。

(3) 別途発注業務等

本件事業における工事区分リストについて、下表及び別添資料 2（各種技術資料）に示す。ただし下表「別途工事における本件事業の範囲」に示す事項については、受注者の負担とする。

ア 病院

建築工事	項目	本工事	別途工事	別途工事における本件事業の範囲
①	什器・備品・ローパーティション・ベッド・実験台等		○	
②	移動集密収納棚（本体及び埋込レール）		○	据付のための基礎・床下地補強
③	カーテン・暗幕		○	カーテンレール・房掛け・埋込ボックス
④	ブラインド（病室以外の外壁窓）及びロールブラインド（埋込ボックスは本体工事）	○		ロールブラインドは集中治療病棟の多目的室、病棟の多目的室、執務室に設置
⑤	電動ロールブラインド（エントランスホール南側カーテンウォール部分）・電動ブラインド（大会議室1）（埋込ボックスは本体工事）	○		
⑥	店舗、売店、ATMの内装・備品		○	区画間仕切り・天井
⑦	MRI シールド・内装（ダクト・ヘリウム放出用配管共）及び脳波及び筋電シールド・内装	○		
⑧	各種天井吊物（シーリングペンダント・医療モジュール・医療モニター架台・点滴レール（フック共）及び天井内架台・つりボルト共）	○		
⑨	放射線天井走行レール及び天井吊り顕微鏡		○	アンカーのみ
⑩	高圧蒸気滅菌装置・中材洗浄機など、壁面の開口部を隙間無く塞ぐ機器の区画間仕切り・機器等取付け用ステンレス三方枠	○		
⑪	ホワイトボード・掲示板（固定タイプのみ）	○		別添資料 2（各種技術資料）による

建築 工事	項 目	本工事	別途 工事	別途工事における 本件事業の範囲
⑫	大型電動映写スクリーン及び埋込ボックス(大会議室1)	○		
⑬	移動椅子(ロールバックチェア)	○		
⑭	ブドウ棚(大会議室1舞台)	○		
⑮	厨房機器(主厨房のみ)	○		
⑯	アート		○	壁下地補強(エントランスホール壁面)

電気設 備工事	項 目	本工事	別途 工事	別途工事における 本件事業の範囲	
①	構内交換装置	電話交換機、電話機等		○	電源・配管まで。配線・機器設置は別途
②	IP 端末電話装置	アンテナ、交換設備		○	電源・配管まで。配線・機器設置は別途
③	構内情報 通信網装置	配線、HUB、CPU 機器等 病院情報システム、電子カルテシステム、 オーダーリングシステム、 再来受付機、自動会計機		○	
④	待合案内・投 薬表示装置	配線、表示設備機器等		○	
⑤	電話回線購入 及び移転費			○	
⑥	映像・音響装 置(大部屋の もののみ)	配線、映像・音響設備機器等 (電源・通信線用回線、配線、天 井・壁開口及び補強まで)	○		要求水準書記載及び別添資料1・2(基本設計書・各種技術資料)に記載以外の小部屋については、電源・配管まで。配線・機器設置は別途。
⑦	手術室術野映 像装置	配線、カメラ、モニター、専用架 台		○	電源・配管まで。配線・機器設置は別途
⑧	手術室 BGM 装置	配線、音響装置、拡声装置	○		別添資料1(基本設計書)による
⑨	監視カメラ装 置、電気時計	カメラ機器(配管、配線、取付ま で)	○		別添資料1・2(基本設計書・各種技術資料)による
⑩	駐車管制設備		○		
⑪	身障者対応	出入口の音声案内、多目的 WC の 音声案内	○		

電気設備・機械設備工事	項目	本工事	別途工事	別途工事における本件事業の範囲
	(o) 遺体冷蔵庫、遺体体重計		○	
	(p) ドラフトチャンバー（付属ダクト、制御盤を含む）	○		
	(q) 医療ガス設備、液化窒素設備（配管、計量システム、タンク、基礎、フェンス共）	○		
	(r) エアシャワー（1ヶ所）、パスボックス（ステンレス 600 角 4ヶ所）	○		
	(s) ナースコール、インターフォン	○		
	(t) ハンドドライヤー（患者用集合便所のみ 14ヶ所）	○		
	(u) 入退出管理記録設備（電気錠、カードリーダー共）	○		
	(v) サイクロトロンからのガス配管（配管ピットは本工事）		○	
	(w) リハビリ訓練機器：キッチン・トイレ	○		
	(x) 気送管設備	○		
	(y) 風量制御システム設備（CPC・PCR 関連諸室の給排バランスを制御するシステム）	○		
③	店舗 売店 ATM	(a) 店舗の設置、開店に必要なもの 1.機器類及び搬入、据付、調整 2.電気設備工事 手元開閉器盤以降の二次側の配管・配線及び結線・接続 3.機械設備工事 給排水管、換気設備等の設置、配管工事及び接続	○	[電気設備] ・手元開閉器盤まで。 [機械設備] ・給排水配管は室内の管理用バルブ設置まで。 ・ダクトは壁貫通後のダンパーまでとする。 ・冷凍、冷蔵庫等のヒートポンプエアコン機器の配管用スリーブを行う。 ・空調換気設備、火災報知器等の防災設備は本件事業。
④	冷蔵庫設備	(a) プレハブ冷蔵庫（検査部） 1.機器本体及び搬入、据付、調整。 2.電気設備工事 手元開閉器盤以降の二次側の配管・配線及び結線・接続。 （火災報知器等の防災設備を含む） 3.機械設備工事 換気設備等の設置、配管工事及び接続。	○	

電気設備・機械設備工事	項目		本工事	別途工事	別途工事における本件事業の範囲
		(冷凍、冷蔵庫等のヒートポンプエアコン機器の配管用スリーブを含む)			
⑤		(a) RI 排水・排気処理装置及び中央監視モニタリング設備 (モニター類を含む) 1.機器本体及び搬入、据付、調整。 2.電気設備工事 手元開閉器盤以降の二次側の配管・配線及び結線・接続。 3.機械設備工事 換気設備等の設置、配管工事及び接続。	○		
⑥	備品類その他	(a) 備品、移動集密収納棚 (b) 実験台等、実験用流し台 (c) テレビ、床頭台 (d) コインランドリー (洗濯機)、自販機 (e) デイルーム備品 (冷蔵庫、給茶器、電子レンジ、その他) (f) 消火器 (搬入、据付、電気配線の結線、配管類の接続及び調整費共)		○ ○ ○ ○ ○ ○	[電気設備] ・電源・配管・配線・テレビ接続口等 [機械設備] ・給水、給湯、排水等の配管を行う。

イ 研究所

建築 工事	項 目	本工事	別途 工事	別途工事における 本件事業の範囲
①	什器・備品・ローパーティション・ベッド・実験台		○	据付のための基礎・床・壁・天井等下地補強・アンカー
②	移動集密収納棚（本体及び埋込レール）		○	据付のための基礎・床下地補強
③	カーテン・暗幕		○	カーテンレール・房掛け・埋込ボックス
④	ブラインド（全ての外壁窓）及びロールブラインド（埋込ボックスは本体工事）	○		各階外周廊下窓に設置
⑤	各種天吊物（ビデオプロジェクター（大型のもののみ）・設備機器、天井架台吊りボルト共）	○		

電気設 備・機 械設備 工事	項 目	本工事	別途 工事	別途工事における 本件事業の範囲	
①	研究機器及び 関連機器	(a)～(r) 工事区分 ・工事内容 1.機器本体及び搬入、据付、調整 2.電気設備工事 配管・配線及び結線・接続 3.機械設備工事 給排水管、医療ガス・ダクト等の接続			
		(a) ドラフトチャンバー、スクラバー（付属ダクト、制御盤を含む）	○		
		(b) 医療ガス設備、液化窒素設備（配管、計測システム、タンク、基礎、フェンス等を含む）	○		
		(c) RI 排水・排気処理装置及び中央監視モニタリング設備（モニタ類を含む）	○		
		(d) 実験盤電源（1次側供給）	○		
		(e) 動物飼育ラック		○	据付のための基礎・床・壁・天井等下地補強・アンカー・電源・配管・配線・給水・排水
		(f) 洗浄室における高圧蒸気滅菌装置及び壁面の開口部を隙間無く塞ぐ機器の区画間仕切り・機器等取付け用ステンレス三方枠・感知器誤報避け防煙垂壁	○		
		(g) EOG 滅菌器（排気処理含む）	○		
		(h) 洗浄室の上記以外の器材洗浄器等		○	据付のための基礎・床・壁・天井等下地補強・アンカー・電源・配管・配線・給水・給湯・排水

電気設備・機械設備工事	項目	本工事	別途工事	別途工事における本件事業の範囲
	(i) 実験台・実験流し		○	据付のための基礎・床・壁・天井等下地補強・アンカー・電源・配管・配線・給水・給湯・排水
	(j) 手術用手洗装置	○		
	(k) 无影灯（天井内架台・アンカー含む）	○		
	(l) 手術室埋込器材	○		
	(m) 医療ガスのコンセント・医療モジュール（シーリングペンダント・集中治療用ウォールケアユニット）	○		
	(n) クリーンベンチ・安全キャビネット	○		
	(o) 医療ガス設備・液化窒素設備（配管・附属設備）	○		
	(p) エアシャワー（2ヶ所）・パスボックス（SUS 600角 6ヶ所）	○		
	(q) 入退出管理記録設備（電気錠・カードリーダー共）	○		
	(r) サイクロトロンからのガス配管（配管ピット 350×250 は本体工事）		○	

ウ 外構工事

外構工事	項目	本工事	別途工事	別途工事における本件事業の範囲
①	雨水排水工事（側溝、側溝蓋、集水枡）	○		
②	舗装工事（道路、歩道、駐車場）	○		
③	植栽工事（客土、根切、支柱、灌水設備共）	○		
④	道路切下げ工事（吹田市と十分協議すること）	○		
⑤	庇工事（救急入口、研究センター入口、職員入口）	○		
⑥	サービス・外来患者用スロープ車路（緑化人工地盤部分を含む）	○		
⑦	堀井	○		
⑧	大型機器搬入ピット蓋（耐荷用）	○		

※その他、本件事業期間中に別途発注を予定する主なものは、以下とする。

病院・研究所情報システム等の構築の設計・設置業務、医療機器・研究機器等の配置計画・搬入設置業務、備品等の配置計画・搬入・設置業務、引越し業務。

4 業務全般に関する要求水準

(1) 実施設計・建設工事共通の留意事項

ア 関係法令等の遵守

業務実施にあたっては、契約図書、医療法、放射線障害防止法、電波法、建設業法、都市計画法、都市再開発法、景観法、土壌汚染対策法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、特許法、その他関連法令等を遵守すること。

イ 適用基準等

(ア) 本業務の実施に当たっては、関係法令等によるほか、以下の最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した基準等を適用する。また、着工後の改定については、その適用について協議するものとする（※は、官庁営繕関係統一基準）。

(イ) ただし、上記基準の性能等を満たす限りは、受注者は設計及び建設工事の仕様を提案し、本センターの承認を得た上で、適用基準等とすることができる。

a 共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 営繕事業のプロジェクトマネジメント要領
- ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ・ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準 ※
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 請負工事費積算要領（当会版）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準 ※
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築工事における建設物副産物管理マニュアル
- ・ 「建築のライフサイクルと維持管理」
- ・ 環境配慮型官庁施設設計指針
- ・ 省エネルギー建築設計指針
- ・ 「建築物のライフサイクルコスト」
- ・ 「建築物のライフサイクルコスト評価用データ集」
- ・ 「新・LC設計の考え方」
- ・ 「グリーン診断・改修計画基準及び同解説」
- ・ 建築設計業務等電子納品要領

- ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン

b 建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）※
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）※
- ・ 木造建築工事標準仕様書
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 鉄骨設計標準図
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 表示・標識標準
- ・ 駐車場設計・施工指針

c 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準※
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）※
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）※

d 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）※
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）※
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）※
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）※
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）※
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）※
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 「病院空調設備の設計・管理指針」
- ・ 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-04-2011
- ・ 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2013
- ・ 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2011
- ・ 病院設備設計ガイドライン（BCP 編）HEAS-05-2014

e 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準※

- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）※
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）※

f その他

- ・ 図面作成及び電子データ提出要領

(ウ) 基準等の解釈については、最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した基準等を準拠するものとする。

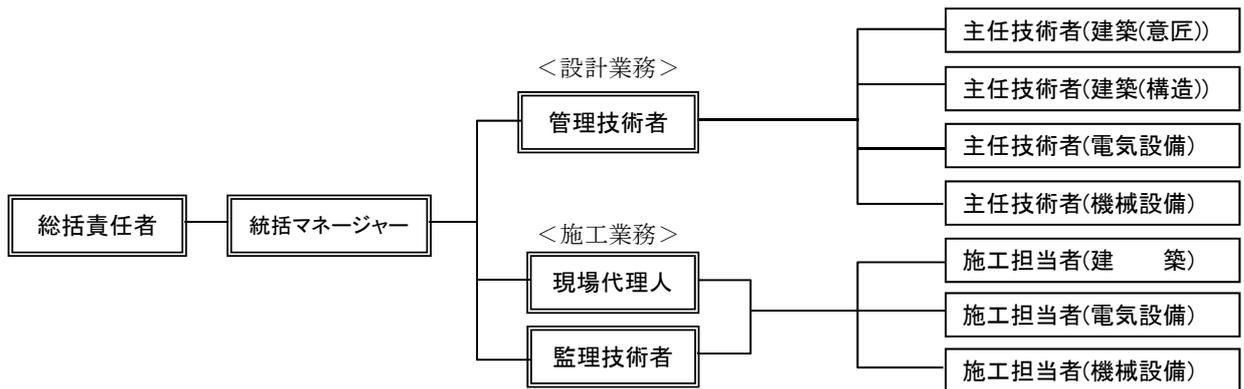
(エ) 本要求水準書と基準等の間に相違がある場合は、本要求水準書を優先するものとする。

(オ) 「標準仕様書・標準図」に掲げる適用基準等については、受注者の責任において、関係法令等及び要求水準（最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部等が制定又は監修した基準等に掲げる適用基準等により定められるものを含む）を満たすように適切に使用するものとする。

(カ) 適用基準等において、「監督職員」が承諾等することとされている事項については、原則として、工事監理業務を実施する工事監理者に読み替えて適用する。

ウ 実施体制

(ア) 設計業務・建設工事・その他業務の実施体制を下図に示す。



(イ) 体制図で示した各々の職務は兼ねることができないものとし、総括責任者を除き専任とする。なお、本件事業における専任とは、他事業及び他業務に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。

(ウ) 受注者は、契約締結後速やかに、業務実施体制（業務計画書に添付）を提出すること。また、受注者は、契約締結後、提案された実施体制に基づき当該業務を履行すること。

(エ) 事業期間において、各担当者は本センターとのパートナーシップを構築し、各種業務を遂行すること。

(オ) 業務実施体制を変更しようとする場合は、速やかに当該変更について本センターへ届け出て、確認、承認を受けること。

エ 事業期間中における現状敷地の管理

(ア) 受注者は、敷地の引渡し後、本件事業対象敷地（現状敷地）について、以下に示す状態とならないように仮囲いで囲う等、当該敷地管理に留意すること。また、敷地の引渡し前に、本セ

ンターと協議を行い、調整を行うこと。

- a 放火等を誘発するおそれがある状態
- b 人の健康を害し、又は害するおそれがある状態
- c 廃棄物の投棄を招くおそれがある状態
- d 周囲の美観を著しく損なう状態
- e その他著しく公益に反する状態

オ 設計施工工程表等

- (ア) 受注者は、契約締結後、実施設計着手から建設工事完成までの設計工程表及び施工工程表を本センターに提出すること。
- (イ) 設計工程表は、実施設計、病院・研究所各部門とのヒアリング、各種条例・構造性能評価申請・確認申請等の提出及び調整の工程、透視図・模型等の提出時期及びその他設計の工程管理に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 施工工程表は、調査を実施する場合の工程並びに建築、電気設備及び昇降機設備、給排水衛生設備及び空調換気設備機械設備の各工事工程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載すること。
- (エ) 受注者は、提出した設計工程表及び施工工程表を変更する必要がある場合は、本センターに報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

カ 本センターの指示

受注者は、設計業務・建設工事・その他業務を通じ、本センターの指示に従い円滑に業務を遂行すること。

キ 打合せ及び記録

- (ア) 受注者は、設計業務・建設工事・その他業務を適正かつ円滑に実施するため、本センターと密接に連絡を取り、十分に打合わせを行うこと。
- (イ) 受注者は、本センターと打合せを行った場合は、その都度、協議記録を作成し、本センターの承諾を受けること。

ク 進捗状況の報告

- (ア) 受注者は、定期的に当該業務の進捗状況及び内容について本センターに報告し、本センターと協議を行った際には協議記録を作成すること。
- (イ) 受注者は、本センターから進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

ケ 関係官公庁等への許認可申請等に係る手続き

- (ア) 本件事業に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きは受注者により行う。また、受注者は、本センターが行うべき事項について支援すること。

- (イ) 関係官公署等への届出手続き等に係る必要な費用は受注者の負担とする。ただし、本センターが負担すべきものは除く。
- (ウ) 受注者は、関係官公署等への届出手続き等に当たっては、届出内容等について、あらかじめ本センターに報告し承諾を受けること。
- (エ) 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、本センターに提出すること。
- (オ) 医療法に基づく許認可申請（放射線施設を含む。医療機器等を除く）の協議、報告、申請資料作成業務等について、受注者は、本センターの求めに応じて実施又は支援すること。
- (カ) 医療機器等に係る許認可申請（医療法、放射線障害防止法等）において、受注者は、本センターの求めに応じて、業務における資料の作成及び提供等について実施又は支援すること。

コ 本件事業期間中に発注を予定する別途発注工事等に係る事項

- (ア) 受注者は、本センターが本件事業期間中に発注する業務上密接に関係する別途工事等（病院情報システム等の構築の設計・設置業務、医療機器・実験機器等の配置計画・搬入・設置業務、備品等の配置計画・搬入・設置業務等）について、その工事等が円滑に行えるよう協力し、十分な調整・連携を図り、設計業務・建設工事・その他業務を遂行すること。
- (イ) 引越し計画の立案及び作業に際しては、工事中・引渡し後とも本センターに十分な協力を行うとともに、本センターと十分な協議を行い、設計業務・建設工事・その他業務に支障のないようにすること。また、医療機器・実験機器等の引渡し前の搬入については必要な労務及び養生などを提供すること。
- (ウ) 医療機器・実験機器等及び什器・備品工事に伴う据付のための基礎工事、壁・天井等下地補強工事、点検口設置等については、実施設計・建設工事の中で遺漏のないよう注意し、本センターとのヒアリングにおいて示すものに基づき実施設計を行うこととする。また、実施設計完了後に変更が生じた場合（最新型の医療機器への変更や、設計時に未決定のものを含む）は、十分な調整・連携を図り、建設工事に内容を反映させるものとする。
- (エ) 本センターは、本件事業に関連し、実施設計監修支援業務、工事監理業務を別途に発注することがある。受注者は、当該実施設計監修支援業務の受注者（以下「実施設計監修者という」）、及び工事監理業務の受注者（以下「工事監理者」という）と十分な調整・連携を図り、設計業務・建設工事・その他業務を円滑に遂行すること。

なお、本センターが行う受注者からの提出書類の確認、現場の立会い及び材料の検査等について、必要に応じ、その業務の全部あるいは一部を実施設計監修者又は工事監理者に委ねることができる。

※実施設計監修支援業務：実施設計期間内において、基本設計の意図を正確に受注者に伝える等、本センターを支援する業務

※工事監理業務：平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 2 項各号に示す工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務（契約管理に関する事務等を除く）。

- (オ) 受注者は、本センターが本件事業の推進にあたり、上記（エ）以外に発注している各種支援業務に関する受注者についても、十分な調整・連携を図ること。

サ 提出書類

- (ア) 受注者は、本センターが指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (イ) 本センターで様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、本センターの承諾を受けること。
- (ウ) 本センターの指示した書類は、各工種（建築、電気設備及び機械設備）に分けて提出すること。その場合の部数は本センターの指示によること。

シ セルフモニタリング・モニタリングの実施

- (ア) 受注者は、セルフモニタリングの実施計画を立案し、計測する定量的な指標、達成水準、指標の収集方法、時期等について本センターに報告すること。
 - (イ) 受注者は、自らの本件事業実施状況について上記実施計画書に基づき、定期的にセルフモニタリングを行い、本要求水準書及び別添資料 1（基本設計書）、別添資料 2（各種技術資料）との整合・変更について、業務の遂行状況を確認し、資料を作成するとともに、実施設計中、実施設計完了時、建設工事中及び建設工事完成時に本センターに報告すること。
 - (ウ) 本センターは、受注者の業務が要求水準に適合していること確認するため、モニタリングを行う場合がある。受注者は、本センターが行うモニタリング結果に基づき、業務遂行の改善を行うこと。
- ※モニタリング：本センターが、受注者が行う業務に対して、適正かつ確実な業務水準が確保されているか、監視（評価・測定）をする行為。

ス 工事費の確認

- (ア) 契約図書に規定する「工事費内訳明細書」及び「工事費積算内訳明細書」の内訳項目については、「公共建築工事内訳書標準書式」を基本とする。
- (イ) 受注者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を本センターに説明するものとする。

セ 設計業務の完了

受注者は設計業務完了時に、後述「5（9）業務の提出書類・成果図書」に示す業務の提出書類・成果図書を本センターに提出し、その内容を説明して本センターの承諾を得ること。

ソ 期限の厳守

受注者は、常にその進捗状況を把握し、完了期限又は本センターが指定した期限に厳守すること。なお、本センターは、業務期限内外を問わず必要に応じて業務の執行並びに成果図書の提出を受注者に求めることができる。

タ 著作権の利用等

成果図書又は工事目的物の著作権の利用等については、契約図書による。

チ 経年検査

引渡し後 12 か月及び 24 か月の 2 回に建築及び設備全般について経年検査を行う。検査の結果、工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、本センターの指示により迅速に修理し、これに必要な費用は受注者の負担とする。また立会い者は本センターの指示による。

5 実施設計に関する要求水準

(1) 業務の方針

別添資料 1 (基本設計書) (但し、基本設計書における、基礎免震と階層内免震の手法についての記載・図面は、特定の技術 (工法) を指定したものではなく、一例に過ぎない。本書において、以下同様とする) 及び別添資料 2 (各種技術資料) 等を十分理解・考察した上で内容に準拠し、提案の方針に基づいた設計を行うこと。また、業務にあたっては、本センターと十分に調整した上で設計を進めること。

(2) 適用基準等

本要求水準書に記載するもののほか、前述「4 (1) イ 適用基準等」による。

(3) 業務の範囲

ア 本件事業整備対象施設の実施設計に関する標準業務 (平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第二号イによる)、及び以下の追加業務

(ア) 事前準備調査業務 (設計業務を遂行するにあたり、受注者として追加的に必要となる地質調査、測量調査等)

(イ) 代替方法反映版基本設計図書 (配置図、平面図、立面図、断面図等)

イ 病院・研究所各部署とのヒアリング業務

ウ 積算等業務

(ア) 建築積算業務 (複合単価等の作成を含む)

(イ) 電気設備積算業務 (複合単価等の作成を含む)

(ウ) 機械設備積算業務 (複合単価等の作成を含む)

(エ) 工事費積算内訳明細書 (「公共建築工事内訳書標準書式」による)

エ その他関連資料

オ 透視図作成 (鳥瞰図、外観図、内観図)

[種類 (1)、判の大きさ (A3)、枚数 (5)、額の有無 (有) 及び材料 (木)]

カ 透視図の写真撮影

[カット枚数 (5)、判の大きさ (2L) 及び白黒・カラーの別 (カラー)]

キ 模型製作

[縮尺 (1/300)、主要材料 (プラスチック)、ケースの有無 (有) 及び材質 (アクリル)]

ク 模型の写真撮影

[カット枚数 (3)、判の大きさ (2L) 及び白黒・カラーの別 (カラー)]

- ケ 吹田市開発事業の手續等に関する条例の提出・協議・完了・交付書所得業務
- コ 吹田市中高層建築物の日照障等の指導要綱に係る書類の作成、標識看板作成設置、住民説明用資料の作成（基本設計で作成済以外のもの）、関係住民への計画の周知、報告書の提出等及び申請手続き業務
- サ 吹田市高層建築物等に係る防災計画の指導要綱の届出業務
- シ 防災計画書作成及び協議・報告書取得業務
- ス 建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認申請・確認済証の取得業務（工作物等を含む）
- セ 建築基準法第 58 条の 2 第 1 項に基づく地区計画区域内建築行為の届出業務
- ソ 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項に基づく中間検査申請・中間検査合格証の取得業務
- タ 建築基準法第 7 条第 1 項に基づく完了検査申請・検査済証の取得業務
- チ 構造計算適合性判定及び大臣評定等審査手続き
関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む）
- ツ 大阪府福祉のまちづくり条例の事前協議書作成・チェックリスト作成・完了届出書作成業務
- テ 景観法第 16 条に基づく通知、吹田市景観まちづくり条例に基づく事前協議の作成及び協議等の諸手続き
- ト 駐車場法の届出書の作成及び申請手続き業務
- ナ 省エネルギー関係計画書の作成及び申請手続き業務
- ニ 耐震安全性の確認のために行う振動解析に使用する模擬地震波の作成業務
- ヌ 詳細工事工程表の作成業務
- ネ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する当該施設の設計等における特別な検討及び資料の作成業務
- ノ エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）第 73 条第 1 項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- ハ リサイクル計画書の作成業務
（ア）設計にあたっての、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）についての検討、設計への反映
（イ）上記（ア）に関する、リサイクル計画書の作成
- ヒ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価「S」取得に係る業務
- フ 当該施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ヘ コスト縮減検討報告書の作成
設計にあたり、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等についてコスト縮減検討報告書の作成業務
- ホ グリーン購入計画書の作成業務
設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として作成する。

- マ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第 17 条に基づく認定取得業務
- ミ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 10 条に基づく届出手続等の業務
- ム ヘリポートの設計調査申請（飛行場外離着陸場、緊急離着陸場両方の基準に適合）
- メ 医療法に基づく許認可申請（医療機器等を除く）の資料作成及び申請手続業務（事前相談計画書、開設許可申請（エックス線診療室放射線防護図及び遮蔽計算書を含む）、使用許可申請（高エネルギー発生装置備付届等を含む）、検査受検及び開設届）。なお、放射線装置については、実施設計の段階で病院・研究所から想定機種を指示するものとする。
- モ 医療機器等に係る許認可申請の補助業務（放射線障害防止法の使用許可申請等の申請書類の作成、施設検査提出書類の作成等）なお、放射線装置については、実施設計の段階で病院から想定機種を指示するものとする。
- ヤ 公的補助事業の補助金等を取得する場合の届出手続等の資料作成（出来高に係る内訳書及び報告書の作成を含む）業務
- ユ セルフモニタリング資料の作成・報告業務
- ヨ プレゼンテーション資料の作成業務
- ラ 各種機器の容量等の計算書の作成業務
- リ 気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等の諸手続き業務
- ル インフラ接続（井水熱ネットワークシステム供給を含む）に係る施設及び必要設備の設計業務
- レ 太陽熱給湯設備等の環境配慮型設備に係る補助金等を取得する場合の届出手続等の事前協議、資料作成及び報告（完成後の運用データの整理を含む）業務
- ロ 保全資料の作成
- ワ モデルルーム作成業務
 - 設計期間中に、モデルルームを本センターの敷地内に設置し、現場ニーズを設計に反映させること。対象とするモデルルームは以下とする。
 - (ア) 手術室
 - (イ) 重症治療用病室（ICU 等）
 - (ウ) 病室（4 床室、個室）
 - (エ) その他提案に基づくもの
- ヲ その他
 - ※上記以外病院・研究所開設に向けて必要となる諸手続き業務。
 - ※受注者は実施設計開始後、本センターの了解を得て各管轄部署と詳細について協議を行うこと。

(4) 業務の実施条件

ア ヒアリングの実施

- (ア) 受注者は、業務において、本センターの要望を十分に反映させるため、詳細な室条件（詳細は後述）についてヒアリングを実施すること。なお、当該ヒアリングについては、受注者が主

導的に行うものとする。

(イ) ヒアリングの部署編成等は、「諸室リスト」に示す「部門」を細分化するものとし、本センターから別に指示する。

(ウ) モデルルームによる現場ニーズを設計に反映させること。

イ 計画にあたっての留意事項

(ア) 施設のバリアフリー機能を標準化とし、安全であることはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが安心して利用できるように、わかりやすい施設設計とすること。

(イ) 将来の設備機器及び医療機器・実験機器等の更新が可能な計画とすること。また実施設計において主な機器の搬出入計画を検討すること。

(ウ) 設備機器及び医療機器等、什器備品等の設置について、本センターや関連する業務等と十分連携のうえ配慮をすること。

(エ) 施設計画については、将来の医療・研究環境の変化に柔軟に対応できるものとする。

(オ) 本センターからの要望等により当初想定していないコスト増が見込まれる場合には、コスト減となる別途の代替方法の提案を行い、適切なコストマネジメントを行うこと。

(カ) 設計内容や施工方法は、本センター経営の観点から、概ね 30 年程度の長期修繕計画及びライフサイクルコストをもとに検討し、結果を本センターに提示し、分析結果をもとに、設計業務を進めること。

(5) 全体施設計画

ア 設計コンセプト

本センターは、ナショナルセンターの使命として、「臨床を志向した研究」、「医療イノベーション」を加速させることを目的として整備するものである。

その実現に向け、以下①～③の設計方針のもと、(ア)～(カ)の設計コンセプトに基づき、施設計画を行う。

- ①オープンイノベーションを推進させる病院・基盤センター・研究所の一体的施設づくり
- ②医療・研究ユーザー間のコミュニケーションを誘発、活発化する空間づくり
- ③ナショナルセンターとしての永続性を維持できる施設づくり

(ア) 先進性：イノベーション

a 連携・一体化・機能性

- ・病院～基盤センター～研究所の連携を促進する空間構成とする。
- ・情報・通信技術による業務連携を強化する。
- ・外部施設との連携と、オープンイノベーション推進を可能にする施設計画とする。
- ・コミュニケーション・コラボレーションを活発化する空間とする。
- ・関連部門の緊密な連携が実現できる平面構成と上下動線連結による機能的な配置計画とする。

(イ) 国際性：グローバル

a 情報発信・国際基準の達成

- ・国内外への積極的な情報発信や、広報活動機能の充実が図れる情報発信施設を計画する。
- ・医療・研究・実験等の国際基準を踏まえ、グローバルスタンダードに合致した施設づくりとする。
- ・予防医療や先進医療を充実させる関連諸室の配置とする。

b 人材育成業務支援

- ・循環器系医療で世界を担う人材育成を促進する豊かな臨床・研究環境を計画する。
- ・部門間・職種間の連携強化・人材育成を促進する共用部・管理部門のスペースを計画する。
- ・診療、研究活動の教育・研修施設を計画する。

(ウ) 永続性：サステイナブル

a 高いフレキシビリティ・可変性

- ・医療・研究・環境ニーズに柔軟に対応し、成長と変化に対応できるフレキシブルな施設とする。
- ・外部に将来拡張用地、内部に将来拡張スペースを確保し、拡張ニーズに対応できる計画とする。
- ・改修工期短縮とコスト低減が図れる計画とする。
- ・病室全個室化でも総病床数が変わらない病棟計画とする。

b 更新性

- ・スケルトンインフィル、ユニット標準化等の採用により更新性と品質を確保する。
- ・費用対効果の高い環境配慮技術を採用する。

(エ) 安全性：セーフティ

a 安全確保・セキュリティ・プライバシー

- ・各種実験、RI 利用等危険物取扱において、安全確保が確実にできる施設計画とする。
- ・非常時においても、機能維持が可能な施設とする。
- ・エリアや情報管理のセキュリティが万全な平面計画・設備計画とする。
- ・患者やスタッフのプライバシーを確実に守り、安心して利用できる施設とする。
- ・外部エネルギーインフラの途絶を伴う災害時を想定した BCP 計画・免震化を図る。
- ・院内感染対策、転倒防止など安全性に配慮した建築・設備計画とする。

(オ) 快適性：アメニティ

a 快適性・地域・まちづくり

- ・看護、治療のしやすさと患者・家族の快適性を両立した外来・病棟計画とする。
- ・まちづくり計画における緑のネットワークと一体化させ、豊かな地域環境の整備促進が図れる計画とする。
- ・近隣住宅地への影響を十分配慮した配置計画とする。
- ・スタッフのモチベーションを向上させるアメニティエリアを計画する。

(カ) 環境性：エコロジー

a 環境負荷低減・長寿命化・エコマテリアル・リサイクル

- ・費用対効果の大きい最新技術を採用し、環境負荷の少ない施設とする。
- ・建物のロングライフ化による耐久性向上と、機能性保持による環境負荷を低減させる計画とする。
- ・自然材料、地域産材の使用で環境負荷の低減を図る。
- ・リサイクル材の積極利用と廃棄物の削減、適切処理を図る。

イ 配置計画

(ア) 施設は、敷地西側の岸辺駅ロータリー側から病院ゾーン、基盤センター・連携ゾーン、研究所ゾーンと配置して計画する。また、病院ゾーン及び研究所ゾーンには将来増築スペースを確保する。

(イ) 敷地北側の住宅地へ配慮して建物全体は敷地南側へ寄せ、高層棟も出来る限り南側へ寄せる計画とする。

(ウ) 施設へは駅自由通路から、吹田市が設置する駅ロータリー上空の歩行者専用デッキを利用し、直接アクセス出来るように計画する。

(エ) 車利用の一般外来者は駅前ロータリー導入道路より左折で進入し、正面玄関へ車を寄せられる計画とし、正面玄関前から、建物を南北に貫通するピロティを抜けそのまま一般道へ左折で出られるように計画する。また、出口前に地下駐車場へアクセス出来るように計画する。

(オ) 北側の一般道には救急車両出入口、研究センター出入口、サービス車両出入口をそれぞれ計画する。

ウ 外装計画

(ア) 全般

a 施設の外観は、周辺環境と調和し、地域に配慮すること。

b 外部建具や外壁における断熱性の高い材料・工法の採用等、建物の熱負荷抑制を図ること。

c 関係法令などにに基づき可能な限り屋上緑化に努め、療養環境の向上を図るとともに、ヒートアイランド現象の抑制や建物の熱負荷抑制に配慮すること。なお、屋上緑化に当たっては、維持管理を軽減するために、耐風性・必要な手入れ頻度等を考慮して樹種選択及び支持を行うこと。

d 材質は、建物全体にわたり一体感のあるものとし、経年変化及び退色性の少ない材料とする。また外装主材及び表面仕上げ、外部建具は長寿命でメンテナンスに手間がかからないものとする。

e 防水、防湿、防音、断熱及び結露について十分な対応を行うこと。

f 建物の外装面については、光の反射による周辺環境への影響を最小限にする。ただし、生活環境に対する障害及び交通等の安全確保の観点から影響の恐れが無いものについてはこの限りではない。

g 周辺の建物との見合いに配慮する。

(イ) 屋根の計画

- a 建物の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、収集して樋により処理する。
- b 建物の樋は、外観を考慮し内部に設け、隠蔽するものとするが、容易に点検及び清掃ができること。
- c 設備配管類取出口は、床レベルのスラブが無い場合は内断熱を行うこと。
- d 設備機器置場、太陽熱給湯設備、太陽光発電設備等がある場合は、適宜、設備配管類取出口を設けること。
- e 設備配管、配線のための基礎は屋上防水更新の支障とならない基礎形状とすること。

エ 構造計画

(ア) 全般

- a 基本設計書における、基礎免震と階層内免震の手法についての記載・図面は、特定の技術（工法）を指定したものではなく、次の事項を検討したうえでの一例に過ぎない。
 - (a) 地下2階駐車場、コア部分の防火区画と機能性の確保
 - (b) 建物西側範囲の車アクセスの容易性の確保
 - (c) 効率的な駐車配置と必要台数の確保
 - (d) 免震ピットを利用した各種処理層の確保（研究等）よって、提案者においては、構造の基礎形式のみならず、構造全体について検討し、上記の事項も併せて解決し、さらに有用な技術提案を広く求めるものである。かかる趣旨による構造全体についての見直しは、基本設計書の不準拠には該当しない。
- b 将来の医療環境の変化に柔軟に対応できる構造計画とすること。
- c 耐震安全性の目標を以下に示す。
 - (a) 病院棟・研究棟
災害時においても循環器病の拠点として、大地震後、構造体を補修することなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な病院・研究機能の確保を図ること。
 - (b) 2階入口歩行者デッキ
災害時においては、2階レベルが主要な動線となるため、大地震後、構造体を補修することなくデッキを使用できることとし、十分な機能確保が図れること。
 - (c) マニホール棟
災害時、病院・研究所の機能維持のための重要施設であるため、大地震後、構造体を補修することなく建物を使用できることとし、十分な機能確保が図れること。
- d 免震構造とすること。
- e サイクロトロンでつくられる核種の気体を配管で、安全に病院と研究所の各諸室へ供給できる構造とすること。
- f 免震装置の位置・個数に関しては、記載のクライテリアが満足できれば、受注者の提案による。

- g 柱、大梁部材体力検定値は、長期及び短期とも、0.9 以内、床、小梁等二次部材に関しては、0.7 以内を目標とする。
 - h 長期荷重時において、部材のひび割れ幅は 0.2 mm 以内を目標とする。
 - i 病室において、不快感が生じないよう振動は住宅程度を目標とする。
 - j マスコンクリートに関しては、必要に応じて高炉セメントの使用を可能とする。
 - k 躯体材料耐用年数は等級 3 を目標とする。
 - l 地質詳細調査を行い、振動解析に使用する模擬地震波を作成すること。
 - m 建築非構造部材及び建築設備固定部の設計用地震力及び変形追従性は、時刻歴応答解析結果を踏まえて適切に設定するものとする。外装材については、以下のとおりとする。
 - (a) 層間変形角 1/100 に対して、部材が破損及び脱落しない。
 - (b) 層間変形角 1/150 に対して、主要部材に損傷なし、二次部材等については、シーリング材の補修程度で継続使用できる。
 - (c) 層間変形角 1/300 に対して、なんら補修なしに継続使用できる。
 - n 耐風に関する性能は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を適用する（設計用風圧力は、風洞実験結果又は建築基準法施行令第 87 条及び告示第 1454 号、1458 号による算出値とする。また、再現期間は 200 年とする）。
 - o 地震時における液状化の発生の可能性及びその程度を判定し、液状化の恐れのある場合には、その影響を適切に考慮する。
 - p 建築非構造部材の耐震安全性については、地震動においても、外装材、内装材、建具等の脱落及び破損が生じないよう配慮し、家具等の什器備品の転倒防止にも配慮した計画とすること。
 - q 建築設備の耐震安全性については、機器の設置にあたり、機器本体の耐震仕様について十分な検討を行うこと。また、据え付け部については構造計算を行い、地震動においても破損及び転倒しないよう安全な計画とすること。
 - r 建築設備の大地震動後においても機能する必要がある設備機器は以下のとおりとする。
 - (a) 配電盤、発電装置、直流電源装置、交流無停電電源装置、構内交換装置、情報通信機器、非常放送増幅器、自動火災報知受信機、中央監視装置、熱源機器、給水装置、排水装置、消火設備、医療ガス設備、気送管設備、エレベーター設備、エスカレーター設備
 - (b) 耐震安全性の分類は甲類とする。
- (イ) 免震層・ピットの計画
- a メンテナンス通路と免震装置の将来取替え時搬出入通路を設定し、可能な限り設備配管と通路が交差しない計画とし、止むを得ない場合は配管の上部又は下部に高さ 1.5m 以上の通路スペースを確保すること。また、免震装置は取替え時の引き抜き方向を確認し、そのスペースには設備配管を通さない計画とすること。
 - b スラブレベルの異なる境界には必ず階段を設置する。
 - c 湧水排水溝を非免震擁壁に沿って全周に計画し、スラブレベルごとに釜場を 2 箇所以上計画する。
 - d 釜場の場所はメンテナンスしやすい場所とする。なお、釜場のサイズは 1.4m×0.7m、深さは 0.5m を標準とする。

- e ドライエリア廻りは雨水侵入及び湧水が考えられるため、釜場に自動で交互に作動する水中ポンプを2基据え付け、最寄りの雨水桝に接続する。能力は、釜場の水を10分程度で排水できる程度とする。
- f 水槽は梁、床の水勾配（雑水槽、高温水槽等）を考慮した内法有効容量を算出し、必要容量と喫水レベルを検討すること。また、水槽のマンホールは防水防臭型とし、メンテナンス時の昇降と釜場の目視のため、釜場直上をやや外れた位置に設定すること。
- g 免震継手の位置を設定の上で、非免震側配管と免震側躯体（梁及びフーチング廻り）の離隔及び非免震側擁壁と免震側配管との離隔を、650 mm以上確保すること。また、免震継手の非免震側配管架台と免震側躯体等との離隔も同様とする。
- h ピットの床点検口は、ピット内の配管の位置と干渉しない位置とすること。
- i 地下1階核医学の管理区域の上部下部は設備配管、電気配線を極力通さない計画とすること。
- j 特殊排水タンク、RI排水タンク等のサイズと搬入ルートを確認すること。

オ 施設計画（設備）

（ア）設備計画に関する要件（共通）

a 基本方針

（a）設備要件

- (i) 高効率の機器、システムを採用すること。熱源設備は制御性が高く、低負荷時においても高効率な運用が可能な機器、システムとすること。
- (ii) 人感センサー等の照明制御、室単位の冷暖房の発停、自動水栓等を採用し、無効な負荷が生じないシステムとすること。
- (iii) CO₂排出量削減等、地球温暖化防止に努め、環境負荷の低減を図ること。
- (iv) 室内環境条件は、建築物の種類及び各室の使用目的、条件等を十分検討し、できるだけ個々に環境調整できるようにすること。
- (v) 診察室、説明室、病室、トイレ等の患者等のプライバシーに配慮すべき諸室において、配管、ボックス、ダクト等による音の漏洩がある場合は、対策を施すこと。また特段の記載がない場合においてもダクト等による音の漏洩対策を行うこと。

（b）災害時その他における信頼性の確保

- (i) 外部エネルギーインフラの途絶を伴う規模の広域災害時においても施設機能を維持継続可能な設備計画とすること。
- (ii) 設備機器、配管等の損傷による二次災害を生じさせることのないように耐震性の高い工法とすること。
- (iii) 大雨、強風、雷等、気象災害に対する被害防止対策を講じること。

（c）ライフサイクルコスト（LCC）の縮減

- (i) 建設費、光熱水費、維持管理費等を総合的に評価し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減が可能なエネルギー供給システム及びその他の設備を採用すること。

（d）更新性及び維持点検の容易性の確保

- (i) 更新、保守点検、維持管理、将来増設の容易性に配慮した、設備機器、配置、設備計

画とすること。

- (ii) 将来の諸室の用途変更、レイアウト変更、機器等の入れ替え等にも対応可能な計画とすること。
- (iii) 機器の仕様及び方法の選定については、メンテナンスが容易な設備で、選定時点において経済的で信頼性、耐久性が高く、最新のものを選定すること。

b 諸室要件その他

- (a) エネルギー計量のため、パルス発信式計量装置及び熱量計を設置すること。また計量については、階毎、部門毎とし、更に研究所においては実験室、研究室の室毎に計量可能な仕組みとすること。
 - (i) 電灯分電盤、動力制御盤、OA分電盤、放射線盤、実験盤など全ての盤（電力）
 - (ii) 機器や専用工事における幹線
 - (iii) 地下1階厨房（電力、ガス、給水）
 - (iv) 1階店舗（厨房、外来食堂、職員食堂）（電力、ガス、給水）
 - (v) 2階店舗（売店）（電力、給水）
 - (vi) 各階パントリー（電力、ガス、給水）
 - (vii) ATM他（電力）

※（注意）

- ①給水の量水器は、上水、井水、それぞれの必要とする箇所に設けること。
- ②冷水、温水の熱量は、中央熱源、各所の空調機械室の空調機、空調機械室のその他（ファンコイルなど）の消費熱量とすること。
- ③計量器の計量法に基づく検定取得については、前述（iii）～（vii）に基づくものとするが、詳細はヒアリングによること。

(b) 自動販売機の設置について

外来部、病棟、研究所その他院内の各所に設置する自動販売機（50台程度）に必要な電力、給排水設備を設けること。

(c) その他事項

- (i) 本要求水準書内の別途発注業務に掲げる医療機器、研究所実験機器等の設置に伴う電源、配管、配線設備等（建築、電気設備及び機械設備）の工事を実施するに際しては、受注者は機器業者等よりヒアリングを行い、本センターと十分な協議の上、協力すること。
- (ii) 本件事業に伴い新たに整備する次のインフラ設備について、受注者はインフラ供給者と十分に協議を行うとともに、必要な図面の作成及び手続き等を行い、インフラ事業の推進を図ること。

- ①電力の引込み（関西電力株式会社）
- ②通信の引込み（西日本電信電話株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社
ジュピターテレコム等）
- ③都市ガス中圧管の引込み（大阪ガス株式会社）
- ④市水道の給水管等の引込み（吹田市水道部）
- ⑤下水道の本管への放流（吹田市下水道部及び環境部）
- ⑥院内携帯不感知対策（主要携帯電話会社3社）
- (iii) ケーブル類の壁内隠蔽配管はケーブルラック及び配管内に収納すること。
- (iv) 電話設備、医療情報設備（病院・研究所情報設備・電子カルテシステム・オーダーリン
グシステム、再来受付システム・自動会計システム等）、医療モニター設備等の病院
が設ける諸設備に関し、本件事業では、ヒアリングに協力し設置・計画に配慮するこ
と。なお、本件事業においては、これらの諸設備に対し機器の一次側まで電源の供給
及び配管（呼線共）並びに天井モニターには天井吊り金具、壁付けモニターには壁内
の下地を用意するものとする。

(イ) 医療機器及びその他関連工事について

a 搬入

(a) 医療機器及びその他関連機器の搬出入について

医療機器及び関連機器や別途発注業務における医療機器、研究所実験機器等の設置に
ついて搬出入計画を実施するに際しては、受注者は機器業者等よりヒアリングを行い、
本センターと十分な協議の上、設計すること。

b 附属工事

(a) MRI 機器のクエンチパイプなど

医療機器設置に関して附属する設備については安全に十分配慮し、意匠にも十分な配
慮を行うこと。

c その他

(a) 各医療機器及びその他関連機器の設置及び設置に伴う電源、配管、配線設備等（建築、
電気設備及び機械設備）の工事を実施するに際しては、受注者は機器業者等よりヒアリ
ングを行い、本センターと十分な協議の上、設計すること。

カ 外構計画

(ア) 全般

- a 別添資料 1（基本設計書）に基づいた外構計画を行う。また、下記を含む計画について関
係者（本センター、吹田市等）と適切な時期に協議を行うこと。
- b 別添資料 1（基本設計書）における配置計画・外部動線計画及び外構計画は、完成時の状
態を示している。完成までの敷地境界に必要な措置（仮設フェンスの設置、等）の設計及
び施工は本業務に含むものとする。
- c インフラ接続、雨水抑制槽、外構等の計画においては、確定している道路境界線、道路レ
ベルをもとに設計を行う。その条件は、別添資料 2（各種技術資料）による。また敷地北

側道路境界の一部は 1m セットバックを行うこととする（基本設計書外構計画図による）。なお、道路境界線の段差の処理、等の詳細については、実施設計において関係者（本センター、吹田市等）及び関係法令協議先と協議・調整を行い、実施設計に反映するものとする。

(イ) アプローチ計画

a 全般

- (a) 敷地内のアプローチについては、別添資料 1（基本設計書）の第 2 章「配置計画、外部動線計画」及び「外構計画」に準拠すること。
- (b) 歩行者・自転車利用者・車両等交通手段による違い、患者・病院職員・研究所職員・物品供給等来院目的の違い等による動線分離に心がけ、極力単純で安全なものとする。
- (c) 構内に十分な車両等の待機スペースを設けることにより、周辺道路における待機等が発生しないように配慮すること。
- (d) 将来の交通需要の変化や災害時に対応できるよう、建物への寄付きについて十分な長さを確保すること。
- (e) 道路から駐車施設、バイク置場、駐輪場等の各施設がわかりやすい計画とするとともに、主出入口等への目的場所に適切に誘導できるように、敷地内に誘導標識等を設置すること。
- (f) 車路内及び共用車路と道路への出入口部等の敷地内については、安全に十分に配慮し、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、路面標示・カーブミラー・警告灯・安全標識等の安全対策の措置を講じること。特に、駐車場出口は、出庫ブザー及び回転灯の設置、一時停止の路面標示及び標識を設置し、歩行者への安全の確保に努めること。
- (g) 安全性に配慮し、死角等が生じない見通しの良い計画とする。
- (h) 駅前交差点に面する角から救急車両出入口手前まで、外来車両出口部分を除き、道路境界線から 1m セットバックして外構計画を行う。1m セットバック部分の仕上げは現状の歩道と同じ仕上げとし、移管は行わないので境界石は現状のままとする。

b 車両動線計画

- (a) 敷地内の車両出入口については、別添資料 1（基本設計書）の第 2 章「配置計画、外部動線計画」及び「外構計画」に準拠すること。
- (b) 来院者の送迎者の車両、バス、タクシー、救急車、業務用車両の危険な交錯が発生しないように配慮した車路計画を策定し、整備すること。また車両の軌跡の検討を行うこと。
- (c) 駐車場の入庫に際し、駐車場入口への誘導を図る分かり易い看板を設置すること。

c 歩行者動線計画

- (a) 敷地内の出入口については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (b) 構内は歩道を明確に分離し、歩行者の安全を確保すること。
- (c) 構内の歩道の床面は雨の日等に滑らない材料を選定し、患者が転倒しないようにすること。
- (d) 構内は車椅子の通行に支障がないように配慮するとともに、視覚障害者用誘導ブロックを設ける等、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮すること。

- (e) 建物を南北に貫通する歩道は車道側には固定式チェーン付車止めや敷地外から進入の規制も可能なように上下式チェーン内蔵錠付車止めを設けること。歩道の勾配が 1/20 を超える場合は歩道両側に立ち上がりを設け、手摺の設置を行うこと。南北貫通歩道の駅前ロータリー側に二輪車の侵入を規制する車椅子ゲートと柵を設置し、南北貫通歩道を歩行者と車椅子利用者が安全に利用できるよう配慮する。

(ウ) 駐車施設等整備計画

a 車寄せ、車路等

- (a) 車寄せ、車路等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (b) 車寄せ部分の幅員は、各乗降場部分を配慮した上で、幅員を 5.5m 以上で計画する。
- (c) 車道部は、車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない。また、埋戻しを行った箇所は適用基準等に規定する耐力が確保され、沈下が生じないよう、適宜、路盤改良又は地盤改良を行う。

b 駐車施設

(a) 駐車施設の考え方

- (i) 一般用駐車施設については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。十分な台数を用意するとともに利便性の向上に配慮すること。
- (ii) 病院・研究所の規模を考慮した、救急車、小型貨物車、4 トン車等の業務用車両の動線を確認し、駐車施設を確保すること。

(b) 台数等

- (i) 駐車施設の総台数は、一般用・車椅子利用者用として、300 台以上を確保すること。
- (ii) 目的に合わせて適切な台数分を各用途に応じた適切な位置に配置、確保し、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。

(c) 管理方法

- (i) 駐車施設は 24 時間利用が可能なこと。
- (ii) 管理用の駐車施設を除く出入口には、発券機、精算機、ゲート装置、出庫表示灯及び自動精算機を設置した計画とし、施設内に事前精算機を設置できる計画とすること。
- (iii) 駐車施設は、外来患者と一般利用者用との料金区分けが可能なシステムとすること。

(d) 設置形態

- (i) 駐車施設は、平面駐車施設（地上外部・地下 1 階・地下 2 階）とする。
- (ii) 駐車スペースは、一般用駐車スペースの幅員は子ども連れでの乗降や介添えのしやすさを考慮し、原則として、一般用 5.0×2.5m 以上、車椅子利用者用駐車施設 5.0×3.5m 以上を確保する。また、車路の幅員は、対面通行は 6.0m 以上、一方通行は 3.5m 以上を確保する。
- (iii) 駐車スペースは、歩行者用通路を確保する。
- (iv) 白線引きを行い、車止めを設置すること。
- (v) 適宜、身障者用マークの白線引き、看板等を設置すること。

(e) その他

- (i) 駐車施設の位置を把握するための標識等の設置を行うこと。
- (ii) 救急用・業務用（ドクターカー）の駐車施設については、屋根を設けること。

- (iii) 救急用・業務用（ドクターカー）の駐車施設については、適宜、散水栓を設けること。
- (iv) 救急用・業務用（ドクターカー）の駐車施設については、適宜、コンセントを設けること。
- c 駐輪場、バイク置場
 - (a) 別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
 - (b) 駐輪場は、自転車及び原動機付自転車用として付置義務台数 133 台以上（屋根付）を確保すること。駐輪場は課金式で外来患者と一般利用者用との料金区分けが可能なシステムとすること。
- d タクシープール・タクシー乗降場、シャトルバスプール・シャトルバス乗降場
 - (a) タクシープールは隣接する駅前ロータリーに既設であるものを利用するので、計画敷地内にタクシープールは設けない。
 - (b) 3 台のシャトルバス待機スペースを敷地内に確保する。
 - (c) タクシーの乗降場とシャトルバスの乗降場は 1 階主出入口の近傍に配置し、他の車両交通の支障にならないように計画すること。
- (エ) 緑化施設（屋上緑化）に関する計画
 - a 設備機器、設備配管類取出口等を設置した上で、設置可能な範囲には屋上緑化を行う。別添資料 1（基本設計書）に準拠する。ただし、樹種などについては設計時の提案によるものとする。
 - b 維持管理の容易な樹木を選定すること。
 - c 維持管理及び災害時を考慮し、適宜、散水栓及び灌水装置を設けること。
 - d 吹田市開発事業の手續等に関する条例（緑化の推進等）のに基づき計画し、規定以上の緑化施設（屋上緑化）を計画するものとする。
- (オ) 舗装計画

車路は、耐久性に富んだものとし、タクシー・シャトルバス乗降場等は、重量等を考慮した材料、工法とする。1 階車寄せ車路の有効高さは 3.5m 以上で計画するものとする。
- (カ) 敷地内照明設備に関する計画
 - a 駐車施設、車路及び歩行者デッキ等は、夜間歩行の照度確保及び防犯等に配慮した屋外照明とし、防犯上、管理上及びコスト上において有効な計画とすること。
 - b 環境を配慮した LED 照明等の採用を考慮すること。
 - c 環境を配慮した自然エネルギーを利用した外灯を適宜、設けること。
 - d 敷地内照明設備は、防犯灯の設置計画を考慮した計画とすること。
- (キ) 柵・フェンス・門扉に関する計画
 - a 敷地境界、道路境界、歩行者デッキ等の周囲にフェンスを設け、周辺環境との調和を図る。
 - b 高低差がある場合は、フェンス等の安全対策を講じるものとする。フェンスについては、高さ 1,400 mm 程度以上とする。
- (ク) 公共掲示板、案内板等に関する計画
 - a 適切な位置に、十分な数量を設けること。
 - b 全体敷地に対して適切な位置に総合的な誘導案内等を計画すること。
 - c 施設運営の変更に対応しやすい方式とすること。

- d 診療案内等を設ける。
 - e 設置されたサイン等によって、施設利用者がけが等をしないように安全性を確保すること。
- (ケ) インフラ及び接続部に関する計画
- a インフラ接続部分に係る外構柵及びハンドホールのレベル及び土被りを検討し、免震擁壁接続部のスリーブレベル等と収まりを調整すること。
 - b オイルタンク及び医療ガス配管用のトレンチと非免震側擁壁接続部のスリーブレベル等と納まりを調整すること。また、配管等と非免震側擁壁の離隔が 650 mm以上確保した計画とすること。
 - c オイルタンクの通気の立上げ、接続ボックスの位置及び形状は、有効空地の景観と調和した計画とすること。また、オイル配管トレンチは雨水流入対策としてオイルトラップを設置すること。
 - d 消防水利等の補給水は手動給水とする。
- (コ) その他
- a 仕上げ材は地面に固定し、材質・色彩は建物と調和していること。
 - b 歩行者が利用する部分のグレーチング等は細目とする。また、車両が通る場所のグレーチング、柵蓋等は適宜、耐荷重ボルト止め仕様とする。

(6) 病院施設計画

ア 病院施設計画__建築

(ア) 共通事項

- a 各室性能は、「諸室リスト（建築編）・（電気設備編）・（機械設備編）」及び別添資料 1（基本設計書）に準拠する。
- b 本施設の外装及び内装は、要求水準を満たすとともに「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）に記載する内容を準拠すること。

(イ) 平面・断面計画

- a 平面・断面計画を策定する際には、別添資料 1（基本設計書）を準拠することとし、病院各部門と十分な協議を行った上で詳細を決定すること。
- b 主要な出入口は外部から認識しやすい位置に配置すること。
- c 患者動線、職員動線及び供給動線は明確にし、できる限り交錯しないように配慮し、機能性及び安全性を考慮した動線計画を策定し、整備すること。なお、上下の位置関係にも配慮した計画とすること。
- d 廊下幅は、建築基準法及び医療法の規定を遵守すること。歩行補助手摺り内法寸法で規定寸法を確保するものとする。
- e 各階において、その階の床仕上面の高さは同一とする。
- f 外来患者が自分の位置を把握しやすいように各部門を配置すること。
- g 入院患者と外来患者の動線は可能な限り交錯しないように配慮すること。
- h 大型の設備機器及び医療機器等を配置する部屋は、将来の機器更新等における搬入も想定した構造等とすること。
- i 電気室、EPS、防災センター、中央管理室、電話交換器室、サーバ室、手術室等の重要諸

室の直上階には原則水配管を設けないこと。ただし、やむを得ない場合は、二重スラブとする他、漏水対策を行うこととし、本センターの承諾を得ること。

(ウ) 内装計画

a 一般

- (a) 「諸室リスト」に基づいた設計とする。ただし、記載されている仕上げは諸室機能に合わせ大きく分類したものであるため、本センターが同等と認めるものについては採用することができるものとする。
- (b) 患者が利用するスペースは可能な限り自然光を利用した明るく落ち着いた空間となるように工夫をし、音や風の流れにも配慮すること。
- (c) 病棟、外来部、診療部門、その他各諸室の内装については、その用途、特性等を考慮した仕上げとする。
- (d) 診察室、説明室、病室、トイレ等の患者等のプライバシーに配慮すべき諸室については「諸室リスト」に記載の性能を確保すること。また特段の記載がない場合においても会話の内容が外部からは把握できない程度の遮音をすること。
- (e) 病院として静謐かつ清潔感のある色彩及びデザインとすること。
- (f) インテリアは画一的とならないように配慮すること。また、空間の広がりを持たせるよう演出を工夫すること。
- (g) 床は、段差を設けないこと。
- (h) 天井高は、設備配管・ダクト等のスペースを考慮した上で、「諸室リスト」記載の天井高以上とすること。全ての諸室については 2,600 mm 以上、廊下等については 2,500 mm 以上とし、適切な天井高設定を行うこと。なお、居室に該当しない倉庫・トイレ等については、収まり上当該天井高の確保が困難な場合は、協議により使い勝手を配慮した上で決定するものとする。
- (i) 浴室・シャワー室等の床は部屋の奥方向に流れる水勾配とし、出入口側にオーバーフロー用の排水溝を設置する。

b 仕上げ材料等

- (a) シックハウス対策として揮発性有機化合物を含まない材料（JIS・JAS 規格の「F☆☆☆☆（エフフォースター）」）を採用すること。
- (b) 内装材は、清掃しやすく防汚性の高い材料を選定すること。
- (c) 集中治療部の病室等、材料の模様により患者がせん妄を起こす恐れのある諸室には、「諸室リスト」に特段の記載がない場合においても天井の仕上げ材料に配慮すること。
- (d) 仕上げ材料、建具及び手摺り等については、メンテナンス性等の機能性及び安全性に配慮して選定すること。
- (e) 車椅子、ベッド、ストレッチャー、カート等の移動の際、出隅や腰壁等に損傷を与えないよう各部署の特性に応じた壁面の保護対策を行うこと。
- (f) 患者が歩行するエリアの床材については、転倒や滑りの恐れのある材料は避けること。特にトイレ、浴室、シャワー室等の水廻りや雨の吹き込みや外からの持ち込みがある廊下や半屋外空間等は防滑仕様の材料を採用すること。また、車椅子等キャスターの使用を考慮し、耐久性と使いやすさ、抗菌性、メンテナンス・清掃の容易さ、衝撃吸収性等、

病院施設として必要な性能を満たすものとする。

- (g) 多数の病院利用者等が往来するエントランスホール、中央待合ホール、廊下等については、滑りにくく、乾きやすい素材を使用するとともに、床材と壁材の取合い部分にゴミや埃が滞留しないように配慮すること。
- (h) 屋内において防水が必要とされる箇所においては、当該室用途と下階室用途に応じて適切な防水仕様を選択する。
- (i) 異なる仕上げの取合い部分は、変位等による破損及び経年変化による隙間等の発生を防止すること。

c 建具等

- (a) 建具の仕様・寸法等については、別添資料 2（各種技術資料）に準拠する。ただし、記載のある寸法・仕様は諸室機能に合わせ大きく分類したものであるため、本センターが同等と認めるものについては採用することができるものとする。
- (b) 外部に面する窓は結露及び昆虫・小動物等の侵入防止対策を十分に行うこと。
- (c) 患者が利用する外壁窓は、患者の飛び出し防止や物品等の落下防止に配慮し、開放制限を行うこと。
- (d) 患者や施設利用者が利用する扉は、転倒やけが及び扉の開閉時の指づめ等を防止するように工夫すること。
- (e) 把手・押板・握棒等の類は、院内感染対策に配慮した形状・材料・方式とすること。指づめ防止に配慮するとともに、フリーストッパー仕様とする。
- (f) 患者が利用する扉は原則として壁収納型の上吊引き戸とし、安全性と耐久性を考慮した仕様とすること。想定される扉（有効開口寸法を含む）の配置計画については別添資料 2（各種技術資料）に準拠すること。
- (g) 風除室、エントランスホール、中央待合ホール、店舗等の不特定多数の者の利用が想定され、利便性を要求される箇所、及び手術部、血管造影室、集中治療部等の患者の緊急性又は清潔性を要求される箇所及び CT 室等の重量のある鉛入り遮蔽扉の箇所については、必要に応じて自動ドアとする。また、自動ドアの配置計画については別添資料 2（各種技術資料）に準拠すること。スイッチについては非接触型等、用途に応じた適切な仕様とする。また、停電時においても容易に開閉可能な形式とし、非常用電源対応とすること。
- (h) セキュリティ上必要な部分又は諸室には電気錠を設置するものとし、その他の部分又は諸室については鍵により施錠が行えるようにすること。想定されるセキュリティ計画については、別添資料 2（各種技術資料）に準拠し、ヒアリングにより決定するものとする。また、電気錠内蔵建具（電気錠本体、通電金具、扉・枠内配管加工含む）は、受注者にて設置する。
- (i) 開放的な外来待合受付等は、時間外の進入防止対策について考慮すること。
- (j) 給排気用のガラリは、騒音量を検討すること。特に居室や近隣住宅のある面は注意し、騒音規制法の境界規制値を守ること。風速は給気が 3m/s 以下、排気が 2m/s 以下とする。また、ショートサーキットを避けた配置とする。
- (k) 折上天井とし自然排煙窓を設ける場合は、折上天井の幅を 800mm 以上確保すること。

(l) 建具の仕様・寸法については、各種法令を満たすこと。

d 特殊内装

(a) シールドが必要な室は下表による。性能等の詳細は、ヒアリングにより決定するものとする。

シールド種別	階	部門名	室名	室数	備考
電波・磁気	B1F	放射線治療	計測室 (MRI)	1	
放射線			操作室	1	
			ガンマナイフ室	1	
		核医学	SPECT-CT 室	2	
			SPECT 室 (SPECT 可)	2	
			SPECT 室	1	
			器材室 (将来 SPECT 対応可)	1	
			操作室	2	
			リカバリ処置室	1	
			処置室	3	
			PET 室	2	
			廃棄物保管庫	2	
			待機回復室	6	
			製剤準備室	2	
			負荷投与室	2	
			投与室	1	
			調剤滅菌室	1	
			標識合成室	1	
		ホットラボ室	1		
サイクロトロン室		2			
RI 貯蔵室		1			
RI ガス貯蔵室	1				
放射化物保管室	1				
電波・磁気	1F	放射線診断	MRI 室	4	
放射線			CT 室	3	
			X 線一般撮影室	3	
			X 線透視室	1	
		カテーテル	カテーテル診断室	9	
防音・電波	2F	生理検査	筋電図検査室	1	
			脳波検査室	1	
			心磁図検査室	1	別途工事

シールド種別	階	部門名	室名	室数	備考
放射線	3F	手術部	手術室 1~12	12	
			手術室 (予備)	1	

(b) 放射線治療及び核医学のゾーンの、放射線障害防止法及び医療法における規制値は以下のとおりとする。なお、使用条件の詳細については、実施設計の段階で決定し、病院から指示するものとする。

- (i) 人が立ち入る場所 1.00mSv/週 以下
- (ii) 管理区域境界 1.30 mSv/3月 以下
- (iii) 一般病室 1.30 mSv/3月 以下

e 仕上げユニット等

- (a) 造作家具・仕上げユニット（固定するもの）については、「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）に記載があるものに準拠し、使いやすさと耐久性に配慮したものとする。また、汚れにくく清掃のしやすい材料を使用するものとする。衝突時の安全性や埃たまりをつくらないデザインにも配慮する。なお、諸室リストや図示するもの以外はヒアリングによる。
- (b) 受付カウンター等やトイレ等には、利用者等が使用する杖を保持する工夫を考慮すること。また、カウンター等は車椅子使用者等にも配慮したものとし、立位座位等にも配慮した高さとする。
- (c) 外来の集合便所及び採尿を行う便所には、便座付近に小物棚（コップ台）を設ける。
- (d) 窓側に設置するカウンターは、可能な限りサッシと縁を切り結露・共振音発生を防止する。また、雑巾摺りを三方に取り付ける。
- (e) 患者用の洗面台は、人工大理石等の車椅子対応一体成形カウンターとし、左右の壁から 5mm 程度離して同材の雑巾摺りを取り付ける（カビが生えるシーリングをしない収まりとする）。
- (f) 洗面台、カウンター等の角は R 加工とし、角が鋭利で危険でない収まりとする。

f その他

- (a) 外窓及びその他必要な箇所には、天井埋込型ボックス付のカーテンレール又はブラインド取付けスペースを計画すること。配置等詳細については、ヒアリングにより決定するものとする。
- (b) 巾木等、床面と壁面の取り合い部は原則として、清掃性に配慮し、入り隅コーナーは丸面がとれるものとする。
- (c) 間仕切り壁については、必要な強度、防火性能、遮音性能に配慮すること。診察室等、患者のプライバシーの確保を要求される部分に使用するものについては、十分な遮音性を確保すること。
- (d) ユニットバス及びユニットシャワーは、出入口の段差をなくし、必要な箇所に動作補助手摺りを設置するなど、バリアフリーに配慮した仕様とする。介助者が介添うことも配慮した広さとする（脱衣室共）。安全面に配慮し、床仕上げは滑りにくく、水はけが良

いものとする。

- (e) ベッド、診察台等を設置する箇所には用途に応じてカーテンレール、点滴フック又は点滴レールを設置する。
- (f) 各フロアに 19 インチラック、情報システム配線用のケーブルラック及びメンテナンススペースを確保した EPS を設けること。
- (g) EPS 内は防塵、防湿対策を施すこととし、40℃以上にならないよう配慮すること。
- (h) 雨水排水計画書を作成すること。降雨強度は 180 mm/hr 以上とする。
- (i) 大型医療機器及び設備機器の搬入計画書（ルート、荷重、広さ等）を作成すること。クレーン車等による機器の搬入計画を検討し、搬入口における仮設ステージ設置が可能な対応、床レベル差がある場合の天井のフックやギヤトロの設置等を適宜、計画する。
- (j) 患者の使用する便所は車椅子利用可能とし、便器には背もたれを取り付ける。また、外来便所ブース内には衣服掛けフックを取り付けること。
- (k) 車椅子便所（病室以外）は鏡の下端を床から 900 mm すること。手摺は持出しが大きいタイプとすること。ナースコールは手摺上と床付近の 2 箇所に取り付けること。
- (l) 床置手洗器は、横側の壁から 50 mm 以上離して設置する（カビが生えるシーリングを打たない収まりとする）。
- (m) ユニットバス及びユニットシャワーの廻りに排水管立下げスペースを計画しメンテナンス可能とする。ユニットの廻りにスペースをとるか、場所に余裕がない場合はユニットの隣室を部分的に二重床（フリーアクセスフロア等）とする。ただし、患者や車椅子など使用頻度が多い箇所は二重床を避けること。
- (n) 鏡は、手洗及び洗面を行う全ての場所に設置する。また、浴室・シャワー室の脱衣室及び更衣室に姿見を設置する。

(エ) サイン計画

a 共通事項

- (a) サインは、別添資料 1（基本設計書）に準拠し、施設利用者にわかりやすいものとする。
- (b) 外部、建物内共に統一性をもたせること。
- (c) サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、統一性があり建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。また、大きさ等については小児、高齢者、視覚障害者等にも配慮した計画とすること。
- (d) 表記文字は基本的には日本語とするが、適宜、ピクトグラフを除き日本語及び英語の 2 か国語併記とする。敷地外部より施設のエントランスホールに至るまでの誘導、総合案内板及びフロア案内板は、2 か国語併記（日本語、英語）とする。
- (e) ピクトグラフは、可能な限り国際ピクトグラフを使用する。
- (f) 総合案内板、医師名表示、患者名表示等の変更頻度の高いサインは、表示内容が容易に追加・変更でき、組織変更等に対応できる仕様とする。
- (g) 患者及び来院者向けのサインには、施設側の運営管理上重要な諸室（サーバ室等）の所在は、案内板等に表示しない。

b 外部

- (a) 敷地内への出入口付近に敷地全体の案内図を設置する。
- (b) 建物内、外構ともに案内表示は患者又は施設利用者の流れをよく理解し、目的の場所に正確かつ容易に行くことができるように配慮すること。また、時間外出入口からの誘導についても同様に配慮した計画とすること。
- (c) 建築物の壁面に設置する等、敷地外からも施設の名称がわかるようなサインを設置すること。なお、設置されたサインによって、施設利用者がけが等をしないように安全性を確保すること。
- (d) 外部の内照式館名サインは、実物大でサンプル 1 文字を先行作成して設置予定場所に掲示し、LED の発色、サイズ等について本センターの承諾を得ること。
- (e) 外部のサインは、大阪府屋外広告物条例と吹田市景観まちづくり条例に基づく事前協議を行うこと。

c 総合案内板

- (a) 風除室又はエントランスホールに、病院概要、病院全体の案内図及び診療科一覧表等を設置すること。また、掲示板を適宜、設置すること。
- (b) 総合案内板には、患者及び来院者の利用する部署名を列挙した各階案内等を記載し、主たる出入口及び現在地を明示する。また、屋上庭園や福利厚生諸室等、周知が必要な機能を明示する。

d フロア案内板

- (a) 各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置する。
- (b) フロア案内板には、当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口及び現在地を明示し、さらに、便所、階段、エレベーター、エスカレーター、避難口等の共用部を明示する。また、屋上庭園や福利厚生諸室等、周知が必要な機能を明示する。
- (c) 部門名を列挙した各階案内を記載する。
- (d) 当該階を明示する。

e その他のサイン

- (a) 各室に設置するサインの室名は、原則として別添資料 1 (基本設計書) の「各階平面図」に記載する室名とするが、設置場所、設置位置及び表示内容は、本センターとの協議によるものとする。
- (b) 視覚障害者誘導ブロックを適切な位置に敷設する。敷設の位置、色、形状及び材質については「大阪府福祉のまちづくり条例」等の規定を満たすこととする。
- (c) 必要に応じて中間誘導表示を設ける。
- (d) 休日や診察時間外等、施設の管理状況に応じてセキュリティチェックポイントが変更される場合、状況に応じて柔軟に運用を変更できる機能を持ったサインを設ける。
- (e) サイン取付けは施設整備で想定する地震等の外力、人がぶつかる等の外力に耐える基礎、または下地により、強固に床または壁等に固定する。外部サインの下地・基礎等に使用

する金物はステンレス製とする。

- (f) エレベーターかご内に案内板を設置する。案内板は、各階への案内が適切に行えるよう設置するものとするが、表示内容については停止階における部署名を列挙することを基本とし、本センターとの協議によるものとする。
- (g) 会議室等の空室、使用中の状態が室外にて判別できるように表示を設けること。
- (h) 病室入口のサインは、造作家具工事の棚（感染防止用品等の収納棚）、ナースコール表示灯等と一体感のある形状とする。
- (i) 所轄消防署との協議に基づき、廊下及び各病室等の避難経路図等を設置する。

(オ) 構造計画

- a 将来の医療環境の変化に柔軟に対応できる構造計画とすること。
- b 排水管がある医療機器等（手術用手洗装置、ベッドパンウォッシャー等）は、可能な限り梁上への設置を避ける。やむを得ず梁上に設置する場合は、排水管の収まりを考慮し、梁及びスラブのレベルを調整すること。
- c 電子顕微鏡及び一般顕微鏡等の医療機器等を使用する室においては、振動等により、各機器の性能を損なわない計画とする。
- d 将来の増床、拡張、改修等を見据えた構造設計を行う。

(カ) アメニティ施設計画

a 店舗（売店）

- (a) 売店は、患者・来院者・職員の利用しやすい配置とすること。
- (b) 売店の運営は、本センターが別途契約する委託業者が実施する予定である。本件事業の範囲については、内装・備品の設置は本件事業の対象外とし、必要な電気設備・機械設備は整備することとする。詳細については、委託業者とのヒアリングにより決定するものとする。

b 店舗（外来食堂、職員食堂）

- (a) 外来食堂、職員食堂は、患者又は来院者、職員の利用しやすい配置とし、設置スペースを確保すること。暖かみがあり、かつ開放的な空間とすること。
- (b) 外来食堂、職員食堂の運営は、本センターが別途契約する委託業者が実施する予定である。本件事業の範囲については、内装・備品の設置は本件事業の対象外とし、必要な電気設備・機械設備は整備することとする。詳細については、委託業者とのヒアリングにより決定するものとする。

c 店舗（喫茶）

- (a) コーヒー等をテイクアウトできるような喫茶を想定し、患者・来院者・職員の利用しやすい配置とすること。暖かみがあり、かつ開放的な空間とすること。
- (b) 喫茶の運営は、本センターが別途契約する委託業者が実施する予定である。本件事業の範囲については、内装・備品の設置は本件事業の対象外とし、必要な電気設備・機械設

備は整備することとする。詳細については、委託業者とのヒアリングにより決定するものとする。

d イートインスペース

イートインスペースは、入院患者・来院者・職員の利用しやすい配置とし、売店付近に設置スペースを確保すること。暖かみがあり、かつ開放的な空間とすること。

e 図書コーナー・情報コーナー

- (a) 図書コーナー・情報コーナーは、患者及び来院者が利用しやすい配置とし、設置スペースを確保すること。暖かみがあり、かつ開放的な空間とすること。
- (b) 車椅子利用者に配慮したテーブル等のレイアウトを想定すること。
- (c) 書棚及び図書、情報を閲覧できるテーブル・椅子を適宜、配置するためのスペースを確保し、利用者への情報発信が容易に行えるようにすること。

f 大会議室 1・大会議室 2・スタジオ

国際会議や公開講座等の利用を想定しているため、利用者の動線は、外部からとセンター職員のアクセス性に配慮し、利用者への分かりやすい動線を整備すること。また、大会議室 1 にぶどう棚及びスクリーン（電動 2 箇所）を整備すること。

(キ) その他共用部分等の計画

a エントランスホール、中央待合ホール、待合

- (a) エントランスホール、中央待合ホール及び風除室は、室内の空調された空気が流失し難い扉形状とするが、歩行速度が異なる一般来院者や車椅子利用者等が、双方向に安全に通行できるように配慮すること。また、各出入口等の止水、防水については十分配慮すること。
- (b) 風除室には降雨時に必要な数量の傘立てを置くことができるスペースを確保すること。また、院内に外部の泥等が持ち込まれないように配慮すること。
- (c) 風除室及びその付近には貸出用車椅子とストレッチャーを可能な限り多くの台数を収納できるスペースを見栄えよく確保すること。
- (d) エントランスホール、中央待合ホールは利用者が目的の場所への経路を短時間で認識できるような空間意匠、色彩、サイン計画とすること。
- (e) エントランスホール、中央待合ホールの見やすい位置に、総合案内カウンター及びサインを設けること。
- (f) 待合スペースは、利用者の身体的な状況や、付添いや同伴者の有無等、様々な利用者にとって快適な環境となるように配慮すること。
- (g) エントランスホール、中央待合ホール、大会議室 1・2、ホワイエは、災害時等の医療スペースとなることを想定し、医療ガス（酸素、吸引）設備、非常用コンセントを装備し、意匠上の配慮及び来院者等の安全性に配慮すること。
- (h) 入口近辺に再来受付機・自動精算機等の設置を想定しており、当該機器が設置できるス

ペースを確保すること。

- (i) 総合案内業務を行うためのカウンターを設けること（3人以上）。
- (j) ピクチャーレールを適宜、設置すること。

b エレベーターホール、廊下、職員廊下等

- (a) エレベーターホール、廊下等は、患者、職員等の通行に支障がないようにするとともに、車椅子、ストレッチャー、ベッド等の通行にも配慮して、十分なスペース又は幅員を確保すること。
- (b) 壁は、車椅子、ストレッチャー、ベッド、カート等の接触・衝突によっても破損しないような材料を選定すること。特に、出隅や腰壁等は車椅子、ストレッチャー、ベッド、カート等の衝突により壁材が破損することのないように、保護材料を設置すること。
- (c) 歩行補助手摺りは伝い歩きが可能なように連続させること。なお、手摺りの形状は患者が転倒した場合にも、手をはさみ怪我をすることのないように工夫すること。
- (d) 壁面の消火器ボックス等は、壁面隠蔽型の専用箱に収納する。消火器収納箱や屋内消火栓については表示サイン含めデザインにも配慮すること。
- (e) ベッド搬送の患者がまぶしくないように、照明の配置には留意すること。
- (f) 利用頻度の高い廊下のコーナーには、必要に応じてカーブミラーを設置すること。
- (g) 病棟等における廊下の壁については、リネンや物品、車椅子、ストレッチャー等を収納できるようにすること。
- (h) ピクチャーレールを適宜、設置すること。
- (i) 地下2階から10階の職員・搬送EVホールは有効奥行き4.85m以上を確保する。
- (j) 空間的につながる廊下、附室等との連続性に配慮し、天井高さ・内装材、照明計画等を行う。
- (k) PS・EPSは廊下側から点検できる箇所に設けるものとし、施錠を行う。

c 階段

- (a) 避難等の妨げとならないことを前提に、外部からの侵入等に対するセキュリティに十分に配慮すること。
- (b) 各階段室の階段の踏み面寸法は統一し、蹴上げ部分は塞ぐこと。
- (c) 手摺は原則ビニール製1段とし両側に設ける。

d 設備機械室・電気室

- (a) 必要な騒音対策を施した上で、設備機器の運転に必要な換気容量を確保すること。
- (b) 隣接した室及び上下階への遮音対策及び防振処置を十分に行うこと。
- (c) 外壁面には、建具等により設備機器及び医療機器等の入れ替えを想定した開口を適宜、設けること。また、意匠上の調和を図ること。

e 昇降機設備

- (a) 耐震性能は、「昇降機技術基準の解説（最新版）」（国土交通省住宅局建築指導課、財団

法人建築設備・昇降機センター及び社団法人日本エレベーター協会編集)による。なお、耐震クラスは免震構造のため「耐震クラス A」とする。

- (b) エレベーター、エスカレーター及び小荷物昇降機の計画については、別添資料 1 (基本設計書) に準拠すること。
- (c) 火災時管制運転、地震時管制運転、自家発時管制運転、停電時救出運転を行う。
- (d) 患者及び来院者が利用する一般用エレベーターと、職員・患者搬送・物品搬送に利用する業務・緊急用エレベーター・非常用エレベーターの搬送動線を明確に分離し、効率的な運用が可能な計画とする。
- (e) 救急部・手術部・集中治療部の患者搬送や遺体搬送に使用する職員・搬送用エレベーター・非常用エレベーターは、一時的に占有できる装置を備えること。
- (f) 病棟 (職員・搬送用) エレベーターは 17 人乗り寝台用 (大型) 以上の大きさとする。
- (g) 患者及び来院者が使用するエレベーターは車椅子仕様、視覚障害者対応仕様、音声案内付とすること。
- (h) 業務・緊急用エレベーター・非常用エレベーターは、搬送物を効率よく運ぶことができる大きさ・耐荷重とすること。
- (i) 給食用エレベーターは、実施設計において、配膳カート・下膳カートの大きさを本センターと協議により確定し、適切に計画すること。
- (j) 屋上に着床する非常用エレベーターは、設備機器等の搬送を想定した仕様 (積載・かごサイズ・出入口サイズ) とすること。
- (k) エスカレーターは、診察時間外に停止する運用を想定すること。
- (l) エレベーター、エスカレーター及び小荷物昇降機の監視盤は、防災センター・中央管理室に設置する。
- (m) 非常用エレベーターの内、1 台は屋上階へ着床し、消防活動、避難活動に有効に利用できるようにすること。また、避難活動で有効に機能できるように屋上階に一次待避所スペースを確保し、屋上へリポートへはスロープで辿り着けるようにすること。
- (n) 搬送設備の諸寸法 (平面、断面、オーバーヘッド、ピット等) は、実施設計により必要寸法が変化するものと考えられるため、実施設計により調整を要する。

f 気送管設備

- (a) 定時以外の随時及び緊急の小品目搬送に対応するため、気送管設備を計画する。
- (b) 気送管設備計画については、別添資料 1 (基本設計書) に準拠すること。
- (c) 搬送品目は主に薬剤、検体等とし、定時及随時の大型物品は搬送エレベーターによる人手搬送とする。
- (d) 大口径気送管とし、ステーション数は 22 ヶ所とする。

g その他

- (a) 銀行 ATM 設置スペースを 2 階エントランスの近傍に確保すること。
- (b) 24 時間利用可能な自動販売機コーナーを適宜、設けること。

(ク) 吹抜の計画

- a 大きなアート等を設置する壁面・天井には、あらかじめ下地補強を入れておくこと。
- b 二層以上にまたがる開口部は、上階の電動ブラインドの操作箱、排煙オペレーター等、必要な設備を最下階に計画し、配管を入れておくこと。

(ケ) 機械室・設備シャフトの計画

- a 機械室を乾式壁とする場合は、軽量鋼製下地が千鳥配置の遮音等級の保障された仕様とする。
- b 居室（特に病室、当直室）に隣接する機械室は防振架台付とし、特に居室側の壁から機器、配管、ダクトの支持をとらないようにする。床スリーブは振動防止のため実管スリーブは避ける。
- c サーバを設置する EPS 等は、機器等の発熱量を計算し必要に応じ換気または空調設備を設置すること。また、電話交換室には空調設備を設置すること。
- d 設備シャフトは更新スペースの確保に配慮すること。

(コ) 防水・漏水対策

- a 水利用諸室（検査室、便所、浴室、厨房、PS 等）は利用状況に応じ、適切に防水を行う。又、水利用室直下に機能上漏水に対する備えが必要な重要諸室（清浄度クラス ISO クラス 5~7 の諸室、手術室、血管造影室及び操作室、放射線撮影室及び操作室・CPU 室、MRI 室及び操作室・CPU 室、集中治療部病床、GCU、分娩室、新生児室、サーバ室、無停電電源室、中央管理室、防災センター、CGS 室、特高電気室、電気室、自家発電設備室、蓄電池室、等）は極力計画しないようにする。計画せざるを得ない場合は、メンテナンスを兼ねた二重スラブや防水パン等による漏水対策を行い、排水ドレンや漏水検知器を設置する。計画にあたってはフレキシビリティを損なわないよう配慮する。

イ 病院施設計画__設備

(ア) 病院 電気設備

a 設備項目

(a) 電力設備

受変電設備（特別高圧、高圧）、非常用発電機設備、太陽光発電設備、無停電電源設備、直流電源設備、電力監視設備、幹線・動力設備、電灯・コンセント設備（非常照明・誘導灯・接地含む）、雷保護設備、屋上緊急時離着陸場設備、その他必要な設備を整備すること。

(b) 通信設備

電話設備、情報設備、拡声設備、テレビ共同受信設備、電気時計設備、ナースコール設備、インターホン設備、外来呼出設備、監視カメラ設備、入退出管理設備、自動火災報知設備、音響・映像設備、身障者対応設備、駐車管制設備、その他必要な設備を整備すること。

b 共通事項

- (a) 各室の性能は「諸室リスト（電気設備編）」に準拠し、詳細はヒアリングによること。
- (b) 電線、ケーブルは、JIS または JCS 規格のいずれかによる EM 規格とすること。但し、機械器具の内部、機器制御回路等に使用されている電線、ケーブルはこの限りではない。
※幹線ケーブルのサイズ、テレビ共聴設備の各端子利得は、建築設備設計基準(最新版)による計算方法において満足できること。
- (c) 電路は過負荷、短絡、地絡及び異常電圧に対して必要な保護が行えること。また電圧降下は内線規程によること。
- (d) 接地方式は統合接地方式とし、建築設備設計基準（最新版）に基づき、SPD を設けること。
- (e) 将来の諸室の用途変更、レイアウト変更、医療機器等の入れ替え等を考慮し、更新性及び拡張性に配慮した計画とすること。
- (f) 医療機器等や情報システム等の機能、運転、管理等に支障のない設備を整えること。
- (g) 災害及び事故対策を含めた安全性を充分確保すること。
- (h) 電気室・EPS 等必要な場所については防火区画を行い、その性能は建築基準法、消防法等関係法令等に則ること。
- (i) 電気室・EPS 等、必要な場所に防鼠区画を施すこと。
- (j) 経済的で信頼性が高く、保安が容易な設備とすること。
- (k) 採用機器は、省エネルギーに優れた機器を採用すること。
- (l) 屋外等の腐食の懸念がある場所に設置する機器は、原則ステンレス等の製品を使用すること。
- (m) 病院機能に支障なく機器の点検及び更新が可能な計画とすること。
- (n) システム構成やセキュリティ等は別添資料 2（各種技術資料）に準拠する。

c 電力設備

(a) 受変電設備～特別高圧設備

- (i) 受電方式は 3φ3W 22kV 本線、予備線の 2 回線受電方式とし、6.6kV に降圧し、各電気室に配電すること。
- (ii) 受変電設備は屋内に設置し、充電部の露出を避けた閉鎖形とし、信頼性、保守管理、拡張性等を十分に考慮し、防音及び防震対策を施すこと。
- (iii) 変圧器は、安全性のため不燃性の機器（モールド変圧器）とし、トップランナー変圧器（最新基準）とすること。
- (iv) 特高部分は 2VCT 方式とし無停電で VCT を取り替え可能な計画とすること。
- (v) 故障時のリスク分散を考慮して、特高変圧器は冗長化（2 台設置）とし、1 台で全負荷をまかなえる容量とすること。
- (vi) 将来負荷増設を考慮して特高変圧器は現状負荷に対して余裕を持った変圧器とすること。
- (vii) 高調波抑制対策を講じること。

- (viii) 絶縁監視装置による常時絶縁状態を監視可能にすること。
 - (ix) 特別高圧受変電設備の高圧スイッチギヤは JEM1425-CW に準拠すること。
 - (x) 配電盤は各盤単位の停電にて、幹線、ブレーカー増設等の改修を容易に行うことが可能な構造とすること。
 - (xi) 高圧受変電設備への高圧幹線は多回線化すること。
 - (xii) 特別高圧受変電設備監視盤を特高電気室に設け、監視、計測、操作を行えること。
 - (xiii) 自動力率調整を行い、改善後の力率はその一月の平均力率で 0.98 以上を確保できること。
 - (xiv) 引込みは、敷地北面に敷設された電力事業者配管より、特高電気室まで配管の敷設をすること。
 - (xv) 配管経路にはプレキャストハンドホールを設置し、施工及び引き替えが容易な計画とすること。また、ドライエリアにて免震による建物の振れ幅や地盤の変位に対応したフレキシブルな計画とすること。
 - (xvi) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (b) 受変電設備～高圧設備
- (i) 受変電設備は屋内に設置し、キュービクル式とし、信頼性、保守管理、拡張性等を十分に考慮し、防音及び防震対策を施すこと。特に病室上部に設置される振動が想定される機器については、十分に防振対策を施すこと。
 - (ii) 変圧器は、トップランナー変圧器（最新基準）とし、安全性のため不燃性の機器（モールド変圧器）とすること。
 - (iii) メンテナンス時には安全に作業できる充電部との離隔距離の確保に努めるとともに、原則無停電で病院機能に支障を生ずることなく行える構成とすること。
 - (iv) 高調波抑制対策を講じること。
 - (v) 絶縁監視装置による高圧、低圧部の常時絶縁状態を監視可能にすること。
 - (vi) 高圧受変電設備の高圧スイッチギヤは JEM1425-CW に準拠すること。
 - (vii) 低圧配電盤は各盤単位の停電にて、幹線、ブレーカー増設等の改修を容易に行うことが可能な構造とすること。
 - (viii) 高圧受変電設備への高圧幹線は多回線化すること。
 - (ix) 高圧受変電設備監視盤（中央監視モニター）を中央管理室に設置するとともに、オンオフ状態が時系列で確認可能なよう大型液晶モニターを電気室に設け、監視、計測、操作を行えること。非常系・保安系・一般系に分け、系統ごとに点検可能な構成とすること。
 - (x) 非常系及び保安系点検時は、一般系統から低圧メンテナンスバイパス回路などを構築し、無停電（切替停電有り）にて点検可能な構成とすること。
 - (xi) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (c) 非常用発電機設備
- (i) 原動機はガスタービンとし、燃料は液体燃料とする。設置場所は屋内とし、騒音、振

動対策を行うこと。煙突は最上階上部まで立ち上げること。

- (ii) 発電機負荷については、消防法・建築基準法等に基づいた負荷のほか、停電時にも施設機能維持、運営に対し十分な電力供給が可能な能力、仕様を有し、最大想定消費電力の60%以上（約6,000kVA以上）を補える容量を見込むこと。
- (iii) 更新、点検時を考慮し発電機設備は複数台で構成し、停電時常時同期運転とする他、1台でも運転可能とすること。
- (iv) 停電時の発電機運転時間は、72時間以上とし、必要な燃料を複数台のオイルタンクに備蓄すること。
- (v) 発電機の発電電力量、電圧、電流、運転状態、備蓄燃料の備蓄状態、消費量を電力監視設備で監視を行うこと。
- (vi) 備蓄燃料は、受注者の試験、諸官庁検査等に必要な分の他、満油にて引渡しのこと。
- (vii) その他仕様等については、別添資料1（基本設計書）に準拠すること。
- (viii) 発電機室の扉は発電機の更新に対応できる寸法仕様とすること。

(d) 太陽光発電設備

- (i) 環境配慮及びランニングコスト低減を目的に太陽光発電設備を設置のこと。
- (ii) 容量は50kW程度とし、太陽パネルを利用者から視認できる場所に設置すること。
- (iii) 災害時の自立運転可能なように、蓄電池を有するシステムとすること。
- (iv) 発電量は、待合ホールなどに液晶ディスプレイで表示する他、中央監視にてデータを保管すること。
- (v) 屋外に設置する外灯は、太陽光発電設備を付加したハイブリット外灯を主として計画すること。
- (vi) その他仕様等については、別添資料1（基本設計書）に準拠すること。

(e) 無停電電源設備

- (i) 無停電電源設備は、電気室毎に設置を行うこと。
- (ii) 無停電電源を供給する室は、病院電気設備の安全基準（JIS T 1022）に記載の瞬時特別非常電源を使用する医用室（「必要に応じて設ける」を含む）並びに医療上及び病院運営上必要な「諸室リスト」に記載の室とすること。
- (iii) 患者の生命維持に関連する精密医療機器等に対して、安定して電力を供給できる質の良い無停電電源設備を設置すること。
- (iv) 無停電電源装置は2台以上の並列冗長運転にて構成し、故障、更新時の対応が可能な設備とすること。
- (v) 無停電電源設備のメンテナンス時にバイパスが可能なシステムとすること。
- (vi) 医療系無停電電源装置の停電補償時間は、医療機能を維持するために10分以上とすること。
- (vii) 蓄電池はメンテナンス及び寿命を考慮し、長寿命シール型据置鉛蓄電池（MSE）制御弁式とすること。
- (viii) その他仕様等については、別添資料1（基本設計書）に準拠すること。

- (ix) 情報設備用無停電電源設備は情報設備側で別途整備することとする。医療用とは別スペースを確保すること。
- (f) 直流電源設備
- (i) 特高受変電監視・制御用とし、特高電気室に設置すること。
 - (ii) 蓄電池の容量及び放電時間は、10分間以上とすること。
 - (iii) 蓄電池はメンテナンス及び寿命を考慮し、長寿命シール型据置鉛蓄電池（MSE）制御弁式とすること。
 - (iv) 高圧受変電及び非常照明用の直流電源設備は、電気室毎に設置を行うこと。
 - (v) 受変電設備監視・制御用と非常照明用を分けて設置すること。
 - (vi) 蓄電池の容量及び放電時間は、10分間以上とすること。
 - (vii) 蓄電池はメンテナンス及び寿命を考慮し、長寿命シール型据置鉛蓄電池（MSE）制御弁式とすること。
 - (viii) 受変電監視・制御用直流電源装置は、非常照明用直流電源装置より、バックアップが可能な計画とすること。
 - (ix) その他仕様等については、別添資料1（基本設計書）に準拠すること。
- (g) 電力監視設備
- (i) 電力監視システムはクライアントサーバー方式とし、中央管理室に設置すること。端末は監視用ネットワークにより接続すること。Webサーバは二重化とし基幹ネットワークはTCP/IPに準拠したオープンプロトコルとすること。また機械設備で設ける中央監視・自動制御設備とBACnetで接続すること。
 - (ii) 電力監視ネットワークは施設整備系のクローズド方式とし、外部接続は行わない構成とすること。
 - (iii) 電力監視設備は、停電時においても警報、遮断器動作等の動作順序が確認できる履歴管理機能を持つこと。
 - (iv) 電気設備で設ける電力監視設備は、受変電設備、非常用発電機設備、太陽光発電、無停電電源設備、直流電源設備等についての下記機能を備えること。
 - ①監視：状態、警報（瞬時電圧低下を含む）、動作、計測、積算、デマンド、機器稼働履歴
 - ②操作：グラフィック画面等から制御対象機器を選択、操作できること
 - ③記録：計測、積算値を指定フォーマットで日報、月報、年報表示、印刷機能を有すること。
 - ④エネルギーマネージメント：対象選択、演算設定、帳票登録、グラフ登録等の機能を有すること。
 - (v) 電圧・電流・電力・積算電力等のロガーは各電気室フィーダー、各動力盤、分電盤等及び幹線に設置された電力量計を対象とすること。
 - (vi) 電力計測は、各設備の系統別、階層、部門別の積算電力量を集計し、エネルギー消費傾向の把握・分析を可能とすること。

- (vii) 電力監視設備では、施設全体の電力、照明、防災設備等の監視制御を行うため、防災センターへでも監視可能なシステムとすること。
- (h) 幹線・動力設備
- (i) 病院運営上重要な負荷の幹線は多回線にて設置し、保守時には無停電（切替え時の瞬断は許容する）にてバックアップが可能な構成とすること。
 - (ii) 配線方式は、主要ルートは原則としてケーブルラックによるエコケーブル方式を主体とし、一部配管方式を併用とすること。
 - (iii) 法的な防火対策として、FPT（耐火）ケーブルを使用し、さらに重要な負荷への幹線も FPT（耐火）ケーブルを使用すること。
 - (iv) 幹線は原則負荷の種別ごとに設け、容量は 400A 以下を原則とする。
 - (v) 縦幹線は EPS 内設置を原則とし、横引幹線は、増設・メンテナンスが容易に可能な場所に敷設すること。
 - (vi) 電灯分電盤は原則 EPS 内に設置し、概ね 800 m²程度を供給範囲とすること。
 - (vii) 医療機器等の回路が多い部屋や OA 機器の多い部屋、運用によって増設・改修を行う部屋は、室内にコンセント専用電灯分電盤を設置すること。
 - (viii) RI、放射線区画等へ電源供給する場合、二次側配線が区画外から配線されない様、区画内に盤等を設けることを原則とすること。
 - (ix) 動力制御盤は原則機械室内に設置し、電灯分電盤の供給範囲に合わせること。
 - (x) 医療機器への接続は、原則手元開閉器盤やコンセント等を設けて接続点を明確にすること。
 - (xi) 盤が設置されている室と異なる場所に設置される負荷については、手元開閉器等を設けること。
 - (xii) 省エネルギー制御用等のインバーターには、高調波発生を抑制する対策を考慮する。
 - (xiii) 屋外に設置する盤については、SUS 製とすること。ただし、意匠上塗装が必要な場合は、SUS の上に塗装を施すこと。
 - (xiv) 屋外の配管は原則金属管とし、仕様は溶融亜鉛めっきとする。ただし、意匠上塗装が必要な場合は、めっきの上に塗装を施すこと。
 - (xv) 通信設備機器や情報設備機器等については、非常用電源を供給し、停電時も非常用電源で情報設備、テレビ共聴設備等の弱電機器を稼働させること（通信設備機器については、各通信設備機器において無停電電源装置を設置すること。また、サージ対策として避雷器を設置すること。なお、情報設備用無停電電源設備は別途情報設備工事で整備することとする）。
- (i) 電灯設備
- (i) 照明器具は、原則として LED とすること。シールドやノイズ、調光などで LED 設置が難しい場所は蛍光灯及び白熱灯を使用すること。
 - (ii) 各部署の機能に適した照度計画とし、照度の他に、「演色性」、「グレア対策」及び「色温度」等に配慮すること。

- (iii) 建築意匠との調和及びサイン計画と整合性の取れた照明計画を行うこと。
 - (iv) 機種については省エネルギータイプを採用すること。また、建築基準法及び消防法に基づき、誘導灯及び階段通路誘導灯（非常照明器具兼用型）を設置すること。なお非常照明及び誘導灯は発電機回路とすること。
 - (v) 照明制御盤を中央管理室に設置し、地図式のモニターを中央管理室及び防災センターに設置すること。
 - (vi) 照明の点滅は省エネルギーを考慮し、点滅区分の細分化、各種センサーによる点滅及び調光制御を最適に計画すること。
 - (vii) 「諸室リスト」で指定する室、モニターを設置する室、診療及び治療上必要となる場所等には、調光設備（0 または 5～100%調光）を設けること。
 - (viii) 廊下等に常夜灯を設けること。
 - (ix) 設計照度は、指定のない室等は日本工業規格照度基準（JIS Z 9110）以上とすること。
 - (x) 病室については天井照明等が直接視線に入らないよう配慮すること。また、ベッド毎に全般照明、処置灯、読書灯、夜間常夜灯を各々設け、ベッド毎に点灯を可能とし、読書灯は調光可能とすること。
 - (xi) 廊下、待合、外構等の共用部照明については現地リモコンスイッチ及び防災センターから照明制御盤による集中操作を可能とすること。
 - (xii) 機械室やPSなどメンテナンス用照明スイッチ以外の場所のスイッチは原則ワイド形スイッチを使用すること。
 - (xiii) その他、個別のスイッチの設置場所や仕様については、ヒアリングによること。
 - (xiv) 講演やシンポジウム、研究会、学術発表会等に利用できるように、大会議室 1 に舞台照明設備を設置すること。仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (j) コンセント設備
- (i) コンセントの取付位置、形式、数量、容量については、その部屋の用途や目的に応じた配置計画とすること。
 - (ii) 非常用発電機系電源を使用する医用室は、別添資料 1（基本設計書）による他、JIS T 1022 記載の諸室（「必要に応じて設ける」を含む）、医療上、病院運営上必要な諸室とすること。
 - (iii) 病床間の壁には原則配管、ボックス等を取り付けないこと。やむをえない場合は、十分な遮音、区画処理を施すこと。これは全ての設備に適用すること。
 - (iv) 放射線撮影室、RI 室等、X 線遮蔽が必要な室の壁面等に取り付けるコンセントボックス等は、X 線遮蔽処置を施すこと。
 - (v) 災害時に利用できるスペース（地下駐車場、1 階、2 階エントランスホール、中央待合、ホール、大会議室 1・2、ホワイエなど）には、非常用電源を適宜設置し、円滑な災害対応が可能な計画とすること。
 - (vi) 各病室の回路構成は原則 20A とし、4 床室を AC 回路×2 回路以上、GC 回路×1 回路以上、1 床室は AC 回路×1 回路以上、GC 回路×1 回路以上の構成とすること。

- (vii) 医療機器等に供給する電源については、ヒアリングにより機器の仕様に対応した電源を供給すること。
- (viii) 必要に応じて動力用（200V以上）コンセントを設けること。
- (ix) アイソレーショントランスについては、集中治療部門（ICU、CCU、SCU等）については、1床毎に1台、手術室は1室毎に2台以上設けること。
- (x) 上記諸室に取り付けるコンセントは、電流計、警報装置を設け、さらにスタッフステーションに遠隔警報装置を設置すること。
- (xi) 電力負荷の大きいエリアには将来対応を考慮し、部門毎にコンセント盤を適宜、設置すること。

(k) 医療用接地設備

各諸室において医療機器等を使用する部屋には、病院電気設備の安全基準（JIS T 1022）に記載の医用接地を設けること。

(l) 雷保護設備

- (i) 建築基準法及びJIS A 4201:2003に基づき計画すること。
- (ii) 外部雷、全ての内部誘導雷による被害防止策を講じること。
- (iii) 保護レベルについては、建築設備設計基準（最新版）にて算出をすること。
- (iv) その他仕様等については、別添資料1（基本設計書）に準拠すること。

(m) 屋上緊急時離着陸場設備

関係法令に基づき設置すること。尚、緊急離着陸場の状態監視カメラ及び連絡装置を設置し、防災センターや中央管理室で管理運営可能な計画とすること。

d 通信設備

- (a) 電話設備（配管・ボックスは本工事、配線・モジュージャック及び電話機器は別途工事とする）
 - (i) 引き込み経路は、光・メタルの引込み、異なる通信事業者からの引き込みを可能とすること。また携帯電話不感知対策に対応するスペース、電源等を確保すること。
 - (ii) 電話設備の配線方式は、主要ルートはケーブルラック方式とし、それ以降は配管方式とすること。
 - (iii) 電話設備で設置するケーブルラックは、その他の通信設備と共用可能な配置及びサイズとすること。
 - (iv) 配管は、別途配線工事において複数の配線が敷設可能なよう原則単独配管とすること。
 - (v) 敷地内で無線携帯端末の使用ができるよう、アンテナ設置に対応できる配管を設けること。尚、地下や屋上、機械室、階段など躯体で囲まれている部分でも感知可能な配置計画とすること。
 - (vi) EPS、機械室等に機器設置スペースを確保し電源の対応を行うこと。また、アンテナ設置場所や中継器等の設置場所においても、電源の対応を行うこと。電源は発電機回

- 路とすること。
- (vii) 公衆電話機のスペース及び回線・電源を設けること。
- (b) 情報設備（配管・ボックスは本工事、配線・モジュージャック及び情報機器は別途工事とする）
- (i) サーバ室へのメインサーバ、コアスイッチ、EPS にフロアスイッチの設置を想定し、メッシュ型情報システムネットワークを構築できる計画とすること。
 - (ii) 情報設備の配線方式は、主要ルートはケーブルラック方式とし、それ以降は配管方式とすること。
 - (iii) 情報設備で設置するケーブルラックは、複数の系統が設置可能な配置及びサイズとすること。
 - (iv) 配管は、別途配線工事において複数の配線が敷設可能なよう原則単独配管とすること。
 - (v) 敷地内で無線携帯端末の使用ができるよう、アンテナ設置に対応できる配管を設けること。尚、地下や屋上、機械室、階段など躯体で囲まれている部分でも感知可能な配置計画とすること。
 - (vi) EPS、機械室等に機器設置スペースを確保し電源の対応を行うこと。また、アンテナ設置場所や中継器等の設置場所においても、電源の対応を行うこと。電源は発電機回路とすること。
 - (vii) ネットワークケーブルにおいては、漏電対策に配慮すること。
 - (viii) 生体モニター等の医療用モニターの為に配管の敷設を行うこと。情報設備同様に配線・機器類は別途とすること。
 - (ix) 主要携帯電話キャリア 3 社の院内携帯電話不感知対策のための、機器設置スペース、配線経路の確保、電源の対応を行うこと。電源は発電機回路とすること。
- (c) 拡声設備
- (i) 消防法に準じ、拡声設備を設置すること。
 - (ii) 増幅器は、一般放送・非常放送兼用型とし、防災センターに設置すること。
 - (iii) 非常用遠隔操作器を中央管理室、各スタッフステーション及び事務室等に設置し、患者避難を迅速に対応可能な計画とすること。
 - (iv) 放送区分は階毎（共用・居室）、階段、EV 等に分けること。更に部門毎、利用者毎（患者エリア、スタッフエリア）分け、個別及びブロック放送が可能な設備とすること。
 - (v) 音量調整器は、室毎、床毎に設けること。なお廊下等共用部分のスピーカは系統ごとの音量調整器を EPS に設けること。
 - (vi) 会議室、カンファレンス等他必要に応じ、非常放送時カトリレー電源を設けること。
 - (vii) 自動放送により定時放送（診察案内、就寝案内等）が可能なシステムとすること。
 - (viii) 自衛消防組織の編成に基づき非常業務リモコンマイク等を設置すること。
 - (ix) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。

- (d) テレビ共同受信設備
- (i) 地上波デジタル、BS・110CS 放送、任意の VTR 及び自主放送の 3 チャンネルが視聴可能な設備を設置すること。
 - (ii) 病室、ダイルーム、カンファレンス、会議室、スタッフ室、事務室、仮眠室、待合、家族控室等、必要とする諸室で視聴可能な計画とすること。
 - (iii) ケーブルテレビ及び通信衛星に対応する配管設備を設置すること。
 - (iv) 病室のベッドサイド端末との接続については、医療情報設備、有料テレビサービスとの連携を可能な計画とすること。
- (e) 時計設備
- (i) 施設全体の時刻を自動修正を行うため、電気時計設備を設置すること。
 - (ii) 原則電波式とし、屋上に受信機、各所に中継器を設置すること。
 - (iii) 各室及び共用部に電波式の子時計を設置すること。
 - (iv) エントランスや EV ホールなどの共用部においては、視認性が高いデジタル式の時計を設置すること。
 - (v) 手術室、血管造影室等には手術時間測時時計を設置し、一括運針が可能な構成とすること。
 - (vi) シールド区画内においては、電波が届かないため有線式の子時計を設置すること。
 - (vii) 上記の計画に伴い、親時計は中央管理室に設置すること。
 - (viii) 時計設備に対し必要な電源の対応を行うこと。電源は発電機回路とすること。
- (f) ナースコール設備
- (i) 病室とスタッフステーション間の連絡用として、デジタル多回線同時通話方式のナースコール設備を設置すること。
 - (ii) ナースコールのネットワーク配線は単独に設け、他の影響の少ないシステムとすること。
 - (iii) ナースコール親機は、医療情報システムと連動可能なコンピュータ型ナースコールとし、詳細はヒアリングによる。
 - (iv) スタッフステーションの機器構成は、ナースコール親機と大型サブディスプレイを設けること。
 - (v) ナースコール設備は別途工事の電話交換機との連動ができること。
 - (vi) 病棟のナースコール設備は、ベッドセンサーや ME 機器（生体情報機器等）の接続を可能とし、異変があった場合にナースコール親機及び無線携帯端末システム等の携帯端末に発生場所等を表示させること。
 - (vii) 廊下表示灯は液晶表示式とする。また病室引戸との配線の干渉を避けるため、廊下側に医療パネルを設け、医療パネル上に廊下表示灯を取り付ける等を考慮すること。
 - (viii) トイレ呼出器についても、通話機能付きとする。
 - (ix) 集中治療室、救急、画像診断、腎透析センター等（設置場所は別途ヒアリングによる）

においても、病棟と同様のナースコール設備にて計画すること。

- (x) 外来のトイレにおいても、同様のシステムとし、親機を防災センター、副親機を中央管理室、医事課事務室に設置すること。
- (xi) 手術中のスタッフ同士の緊急呼出のため、手術室内に押ボタンを設置すること。病棟と同様に携帯電話等と連動できるシステムとすること。

(g) インターホン設備

- (i) インターホン設備の全体の仕様、システム等については、別添資料 1（基本設計書）を参照のこと。
- (ii) 夜間受付インターホン
 - ①夜間受付系統として、外部からの出入口等の病院運営上必要な場所に、インターホンを適切に計画すること。
 - ②インターホンは、原則カメラ及びモニター付の機種を設置すること。
- (iii) 保守用インターホン設備
 - 設備機器保守メンテナンス用に各主要機械室、電気室等と防災センター及び中央管理室間に相互式インターホン設備を設置すること。
- (iv) 連携用インターホン設備
 - ①手術室系統、放射線系統、厨房系統、検査系統、薬剤系統等病院運営上必要な場所に、インターホンを適切に計画すること。各インターホン系統は必要に応じて、モニター付属型、外線通話可能型、ハンドフリー型の機種を設置すること。
 - ②各部門の入口や各病棟・看護単位の出入口、無菌病棟病室、感染症関連病室等、セキュリティ計画に合わせてインターホンを適切に計画すること。
 - ③インターホンは、原則カメラ及びモニター付の機種を設置すること。
- (v) 画像診断等インターホン
 - ①操作室と画像診断等の検査室の連絡のため、インターホン設備を設置すること。
 - ②インターホン機器は操作室に設置し、検査室、待合にマイク、スピーカを設置すること。

(h) 外来呼出設備

- (i) 待合表示設備（電源、配管は本工事、配線、機器は別途工事）
 - 次の項目を想定した配管及び各機器への電源供給を行うこと。
 - ①待合室から各診療室へ患者を呼び込む設備として、医療情報システム・再来受付機と連動した受付番号の表示及び音声による呼び込みを併用した設備を計画すること。
 - ②画像診断部門においても、待合表示設備を計画すること。
 - ③投薬、会計表示設備として、必要な箇所にモニターを設置できるように配管、電源を整備すること。
 - ④案内表示、院内情報、医療情報等、患者サービス用として部門システムとリンクし、大型表示パネル、パソコンを使用したシステムを必要箇所に設置すること。

- ⑤患者のプライバシーに配慮したシステムを採用すること。
- (ii) 外来患者呼出設備
 - 原則待合表示設備にて患者案内を行う計画とするが、補助設備として、診察室にマイクを設置し、待合等にスピーカを設置し音声による患者呼出等が行うことのできる計画とすること。
- (i) 監視カメラ設備
 - (i) 防犯系統監視カメラ設備
 - ①外部出入口、避難経路出口、共用部、EV ホール、駐車場、緊急離着陸場、外部等の必要個所に防犯カメラを設置すること。想定されるセキュリティ計画については、別添資料 2（各種技術資料）に準拠すること。
 - ②カメラ映像は良質な画像で 30 日以上記録ができるシステムとすること。
 - ③防犯カメラ設備はネットワークカメラとし、別途情報設備工事に情報を送出可能なシステムとすること。
 - ④制御機器架及びモニターは防災センター及び中央管理室に設置すること。
 - (ii) 医療系統（状態監視系統）監視カメラ設備
 - ①手術室、画像診断、カテーテル、集中治療部、病棟重症室等にはカメラを設置すること。
 - ②録画装置及びモニターは、スタッフステーションや操作室等に設置すること。
 - ③カメラ映像は良質な画像で 30 日以上記録ができるシステムとすること。
 - ④ネットワークカメラとし、別途情報設備工事に情報を送出可能なシステムとすること。
 - ⑤手術部の各室に術野観察用カメラ（本工事としては配管、電源のみとする）と、スタッフステーション等にモニターシステムを設置可能な計画とすること。また、術野カメラについても、別途情報設備工事に情報を送出可能なシステムとすること。
- (j) 入退出管理設備
 - (i) 別添資料 2（各種技術資料）に記載しているセキュリティ概念及び区画を準拠すること。
 - (ii) アクセス資格の設定、認証、入退室履歴の管理、遠隔監視制御等保安警備業務と一体のレベルに応じたトータルセキュリティシステムを構築すること。
 - (iii) セキュリティレベルに応じ、非接触式カードリーダー、生体認証装置等の入退出管理システムを設置し、認証入力や開錠の履歴等を記録すること。
 - (iv) 各病棟の一般 EV ホールと病棟廊下間に管理扉及びカードリーダーを設置し、入退出管理が可能な設備を設置する。また、スタッフステーションからモニター付インターホンにより確認対応及び管理扉の遠隔開錠ができるようにすること。
 - (v) 各部門においても、部門内と廊下において管理扉及びカードリーダーを設置し、入退

出管理が可能な設備を設置する。また、スタッフステーションや受付、事務からインターホンにより対応及び管理扉の遠隔開錠ができるようにすること。

- (vi) 電気錠毎に日中、夜間の施錠・開錠をタイマーにて設定可能な仕組みとすること。
- (vii) 親機は、防災センター、中央管理室に設置し液晶ディスプレイによる地図式表示とすること。
- (viii) 非接触式の IC カードについては 10,000 枚とし、ヒアリングにて初期のデータ設定を行うこと。また、IC カードデザインについても本センターが指定したデザインプリントを行うこと。
- (ix) 非接触式カードリーダー及びカードについては情報システムの認証、院内電子マネー、来院者・委託受注者等の管理にも活用可能なシステムとすること。

(k) 自動火災報知設備

- (i) 自火報設備及び防排煙設備について、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。防災センターに受信機を設置し、中央管理室、各スタッフステーション、受付、事務室等に副表示盤を設置すること。尚、受信機は総合操作盤（GR 型アナログ式）とすること。
- (ii) 防災センターの機能は、「総合消防防災システムガイドライン」に基づき設置し、総合操作盤は卓型とすること。
- (iii) 火災感知器は自動試験機能付とし感知した諸室を特定するために全てアナログ式感知器とすること。
- (iv) セキュリティと連動し避難階段等、避難のために必要なロック解除システムを導入すること。
- (v) 消防機関へ通報する設備を防災センター、中央管理室及び消防法において必要な箇所に設置すること。
- (vi) 各種サーバについては、自動火災報知設備が発報した場合に、情報システム機器を緊急遮断するシステムへ対応すること。詳細はヒアリングを行い、本センターと十分な協議の上、設計すること。
- (vii) 防災センター評価を受けること。
- (viii) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。

(l) 映像・音響設備

- (i) 講演やシンポジウム、研究会、学術発表会等、職員の会議などで使用できるように会議室等に映像・音響設備を設置すること。
- (ii) 各所の主な機器仕様はプロジェクター、電動スクリーン、高精細カメラ、各種プレーヤー、チューナー、オーディオプロセッサ、パワーアンプ、スピーカ、マイク、赤外線ワイヤレスマイク、赤外線アンテナ、ミキサー、録画設備、録音設備、ワゴン等が設置されるものとする。映像設備は、医療映像や研究映像が投影可能な解像度、明るさを確保すること。
- (iii) 大会議室 1 に映像・音響設備を設置すること。主要な制御機器及び操作卓はコントロ

ール室に設置し、操作機器をステージ上副操作卓にも設置すること。また同時通訳用機器（人数分の受信機含む）を通訳室に設置すること。高精細カメラは、旋回、ズームを可能とし、録画するとともに控室 1、2、会議室、大会議室 2、スタジオにモニターを設置し、状況把握が可能な計画とすること。また、カメラ映像を統合 IP システムに送信することで、施設内のパソコンで視聴可能なシステムとすること。

- (iv) 映像設備としては、固定のプロジェクターの他、移動型 60 インチ液晶サブモニターを 2 台設置する計画とすること。その他、2 室分割利用でも対応可能なように移動型プロジェクターと 100 インチ程度の移動型スクリーンを設置すること。音響設備においても、建築計画に合わせ分割対応可能なシステムとすること。
- (v) 大会議室 2、スタジオにそれぞれ映像・音響設備を設置すること。制御機器、操作機器は全て操作卓に収容すること。高精細カメラは、大会議室 1 同様な仕様とし、控室 1、2、会議室、大会議室 1、スタジオでモニタリング可能な計画とする。
- (vi) 4 階会議室（研修室）に映像・音響設備を設置すること。この部屋については固定カメラを不要とし、移動型カメラを納入し接続可能な計画とすること。尚、建築計画に合わせ分割対応可能なシステムとすること。
- (vii) 上記の他、各部門の会議室やカンファレンス等に映像・音響設備を設置可能なよう配管、電源の対応を行うこと。また必要に応じ、非常放送時のカトリレー電源を設けること。ただし、音響設備・プロジェクター・スクリーン等の機器及び配線は別途工事とすること。

(m) 身障者対応設備

- (i) 病院の主出入り口に視覚障害者用の音声による誘導案内設備を設置すること。
- (ii) 全ての多目的トイレ（車椅子用トイレ）に視覚障害者用の音声による誘導案内設備を設置すること。
- (iii) 大会議室 1、大会議室 2、スタジオの 3 室に難聴者用として、磁気ループによる難聴者対応設備を設置すること。

(n) 駐車場管制設備

- (i) 駐車場に設置に伴い、管理、誘導が可能なように駐車管制設備を設置すること。
- (ii) 外部からの進入動線に満空表示を 2 箇所以上設置すること。満空表示については、視認性及び意匠性に配慮すること。
- (iii) 駐車場の出入口に発券機、ゲート、精算機、満空表示を設置すること。ゲートの設置場所については渋滞等に配慮した計画とすること。
- (iv) 駐車場内の案内及び事故防止のため、曲がり角部分や合流部分に内照式の案内サインを設置すること。
- (v) 駐車場の車室に在車センサー及び空車表示灯を設置すること。
- (vi) エレベーターホールや待合ロビー、受付付近に事前精算機を設置すること。
- (vii) 精算機及び事前精算機は高額紙幣対応とし、その他 IC カード、病院情報システムとの連携にも対応可能な仕様とする。

- (viii) 総合受付、売店、食堂等にテナントチェッカー（割引精算機）を設置すること。
- (ix) 駐車場の運用管理及び履歴管理を行うため、防災センターに管理パソコン、制御装置を設置すること。
- (x) 各駐車場から敷地外の道路への安全確保のため、全ての出口に出庫表示灯及びブザーを設置すること。

ウ 空調換気設備

(ア) 設備項目

空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、その他必要な設備を設置すること。

(イ) 基本方針

- a 院内感染を防止し、安全性を確保し信頼性の高い設備計画にすること。
- b 各エリアに応じた適切な空気環境を提供し、経済性、メンテナンス性の高い設備計画にすること。
- c 有害物質や臭気の拡散防止を図り清潔な環境を確保し、患者、家族及び職員の利便性、快適性に配慮した設計計画にすること。
- d 耐震性、災害対応に配慮した設備計画にすること。
- e 環境負荷の低減を図り、省エネルギー、省コストで効率的な設備計画にすること。

(ウ) 共通事項

- a 機器類、配管、ダクト及び付属品等は、その用途や使用状態に配慮し、耐久性の高い仕様とし、長寿命化に配慮すること。
- b インバーター機器の高調波及び振動を伴う機器類の低周波音についての対策を講ずること。
- c 医療機器等の機能、運転、管理等に支障のない設備を設置すること。
- d 感染症対策を必要とする諸室は「新しい感染症病室の施設計画ガイドライン」（感染症病棟の建築・設備に関する研究会編）の条件に適合させること。
- e 空気調和設備の設計にあたっては、日本医療福祉設備協会「病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2013」によること。
- f 室内の空気清浄度クラスは、厚生労働省の診療報酬項目に係る「施設基準」及び別添資料1（基本設計書）に準拠すること。
- g 重要諸室（清浄度クラス ISO クラス 5～7 の諸室、手術室、カテーテル室、集中治療部病床、大型医療機器等設置室、サーバ室、無停電電源室、中央管理室、防災センター、特高電気室、電気室、自家発電設備室、蓄電池室、等）の天井内には、可能な限り水配管を敷設しないこと。敷設する場合には、二重スラブ又は金属屋根を設けること。または、ドレンパンを設置し、配管・ドレンパンに漏水検知器を設け、現地、中央管理室及び防災センターに警報を発する設備を設置すること。
- h 空気調和設備の配管では、ブロック毎に熱量の計測を行うこと。
- i ヒートポンプエアコンの冷媒配管は、将来の機器更新工事においても再利用可能な配管仕様とすること。

- j 逆流防止の措置を講じ、感染の恐れのある微生物やアレルゲンの放出の対策を行うこと。
- k 外気ダクトの全て及び外壁から 2m 以内の排気ダクトは、断熱すること。
- l 厨房ダクトにはシールを施すこと。その他、ダンパー類は必要に応じ高气密型とすること。
- m 室内外の圧力差数値管理室には、定風量装置・圧力差表示器を設置すること。
- n 防煙ダンパーは、防災センターにて、防煙ダンパー・排煙口の状態監視と防煙ダンパーの復旧操作を行うものとする。
- o 火災発生時には、火災報知設備と運動して、空気調和・換気設備を強制停止させること。
- p 省エネルギー計画書、CASBEE 大阪、圧力容器設備に係る設置届出・報告書、その他関係法令に基づく各種申請書及び添付図面等の作成（諸官庁との協議、手続きの代行を含む）を行うこと。
- q 空気調和設備の仕様、方式などについては、ヒアリングを行い、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- r 外壁ガラリチャンバーは底面に排水勾配を設けること。
- s 全てのチャンバーに点検口を設けること。
- t 病室等に隣接する機械室は、機器はスプリング防振架台付とし、特に病室側の壁から機器、配管、ダクトの支持をとらない構造とする。また、床スリーブは振動防止のため実管スリーブは避けること。
- u ベントキャップを設ける場合は、耐風雨型、深型フードとする。
- v 送排風機類で風量・静圧の大きい製品の騒音（特に天井内設置の場合）は騒音計算等を行い、設置場所の確認と防音措置を行うこと。
- w 天井内の FD は廊下側に設置し、室内には設けないこと。
- x 屋上機器等の排水管（屋外機デフロスト時など）は、機器の直近で開放せずに近くの排水側溝まで配管を延長して開放すること。
- y 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、トップランナーモータ採用機器を選定すること。

(エ) 空気調和設備

- a 熱源システムは以下によること。
 - (a) 熱源機械室（空冷ヒートポンプは屋外）より、冷水、温水、蒸気を供給する。熱負荷傾向及び運転時間等を十分考慮し、エネルギーの有効かつ効率的な運用、電力負荷の平準化、経済性、信頼性、耐久性及び保守点検の容易性の要否を考慮すること。なお、システムについては、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
 - (b) 本施設の夏期・冬期の最大空調負荷に対応できる能力を持つ他、熱源設備は制御性が高く、低負荷時においても高効率な運用が可能な機器、システムとすること。
- b 空気調和機に冷媒ガスを使用する場合は、安全性が高く、オゾン破壊係数がゼロかつ地球温暖化係数の小さいものを選定すること。
- c 窓が開けられない諸室や発熱機器等の多い諸室は、冬期や中間期においても冷房が可能な方式を採用すること。
- d 加湿方式は、衛生的かつ不純物の飛散が少ない方式を採用すること。

- e 浴室等にヒートショック防止のため暖房設備（乾燥機能付）を設置すること。パネルヒーターの場合は天井取付け型とする。また、スイッチボックスは防水型とする。
- f 空気調和機及び外気調和機は、停電時に発電機電源により運転ができるようにすること。
- g 空調用冷水、温水、冷温水の熱源は、熱源機械室からの冷水、温水を利用すること。
- h 空調方式は、原則として外気処理空調機及びファンコイルとすること。冬期や中間期においても冷房が可能な方式を採用すること。
- i 厨房処理室は冷房を行い、臭気等の発生防止に配慮すること。
- j 電気室、防災センター、中央管理室等これらに類する部屋の空調機器は、電動空冷ヒートポンプエアコンとすること。
- k 重要な医療機器及びサーバのある室等は、原則として天井内に空調機器（CAVを含む）を設置しないこと。サーバ室、カテーテル室、CT室、MRI室及びこれら機器のCPU室は、原則として床置型の空調機とする。また、床置機器の下に躯体立上りを設けて、ドレンを一度開放し排水目皿から流す収まりとすること。やむを得ず天井吊とする場合は、操作ホールに設置するか、直下に防水パンを設置すること。
- l 災害時に商用電源が絶たれた場合でも運転可能な室は、手術室、カテーテル室、集中治療部等、別添資料1（基本設計書）に準拠し、ヒアリングを行い決定すること。
- m 空調運転（換気、温度制御）が単独ででき、かつ災害時は発電機によるバックアップ運転ができる系統は下表のとおりである。

部門・室名	備考
ER、ICU、CCU、SCU、NCU、NICU、手術、HCU	
サーバ室	
防災センター、中央管理室	
電話交換機室	
各電気室、蓄電池室、自家発電設備室	
各機械室、EV機械室	
その他、ヒアリングを行い協議により決定する室	

- n 電動空冷ヒートポンプエアコンでは、停電や瞬時電圧低下の復電時には、速やかに各設備の停電前の状態に復帰する機能を有すること。
- o サーバ室の空気調和設備は以下によること。
 - (a) 空調機器は、床吹き出し方式とし、災害時等商用電源が断たれても運転可能なものとする。
 - (b) 空調機器は100%のバックアップ能力を備えること。
 - (c) 空調機器の周囲には防水堤、漏水センサー及び同警報システムを設ける。漏水時の警報システムは、中央管理室及び防災センターにて状態監視・警報ができるものとする。また、異常警報をサーバ管理者に通報可能なものとする。
 - (d) 電源設備及び空調機器の遠方監視・制御が可能なシステムとすること。
- p 5階以上の病室の冷暖房はファンコイルの天井隠蔽型とし、方位等を考慮したゾーニング計画とする。
- q 冷温水の膨張タンクは密閉型でもよい。

- r トップライト、カーテンウォールの結露対策に配慮した計画とすること。
- s 各室ごとに温湿度コントロールが可能な空気調和設備方式とすること。
- t 加湿用給水配管は間接排水による水抜きを設け、水質維持を行うこと。
- u 時間外受診に使用する外来部の診察室及び内診室等の空調は 24 時間運転とすること。
- v 栄養部と隣接する廊下及びパントリー等は、エアバランスを検討し調整すること。
- w 以下の室は、空調負荷及び換気回数に充分留意し計画すること。
 - (a) 人数が多い室、屋根の照り返しを受ける外壁面に接した窓が大きい室
 - (b) 救急部の初療室及び観察室（嘔吐、尿、便の臭気）、肺機能検査室、薬品を用いる検査室
 - (c) 再加熱カートステーション（全カートの同時使用時の機器発熱）、栄養部の検収通路（食材の臭気）
 - (d) 中材の蒸気滅菌装置設置部分（同時使用時の機器発熱）
 - (e) サーバ室（将来の機器増設数で発熱を検討し、設定負荷に十分余裕を見込む。また、バックアップのため 1 対 1 の 2 台計画とする。床置型の空調機廻りは防水堤を設置する）
 - (f) 手術部のラウンジ（ラーメン等の食事）
 - (g) EPS（弱電の HUB、UPS、ナースコール親機、TV ブースターの発熱）
- x 吹抜は、デリバントシステム（空気循環システム）等により上部に溜まった温かい空気を下に送り込んで循環させる計画とする。また、メンテナンス可能な場所に空調・送風機を設置し、ダクトにてカーテンウォール側に吹出しを設ける。その際、ダクトルートと梁及びシャッターの関係に注意する。また、気流・温度分布図を作成すること。
- y 中央処置室等、個別処置スペースがカーテンで仕切られた室は、カーテンを閉めた状態で空調が効くか確認すること（上部メッシュのカーテンとする）。
- z 集中治療部のオープン病床は、カーテンで仕切られた各病床の足元側にフィルターユニットを取り付け、ベッド廻りの清浄度を確保すること。空調機は空冷が望ましいが、水冷の場合はベッド上を避けて設置し、ベッド上に水配管がないこと。
- aa シールド室（脳波室、筋電室、脳死判定室、MRI）は、メンテナンス上、隣室に空調機を設置しダクトで吹く計画とする。

(オ) 換気設備

- a 換気量は、対象室の用途及び要因に基づき決定すること。
- b バイオハザード対策を要する室の排気は、脱臭を行うこと。
- c 4 床室、内視鏡室、病理部、輸血部、臨床感染症部、霊安・剖検、トイレ、洗浄室、汚物処理室及び厨房等では臭気の拡散防止と、排気口位置に配慮した計画とすること。
- d 病理部、霊安・剖検、内視鏡室等の多量のホルマリン、キシレン等の有機溶剤の使用等が想定される室は単独局所排気等により、拡散防止に配慮する。ホルムアルデヒド等の濃度規制のあるものは、これを満足すること。
- e 内視鏡洗浄装置等を設置する室は、機器業者に排気高さ（天井面又は床面）を確認すること。また、他の部屋と連続したプランの場合は、防煙垂壁等を適宜、設けて、内部に吸い込み口を設置し臭気の拡散を防止すること。

- f 汚物流し廻りの臭気の拡散を防止するため、可能な限り直上に排気口を設けること。
- g EOG ガスは、安全上問題の無い位置にて外部放出すること。
- h 厨房、調理室は第一種換気とする。火器使用室に設ける排気フードは、ステンレス製二重排気フード（照明付）とし、換気風量は面風速を 0.3 (m/s) 以上かつ、室の換気回数を 40 (回/h) 以上とすること。負圧障害が発生しないエアバランスとすること。
- i 厨房内の機器で、水蒸気（湯気）が多く発生する機器の直上には結露防止形の給気口及び排気口を設けること。
- j 厨房以外の調理台には、レンジフードを設けること。
- k 安全キャビネット、クリーンベンチ又はドラフトチャンバー等の排気対応を行うこと。
- l 室内設置機器等の発熱に配慮すること。特に、医療用冷凍冷蔵庫、ベッドパンウォッシャー、自動販売機、サーバ、大型医療機器付属機器等の発熱に配慮すること。
- m 室の形状が L 型などのように屈曲した室の場合は、換気扇等と給気吹出口の位置関係に注意し、臭気がよどみ換気されないことがないように留意すること。
- n 防火区画・114 条区画の間仕切り部分、及び相談室・役員室など廊下に会話が漏れてはならない室は、天井パスタクトとし、扉ガラリ及びアンダーカットとしないこと。
- o 放射線撮影室は、差圧ダンパーを設置しないこと。また、MRI 室は空調の差圧ダンパーを経由して MRI 装置の音が伝わるため、排気先をよく検討し、消音装置等を検討すること。
- p 厨房系統の排気口廻りに給気系統を設けないこと。
- q 陰圧室はドアガラリとせずエアダンパーとすること。
- r 便所ブースを天井まで間仕切らない場合は、排気口を各ブースに設置すること。
- s 有圧換気扇を使用する場合は低騒音型とすること。

(カ) 排煙設備

- a 排煙設備は建築基準法及び消防法に基づいて設置すること。
- b 排煙機が作動した場合、換気・空調機器は強制停止すること。

(キ) 中央監視・自動制御設備

- a 電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備（医療ガス設備を含む）の集中監視を中央管理室及び防災センターにて行うこと。
- b 中央監視盤を設ける。中央監視盤にて集中監視をしない設備については、専用の集中監視盤を設置し、中央監視盤へ故障警報を出力し、中央監視盤にて記録するシステムとすること。
- c 各ヒートポンプエアコンシステムには i-cont を設け、中央監視盤に監視点数を組み込むこと。
- d 空調設備、換気設備のゾーン別の一括発停を、中央管理室及び防災センターで行うこと。
- e 中央管理室とは別に、各部署のスタッフステーションにおいて、各室空調機の発停、温度設定及び警報監視ができる機器を設けること。
- f 自動制御システムは、部分的障害が他の部分またはシステム全体に影響を及ぼさないシステムとすること。

- g 中央管理室と防災センターは、停電、発電機運転、火災等の情報をやりとりし、各種の連携運用が可能なシステムとすること。
- h 中央監視システムは機器・システムの更新やマルチベンダー対応を考慮した、オープンネットワークで構築すること。
- i 主要機械室等にはリモートステーションを設置すること。
- j デマンド等の電力の他、各種エネルギー使用状況の把握（計測、記録保存、統計処理）を行うための BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を設けること。詳細については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。BEMS の出力様式についてはヒアリングにて決定すること。
- k 停電の復電後には、速やかに各設備の復旧が可能なシステムにすること。

エ 給排水衛生設備

(ア) 設備項目

衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、医療ガス設備、厨房設備、その他必要な設備を整備すること。

(イ) 基本方針

- a 院内感染を防止し、安全性を確保し信頼性の高い設備計画にすること。
- b 経済性、メンテナンス性の高い設備計画にすること。
- c 有害物質等による汚染の拡散防止を図り清潔な環境を確保し、患者や家族、医療スタッフの利便性、快適性に配慮した設備計画にすること。
- d 耐震性、災害対応を考慮した設備計画とすること。
- e 環境負荷の低減を図り、省エネルギー、省コストで効率的な設備計画とすること。

(ウ) 共通事項

- a 機器類、配管及び付属品等は、耐久性の高い仕様とし、長寿命化に配慮すること。
- b インバーター機器の高調波及び振動を伴う機器類の低周波音についての対策を講ずること。
- c 4 床室の個室化等、将来の諸室の用途変更、レイアウト変更等が容易に対応できる計画を行うこと。
- d 給排水衛生設備の設計にあたっては、日本医療福祉設備協会「病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2011」によること。
- e 感染症対策を必要とする諸室は「新しい感染症病室の施設計画ガイドライン」（感染症病棟の建築・設備に関する研究会編）の条件に適合させること。
- f 重要諸室（清浄度クラス ISO クラス 5～7 の諸室、手術室、カテーテル室及び操作室、放射線撮影室及び操作室・CPU 室、MRI 室及び操作室・CPU 室、集中治療部病床、GCU、分娩室、新生児室、サーバ室、無停電電源室、中央管理室、防災センター、特高電気室、電気室、自家発電設備室、蓄電池室、等）の天井内には、水損事故を防ぐため水配管を敷設しないこと。敷設する場合には、二重スラブ又は金属屋根を設けること。または、ドレンパンを設置し、配管・ドレンパンに漏水検知器を設け、現地、中央管理室及び防災セン

ターに警報を発する設備を設置すること。

- g 「給水装置新設承認申請書」、「特定施設設置届」及び「排水設備等新設・増設・改築計画確認（変更）申請書」、その他関係法令に基づく各種申請書及び添付図面等の作成（諸官庁との協議、手続きの代行を含む）を行うこと。
- h 給排水衛生設備の仕様、方式などについては、ヒアリングを行い別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- i 地下 1 階栄養部（厨房）、2 階店舗（コンビニエンスストア）、2 階店舗（カフェ）、1 階店舗（レストラン）、1 階レストラン（厨房）、その他外部委託、テナントと同等の扱いとなる部門の給水・給湯・ガスは単独でパルス式メーターを設け、中央監視設備に取り込むこと。
- j 床防水を行う室（厨房、浴室等）は、排水管のみ防水層貫通とし、給水及び給湯管は天井からの供給とすること。
- k 病室用の縦管系統はバルブを設置すること。1 病室を補修する時の対応として器具毎に止水弁を設置すること。
- l 画像診断、核医学部等の上部階は、水配管の収まり・レベルを確認し、適宜、床スラブ下げ等の対応を行うこと。
- m 病棟階の主管は原則として廊下天井を通し、病室天井を渡りで通さないこと。病室天井は枝管（上階の横引配管）も通さず、上階スラブを下げ横引きする等の方法をとること。また、蒸気配管は還りの管に保温巻きをしないため、病室天井を通さないようにすること。
- n 手術用手洗装置、中材の洗浄機器、ベットパンウォッシャー等の機器設置箇所は、可能な限り梁上の設置を避けること。やむを得ない場合は、梁を 200 mm 以上下げる等の検討を行うこと。
- o 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、トップランナーモータ採用機器を選定すること。

(エ) 衛生器具設備

衛生器具、水栓等の形式は、用途、節水効果、設置場所等を考慮し、患者及びその家族、職員等の安全性、利便性及び快適性に十分配慮し、以下のようにすること。

- a 節水型器具を設置し、水資源の有効利用を図ること。
- b 大便器はセンサー洗浄式とし、センサーは側壁に設けること。停電対応として、各階の車椅子便所の内 2 室に手動フラッシュバルブを設けること。車椅子便所が無い場合は、患者用トイレに設置すること。
- c 大便器には洗浄便座を設けリモコンは壁取付けとし、紙巻き器は棚付横二連（重荷重対応品）とし、ナースコール等を含めた取付け位置はモデルルームで本センターの承諾を受けること。また、女性用トイレに擬音装置を設けること。
- d 腰掛便器は、壁掛型（壁面固定型）とし、仕様等は提案によること。
- e 患者用トイレの大便器には、全て背もたれを設けること。また、5 階以上の病棟の患者用トイレの大便器には、尿瓶洗浄用水栓を設けること。
- f 小便器は壁掛型、センサー洗浄方式とし、低リップ型とすること。

- g 小児が使用する箇所に設置する便器の仕様はヒアリングにより決定すること。
- h 手洗器、床置手洗器、医療用手洗器、洗面器、汚物流し等の衛生器具は、「諸室リスト」に示す想定器具を準拠し、設置想定場所を含めヒアリングで確認すること。
- i 洗面器（手洗器を除く）は車椅子利用を想定したものを設置すること。また、排水は P 型トラップとすること。
- j 外来部、病棟、集中治療部等には、肘洗いが可能な医療用手洗器（自動水栓付）を設置すること。設置場所は、「諸室リスト」に示す設置想定場所を準拠し、ヒアリングで確認すること。
- k 原則として、水栓は自動水栓（発電式）にすること。ただし、コンパクト手洗器は、自閉式単水栓とし、飲用電気温水器の水栓は熱湯口付混合水栓とすること。また、入院患者が使用する洗面器の自動水栓は、湯水切替型とすること。各種水栓は、手洗いの際に水が飛び散らない形状とすること。自動水栓は、センサーの感知位置に留意すること。
- l 休憩室、カンファレンス室等の、職員が使用する部屋の流し台水栓は、シングルレバー混合水栓とすること。
- m 車椅子便所には、車椅子対応便器、バリアフリー洗面器、コンパクト手洗器（大便器手摺内）等を設けること。
- n 車椅子便所内及び病棟階の患者が使用する大便器・洗面器には適切に手摺りを設けること。
- o 一部の車椅子便所はオストメイト対応とし、設置場所は下表のとおりとする。また、オストメイト用汚物流しの直近に姿見鏡を設けること。

階	設置場所	設置個所	備考
5 階～10 階	車椅子便所	平面詳細図による	
各階	車椅子便所	平面詳細図による	

- p 車椅子便所には、ベビーシート、ベビーチェアを、扉の開閉ボタン及びナースコース等と干渉しない位置に設置し、ヒアリングで確認すること。
- q 共用トイレで小便器・洗面器が複数ある場合はそれぞれ 1 箇所に動作補助手摺りを設けること。
- r 衛生陶器類はオーバーフロー無しとすること。
- s 汚物流しは押しボタン式洗浄弁付とし、捕高台（陶器の既製品）を設置すること。また、併せてレバー式自在水栓を設けること。梁上でやむを得ず排水管を横引きし、補高台をシンダーコンクリート（塩ビ管を打込み）及びステンレス製の箱とする場合は、床材巻上げ材との収まりに注意すること。
- t 汚物室にはベッドパンウォッシャー用の給排水設備を設けること。
- u 器具内部の詰りの除去が、容易にできる構造のものを採用すること。
- v 自動水栓及びセンサー式洗浄弁は、停電時の使用を想定したものを設置すること。
- w 全ての洗面器には、高さ 890 mm 以上の化粧鏡を設けること。
- x 各手洗器及び洗面器の水栓近傍に、ペーパータオルホルダー及び小棚（石けんボトル設置を想定）を設置すること。また、水石けん入れは設置しないこと。
- y 産科病棟のトイレの大便器は、アームレスト（背もたれ付・壁面固定型）を設けること。
- z 各病室内の出入口の近傍に、マスク等の箱を収納する感染対策用品収納棚を設置すること。

- aa 内視鏡室等の洗浄用流しには、水栓とは別に洗浄用ハンドシャワーを設けること。
- bb 厨房の流し台にはレバー式自在水栓を設置すること。
- cc 造作流し台の水栓は、ホース付グースネック水栓とすること。
- dd 混合栓及び便所の手洗器はオートストップ型とすること。

(オ) 給水設備

- a 給水は、上水と雑用水の 2 系統にて供給すること。雑用水の用途は、便器洗浄水、灌水用とすること。
- b 洗浄便座、建物屋外給水、加湿給水は必ず上水を供給すること。
- c 上水受水槽は、ステンレス製二槽式水槽を設置すること。
- d 災害時を想定し、上水受水槽には給水車からの補給水口を設けること。
- e 上水受水槽には、緊急遮断弁（地震時自動閉鎖弁機構）の設置、またはこれに類する措置を行うこと。
- f 受水槽に取り付ける直結管、溢水管等の全ての配管類はタラップ及びメンテナンスの支障とならない位置とすること。受水槽本体の側面に非常時用の給水栓を数個設けること。
- g 災害時のための備蓄量は、上水、中水共災害時使用量の 3 日分とすること。
- h 上水、再生水各給水方式は、それぞれ加圧給水ポンプ方式（予備機付）とすること。加圧給水ポンプユニットは地震時自動停止機能付とし、電源は非常発電機回路とすること。ポンプの運転は、予備機を含めて並列ローテーション運転とすること。
- i 加圧給水ポンプユニットは、高層階（病棟階）系統と低層階系統の 2 系統とすること。
- j 非常時において、ER 部、手術部、集中治療部等で優先的に水を使用するため、ブロック毎に給水制限を行うための止水栓を設けること。
- k 配管のクロスコネクション防止策を講じること。
- l 必要な部分に医療用滅菌水装置を分散配置すること。
- m 病棟の感染個室のユニットシャワーは、容易に使用制限が行えるように管理用バルブを設けること。

(カ) 給湯設備

- a 給湯方式は、原則として中央給湯方式とすること。ただし熱損失等の理由による個別給湯方式の部分採用は可能とする。
- b 中央給湯の熱源は蒸気とし、配管系統を高層階（病棟階）系統と低層階系統の 2 系統とすること。
- c 貯湯槽は各系統毎に 2 缶ずつ設けること。メンテナンス時に配慮し、給湯主管と同口径の配管を各貯湯槽に接続すること。
- d 中央給湯の膨張タンクは密閉型とすること。
- e 湯沸室の流し台には、個別の飲用電気温水器を設置してもよい。
- f 中央給湯系統は、レジオネラ属菌対策を施すとともに、循環系統の加温にあたっては、効率的な方式を採用すること。
- g ガス式の給湯器を設置する場合は、排気を外気取入位置（窓含む）から十分に離すこと。

また、潜熱回収型を計画する場合は、ドレン配管をルーフドレンの直近まで設けること。

(キ) 排水設備

- a 建物内排水は、汚水、雑排水及び各特殊排水の3系統に分流すること。
- b 屋外にて、汚水、雑排水及び各特殊排水の処理後排水を合流すること。
- c 特殊排水は以下の系統とし、それぞれ適切な処理を行い放流または回収すること。また、機器の電源は非常発電機回路とすること。また、RI処理における線量データを下表に示す。

別表 1. 診療用放射性同位元素の種類及び数量

1. 使用室

核種	形状	1日最大 使用予定数量	3月間最大 使用予定数量	年間使用 予定数量	最大投与量	使用室名
⁵⁹ Fe	液体	740 KBq	37 MBq	74 MBq	740 KBq	処置 投与 SPECT1 SPECT2 SPECT3 器材 SPECT/CT1 SPECT/CT2 解析 リハビリ処置 負荷投与1 負荷投与2
⁶⁷ Ga	液体	1.295 GBq	33.5 GBq	80 GBq	111 MBq	
⁸¹ Rb	液体	370 MBq	13 GBq	52 GBq	-	
^{81m} Kr	液体・気体	2.22 GBq	30 GBq	90 GBq	370 MBq	
⁹⁹ Mo	液体	22.4 GBq	1.4 TBq	4.8 TBq	-	
^{99m} Tc	液体	22.4 GBq	1.4 TBq	4.8 TBq	740 MBq	
¹¹¹ In	液体	296 MBq	1.48 GBq	2.96 GBq	37 MBq	
¹²³ I	液体	3.33 GBq	183 GBq	731 GBq	185 MBq	
¹³¹ I	液体	185 MBq	3.7 GBq	7.4 GBq	37 MBq	
⁵¹ Cr	液体	37 MBq	185 MBq	370 MBq	12 MBq	
²⁰¹ Tl	液体	3.12 GBq	182.8 GBq	654.2 GBq	111 MBq	

2. 準備室

核種	形状	1日最大 使用予定数量	3月間最大 使用予定数量	年間使用 予定数量	使用室名
⁵⁹ Fe	液体	740 KBq	37 MBq	74 MBq	製剤準備
⁶⁷ Ga	液体	1.295 GBq	33.5 GBq	80 GBq	
⁸¹ Rb	液体	370 MBq	13 GBq	52 GBq	
^{81m} Kr	液体・気体	2.22 GBq	30 GBq	90 GBq	
⁹⁹ Mo	液体	22.4 GBq	1.4 TBq	4.8 TBq	
^{99m} Tc	液体	22.4 GBq	1.4 TBq	4.8 TBq	
¹¹¹ In	液体	296 MBq	1.48 GBq	2.96 GBq	
¹²³ I	液体	3.33 GBq	183 GBq	731 GBq	
¹³¹ I	液体	185 MBq	3.7 GBq	7.4 GBq	
⁵¹ Cr	液体	37 MBq	185 MBq	370 MBq	
²⁰¹ Tl	液体	3.12 GBq	182.8 GBq	654.2 GBq	

別表 2. 診療用放射性同位元素の最大貯蔵予定数量

核種	形状	最大貯蔵 予定数量	貯蔵室名
⁵⁹ Fe	液体	3.7 MBq	貯蔵
⁶⁷ Ga	液体	2.59 GBq	
⁸¹ Rb	液体	370 MBq	
^{81m} Kr	液体・気体	370 MBq	
⁹⁹ Mo	液体	25.9 GBq	
^{99m} Tc	液体	25.9 GBq	
¹¹¹ In	液体	296 MBq	
¹²³ I	液体	11.1 GBq	
¹³¹ I	液体	370 MBq	
⁵¹ Cr	液体	111 MBq	
²⁰¹ Tl	液体	11.84 GBq	

別表 1.陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量

1.準備室

核種	形状	化学形	1日最大 使用予定数量	3月間最大 使用予定数量	年間使用 予定数量	使用室名
¹¹ C	液体	すべての化合物	55.5 GBq	1.443 TBq	5.772 TBq	ホットラボ 標識合成
¹³ N	液体	すべての化合物	100 GBq	1.3 TBq	5.2 TBq	
¹⁵ O	液体・気体	すべての化合物	57.6 GBq	22.464 GBq	89.856 GBq	
¹⁸ F	液体	すべての化合物	33.3 GBq	865.8 GBq	3.4632 TBq	

2.診療室

核種	形状	化学形	1日最大 使用予定数量	3月間最大 使用予定数量	年間使用 予定数量	使用室名
¹⁸ F	液体	すべての化合物	18.5 GBq	518 GBq	2.072 TBq	処置
¹¹ C	液体	すべての化合物	1.48 GBq	57.72 GBq	230.88 GBq	PET1 PET2
¹³ N	液体	すべての化合物	8.88 GBq	266.4 GBq	1.0656 TBq	
¹⁵ O	液体・気体	すべての化合物	57.6 GBq	2.2464 TBq	8.9856 TBq	
¹⁸ F	液体	すべての化合物	2.96 GBq	88.8 GBq	355.2 GBq	

3.その他の使用室

核種	形状	化学形	1日最大 使用予定数量	3月間最大 使用予定数量	年間使用 予定数量	使用室名
¹¹ C	液体	すべての化合物	16 MBq	320 MBq	1.28 GBq	製剤準備
¹³ N	液体	すべての化合物	22.4 MBq	672 MBq	2.688 GBq	
¹⁵ O	液体・気体	すべての化合物	24 MBq	960 MBq	3.84 GBq	
¹⁸ F	液体	すべての化合物	8 MBq	240 MBq	960 MBq	

4.貯蔵室

核種	形状	化学形	最大 貯蔵予定数量	貯蔵室名
¹¹ C	液体	すべての化合物	55.5 GBq	サイクロトロン1内 貯蔵箱
¹³ N	液体	すべての化合物	100 GBq	
¹⁵ O	液体・気体	すべての化合物	57.6 GBq	
¹⁸ F	液体	すべての化合物	33.3 GBq	

(特殊排水系統)

厨房排水、薬品排水、高温排水、検査排水、感染系排水、RI 排水、解剖室排水、ホルマリン排水、その他

- d RI 排水は、排水中の放射線濃度監視及び計測、RI 排気及び室内ガンマ線放射量等を監視装置で監視、計測する設備を設けること。
- e 災害時、公共下水道への放流ができなくなった場合には、汚水槽を臨時の排水貯留槽として転用し、これに必要な弁、配管設備を設けること。
- f 地下 2 階の機械室にホルマリン廃液タンク（500L）を設置し、廃液タンク周囲には漏水検知を施すこと。また、病理室、解剖室から廃液タンクまで廃液配管を敷設すること。
- g 周産期内診室、処置室等の診察台・内診台は、機器業者から機器専用の排水トラップの支給を受け、床スラブに打ち込むこと。
- h 栄養部及びレストラン（厨房）にグリーストラップ、駐車場にはガソリントラップ及び必要箇所にプラスタートラップを設置すること。グリーストラップの直近に清掃用の混合水栓を設けること。
- i 通気方式は、原則として床下及びループ通気方式とすること。

(ク) 消火設備

- a 消火設備を消防法等に基づき設置すること。
- b 各電気室、自家発電設備室、蓄電池室、サーバ室、防災センター、中央管理室には、不活性ガス消火設備を設けること。
- c 自走式駐車場には泡消火設備を設けること。
- d 地下 1 階栄養部（厨房）及び 1 階レストラン（厨房）に簡易自動消火設備（薬剤共）を設けること。
- e 廊下に設置する補助散水栓は、警報灯及び警報鉤を壁面取付けとし、散水栓ボックスのみ埋め込みとする。やむを得ず一体型とする場合は、上下に分離した消火器横置型とし、歩行補助手摺りを通す。

(ケ) 厨房設備

- a HACCP 及び ISO22000 に基づく衛生管理技法に準拠した設備とすること。
- b 患者食は、当面朝食がニュークックチル（再加熱）方式、昼・夜食はクックサーブ方式に対応したものとするが、将来全面的にニュークックチル対応が可能な計画とすること。
- c 地下 1 階栄養部（厨房）及び 1 階レストラン（厨房）は以下のドライ仕様とすること。
 - (a) 倉庫等を除き、下処理室、洗浄等調理に係る作業を行う室には手洗器を設けること。その内、調理室には肘まで洗える自動水栓、大型手洗器にすること。
 - (b) 厨房機器の排水は回転釜を除き、排水トラップを介して配管直結接続とすること。
 - (c) 原則として、床に床排水用のグレーチング付の排水溝は設けず、溝蓋付の排水溝を計画すること。また、各室には、床排水用にグレーチング付の排水柵（ステンレス製ごみ受けバスケット）を設けること。
- d 地下 1 階栄養部（厨房）及び 1 階レストラン（厨房）について、シンク類等の厨房機器に取付けるステンレス製水栓柱、各種水栓類、排水トラップ、給水・給湯・排水・ガス設備の弁・配管設備及び換気設備並びに冷暖房設備の設置は本件事業とすること。

- e 厨房機器の検食用冷蔵庫、プレハブ冷凍冷蔵庫、納米庫、冷凍冷蔵庫、オートサニテーション、ミキサー、コールドテーブル、電磁調理器、スチームコンベクションオーブン、製氷機、洗米機、炊飯器、湯沸器、洗浄機、調乳水製造装置等は、停電時に発電機電源により運転出来るようにすること。

(コ) ガス設備

- a ガスは中圧で引き込む。熱源設備は中圧系統、その他の供給箇所はガバナで低圧に変換後、供給すること。
- b 大阪ガス（株）の規定に基づき、設計・施工を行うこと。
- c 各種ガス機器を設置する場合は、事前に大阪ガス（株）と協議を行い、設置基準を満たしているか確認を行うこと。

(サ) 医療ガス設備

- a 各室の必要に応じて組み合わせたガスをアウトレットにより供給すること。
- b 中央配管方式にて供給する医療ガスは、以下のとおりとする。
 - (a) 酸素ガス配管設備（447,522L／日）
 - (b) 圧縮空気供給配管設備（2,315L／min）
 - (c) 吸引配管設備（2,865L／min）
 - (d) 窒素ガス配管設備（12,960L／日）
 - (e) 炭酸ガス配管設備（4,380L／日）
 - (f) 笑気ガス配管設備（552L／日）
- c 供給機器は複数台とし、酸素・窒素・炭酸ガスは予備ポンペを備蓄すること（酸素 1 日交換、窒素 7 日交換、炭酸ガス 7 日交換）。
- d 監視警報設備を設置すること。
- e 中央管理室及び防災センターに監視警報設備を設置し、医療ガス供給源の状況、機器類の警報、各シャットオフバルブの状況等を表示すること。
- f 手術部のスタッフステーション、救急部のスタッフステーション、集中治療部の主要なスタッフステーション等に圧力監視盤を設置する等、信頼性の高い供給を行うこと。
- g 吸引配管は、感染系統（フィルター付）と一般系統を分けた配管にすること。
- h 医療ガスアウトレットは病床毎に設置すること。
- i 医療ガスアウトレットの取付け位置は、ヒアリングにより決定すること。
- j 災害時等の医療スペースとなる、1 階、2 階エントランスホール、大会議室 1・2、中央待合ホール、ホワイエに医療ガスアウトレット（酸素、吸引）を設けること。アウトレットは内装に合わせた設えとすること。

(7) 研究所施設計画

ア 研究所施設計画__建築

(ア) 共通事項

- a 各室性能は、「諸室リスト（建築編）・（電気設備編）・（機械設備編）」及び別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- b 本施設の外装及び内装は、要求水準を満たすとともに「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）に記載する内容に準拠すること。

(イ) 平面・断面計画

- a 平面・断面計画を策定する際には、別添資料 1（基本設計書）を準拠することとし、研究所各部門と十分な協議を行った上で詳細を決定すること。
- b 主要な出入口は外部から認識しやすい位置に配置すること。
- c 来客者、職員動線及び供給動線は明確にし、機能性及び安全性を考慮した動線計画を策定し整備すること。なお、上下位置関係にも配慮した計画とすること。
- d 廊下幅は、建築基準法の規定を遵守すること。
- e 各階において、その階の床仕上面の高さは同一とすること。
- f 利用者、来客者が自分の位置を把握しやすいように各部門を配置すること。
- g 大型の設備機器及び実験機器等を配置する部屋は、将来の機器更新等における搬入も想定した構造等とすること。
- h 電気室、EPS、サーバ室、動物手術室、放射線実験室等の重要諸室の直上階には水配管を設けないこと。ただし、やむを得ない場合は、二重スラブとする他、漏水対策を行うこととし、本センターの承諾を得ること。

(ウ) 諸室別建築・設備の要件

a 研究員室・部長室

- (a) 研究室は、将来、利用者が任意に間取りを変更して使用できることを想定しているため、以下の点に配慮すること。
 - (i) 電気、情報、空調換気、照明を間取りの変更後も供給できるようにし、かつ防災、セキュリティも間取り変更後も容易に調整できるよう整備すること。
 - (ii) 上下階に影響を及ぼすことなく設備や間仕切りの改修ができる構造とすること。

b 実験室・培養室

- (a) 実験室は、将来、利用者が任意に間取りを変更して使用できることを想定しているため、以下の点に配慮すること。
 - (i) 給排水、電気、情報、ガス、給湯、空調換気、照明を間取りの変更後も供給できるようにし、かつ防災、セキュリティも間取り変更後容易に調整できるよう整備すること。
 - (ii) 上下階に影響を及ぼすことなく設備や間仕切りの改修ができる構造とすること。
- (b) 各実験室の排気装置の制御方法は排気量と同じ量の外気を自動的に給気するシステムにより各室内の静圧を常に一定に保つこと。また、実験用排気装置の排気相当分の外気導入については指定がある部屋は温湿度の調整を行うこと。詳細は「諸室リスト」に準

扱すること。

- (c) 精密な計測や実験を行うため、他の実験装置や空調機等の振動に影響されない床の性能を保つこと。なお、精密実験機器等の振動制御については、振動制御は機器設置時に架台側で対処する考えであることから、建物本体（躯体）での振動制御は必須ではない。
- (d) 水漏れ、騒音、振動、臭気、粉塵、その他安全衛生面に十分配慮すること。
- (e) 実験室・培養室は「諸室リスト」に記載されたドラフトチャンバー・安全キャビネット・クリーンベンチ設置を必要数見込んだ計画とすること。

c 実験動物飼育・動物実験部門

- (a) 実験動物の実験、飼育を実施する施設を「実験動物施設の建築及び設備」（日本建築学会編）を基準とするほか、「動物の保護及び管理に関する法律」等関連法規、基準等に適合するよう整備すること。
- (b) 前室、後室等を設け、感染等に対してより安全な設計とする。また、臭気は他エリアに広がらないように扉や気密、空調換気設定、動線などに十分配慮した計画とすること。
- (c) 後室のドアは同時に開閉できない構造（インターロック機能）とすること。
- (d) 床・壁・天井の仕上げについては、容易に清掃及び高温蒸気・薬液洗浄することができる仕様であること。
- (e) 内装の仕上げ材は殺菌灯での材質変化、薬品による消毒に耐える材料を用いること。
- (f) 動物飼育・実験エリアは、各室の気密状態が維持される構造であること。
- (g) 動物飼育・実験エリアには、適切にセキュリティを設け、承認されたもの以外は、エリア内への進入を制限できる構造とし、入居者が記録されるようにすること。
- (h) 地下1階のSPF飼育エリアの室圧は、前廊下を最も陽圧とし、前廊下、前室、飼育室、後廊下、管理廊下の順となるようにすること。1階のコンベンショナル飼育エリアもSPF飼育エリアの室圧の順に準じた順となるようにすること。
- (i) ドアの開放時にも陽圧側に気流が逆流しない対策を講じること。
- (j) 飼育室の照明は、昼夜切り替えを任意の時間に行えるようにすること。
- (k) 動物飼育・実験エリアの廊下、ストックスペースはタイマー設定が可能な殺菌灯を設置すること。
- (l) 維持管理の効率化を図れるよう、部屋のバリエーションを可能な限り統一すること。また、地下1階のSPF動物飼育エリアと1階コンベンショナル動物飼育エリア（南側飼育エリア）はエリアに立ち入らないで、天井内から設備のメンテナンスが行えるようにすること。天井内へは近接の階段室踊場から侵入できるよう計画すること。
- (m) 廊下側の扉は利用者の使い勝手に十分配慮した開き勝手や施錠方式とすること。また、適所にエアシャワーを設けること。
- (n) 1階に整備する実験室11には、小動物用MRI装置を1台配置できるように配慮すること。
- (o) 各研究室との連携など、将来における動物実験・実験動物飼育部門拡張を踏まえた計画とすること。

d 特殊実験室

- (a) 管理倉庫、汚染検査室、暗室、貯蔵室及び廃棄施設室を設置すること。

- (b) 放射線障害防止法等の関連法令に従うこと。
- (c) 各 RI 実験室の外側における放射線の線量が、法律に定める線量以下になるように遮蔽壁を設けること。
- (d) 各 RI 実験室内の常時人が立ち入る場所における放射線の線量が、法律に定める線量以下になるように遮蔽壁を設けること。
- (e) 汚染検査室に洗浄設備と更衣設備を設けること。
- (f) 大雨や洪水等でも浸水しない構造とすること。
- (g) 貯蔵室と廃棄施設室は耐火構造とし、その他の部屋の主要構造部は耐火構造とするか不燃材料で作ること。
- (h) 壁と床には耐水、耐化学薬品、不燃性の仕上げ材料を用い、汚染しにくく除去しやすい作りにし、目地等の隙間及び突起物やくぼみがなく、機械的強度・硬度が強く、液体や気体が浸透しにくく腐敗しにくい構造とすること。また、非多孔質系で化学的に安定した不活性素材であり、RI と反応せず、かつ取替に配慮した汎用性の高い素材とすること。
- (i) 貯蔵室と廃棄物保管室の扉は特定防火設備の条件を満たし、施錠できるものとする。
- (j) 貯蔵室と廃棄物保管室の給排気ダクトの室内から室外への境界部分に、ダンパーを設置すること。
- (k) RI を用いた動物の実験、飼育を実施する動物飼育室を整備すること。動物飼育室は臭気が他エリアに広がらないように扉や気密、空調換気設定、動線などに十分配慮した計画とすること。
- (l) 廊下側の扉は利用者の使い勝手に十分配慮した開き勝手や施錠方式とすること。
- (m) PET 室は 2 室を想定し、各装置間と観察調整エリアとを RC 壁等で区切り、研究者の線量に配慮した計画とすること。

(エ) 内装計画

a 一般

- (a) 「諸室リスト」に準拠した設計とすること。
- (b) 研究者が利用するスペースは可能な限り自然光を利用した明るく落ち着いた空間となるように工夫をし、音や風の流れにも配慮すること。
- (c) 研究室、実験室、その他各諸室の内装については、その用途、特性等を考慮した仕上げとする。
- (d) 研究室、実験室その他の諸室の遮音性能は「諸室リスト」に準拠すること。また特段の記載がない場合においても会話の内容が外部からは把握できない程度の遮音をすること。
- (e) 研究所として明るく清潔感のある色彩及びデザインとすること。
- (f) インテリアは画一的とならないように配慮すること。また、空間の広がりを持たせるよう演出を工夫すること。
- (g) 床は、段差を設けないこと。
- (h) 天井高は、設備配管・ダクト等のスペースを考慮した上で、「諸室リスト」に準拠し、

適切な天井高設定を行うこと。なお、居室に該当しない倉庫・トイレ等については、収まり上当該天井高の確保が困難な場合は、協議により使い勝手を配慮した上で決定するものとする。

- (i) 床に水を流す実験室、洗浄室、大中動物飼育室、動物手術室等の床は部屋の中央又は側面方向に流れる水勾配とし、出入口側にオーバーフロー用の排水溝を設置すること。

b 仕上げ材料等

- (a) シックハウス対策として揮発性有機化合物を含まない材料（JIS・JAS 規格の「F☆☆☆☆（エフフォースター）」）を採用すること。
- (b) 内装材は、清掃しやすく防汚性の高い材料を選定すること。
- (c) 仕上げ材料、建具及び手摺り等については、メンテナンス性等の機能性及び安全性に配慮して選定すること。
- (d) 台車、ラック、カート等の移動の際、出隅や腰壁等に損傷を与えないよう各部署の特性に応じた壁面の保護対策を行うこと。
- (e) エントランスホール、ラウンジ、廊下等については、滑りにくく、乾きやすい素材を使用するとともに、床材と壁材の取合い部分にゴミや埃が滞留しないように配慮すること。
- (f) 屋内において防水が必要とされる箇所においては、当該室用途と下階室用途に応じて適切な防水仕様を選択する。
- (g) 異なる仕上げの取合い部分は、変位等による破損及び経年変化による隙間等の発生を防止すること。

c 建具等

- (a) 建具の仕様・寸法等については、別添資料 2（各種技術資料）に準拠すること。ただし、本センターが同等と認めるものについては採用することができるものとする。
- (b) 外部に面する窓は結露及び昆虫・小動物等の侵入防止対策を十分に行うこと。
- (c) 外壁窓は、飛び出し防止や物品等の落下防止に配慮し、開放制限を行うこと。
- (d) 施設利用者が利用する扉は、転倒やけが及び扉の開閉時の指づめ等を防止するように工夫すること。
- (e) 把手・押板・握棒等の類は、感染対策に配慮した形状・材料・方式とすること。指づめ防止に配慮するとともに、フリーストッパー仕様とすること。
- (f) 各動物飼育室の扉は視窓マグネット蓋付とし、中・大動物飼育室の扉は防音扉として、廊下やラウンジなどへ鳴声もれないように配慮すること。
- (g) 風除室、エントランスホール、ラウンジ等の多数の者の利用が想定され、利便性を要求される箇所、及び動物手術部、血管造影室等の清潔性を要求される箇所及び PET 室、CT 室等の重量のある鉛入り遮蔽扉の箇所については、必要に応じて自動ドアとする。また、自動ドアの配置計画については別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。スイッチについては非接触型等、用途に応じた適切な仕様とする。また、停電時においても容易に開閉可能な形式とし、非常用電源対応とすること。
- (h) セキュリティ上必要な部分や諸室には電気錠を設置するものとし、その他の部分又は諸室については鍵により施錠が行えるようにすること。想定されるセキュリティ計画については、別添資料 1（基本設計書）に準拠し、ヒアリングにより決定するものとする。

また、電気錠内蔵建具（電気錠本体、通電金具、扉・枠内配管加工含む）は、受注者にて設置すること。

- (i) 床に水を流す事が想定される実験室、洗浄室、動物手術室、中・大動物飼育室や湿度の高いゼブラフィッシュ飼育室等の扉はステンレス製とすること。
- (j) 給排気用のガラリは、騒音量を検討すること。特に居室や近隣住宅のある面は注意し、騒音規制法の境界規制値を守ること。風速は給気が 3m/s 以下、排気が 2m/s 以下とすること。また、ショートサーキットを避けた配置とすること。
- (k) 折上天井とし自然排煙窓を設ける場合は、折上天井の幅を 800mm 以上確保すること。
- (l) 建具の仕様・寸法については、各種法令を満たすこと。

d 特殊内装

- (a) シールドが必要な室は下表による。性能等の詳細は、ヒアリングにより決定するものとする。

シールド種別	階	部門名	室名	室数	備考
放射線	B1F	特殊実験室	小動物 PET/CT 室	1	
			大動物 PET/CT 室	1	
			操作室	1	
			インビトロ PET/SPECT 室	1	
			短半減期合成実験室（ホットラボ）	1	
			RI 合成準備室	1	
			RI マルチモダンイメージング室（蛍光、超音波）	1	
			RI 実験室	1	
			RI・P2 実験室	1	
			SPECT 室	1	
			RI 小動物実験室	1	
			RI 大動物実験室	1	
			RI 小動物飼育室	1	
			RI 大動物飼育室	1	
			動物実験室 1	1	
			動物実験室 2	1	
			動物オペ室 RI-1（処置）	1	
			動物オペ室 RI-2（処置）	1	
			管理測定室	1	
			測定室	1	
倉庫	1				
貯蔵室	1				
廃棄施設	1				

シールド種別	階	部門名	室名	室数	備考
電波・磁気 放射線			暗室	2	
			焼却室	5	
			小動物 MRI 室	1	
			RI マルチモダンイメージング室	1	
			MRI 操作室	1	
電波・磁気	1F	動物実験	実験室 11 (小動物 MRI)	1	
放射線		動物手術	動物手術室 4 (先進医工共用)	1	
			動物手術室 5 (先進医工共用)	1	
			動物手術室 6 (全体共用)	1	

(b) 放射線治療及び核医学のゾーンの、放射線障害防止法及び医療法における規制値は以下のとおりとする。なお、使用条件の詳細については、実施設計の段階で決定し、病院から指示するものとする。

- (i) 人が立ち入る場所 1.00mSv/週 以下
- (ii) 管理区域境界 1.30mSv/3月 以下
- (iii) 一般実験室 1.30mSv/3月 以下

e 仕上げユニット等

- (a) 造作家具・仕上げユニット（固定するもの）については、「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）に準拠し、使いやすさと耐久性に配慮したものとする。また、汚れにくく清掃のしやすい材料を使用するものとする。衝突時の安全性や埃たまりをつくらないデザインにも配慮すること。なお、図示するもの以外にヒアリングにより計画するものもある。
- (b) 窓側に設置するカウンターは、可能な限りサッシと縁を切り結露・共振音発生を防止すること。また、雑巾摺りを三方に取り付けること。
- (c) 洗面台は、人工大理石等の車椅子対応一体成形カウンターとし、左右の壁から 5 mm 程度離して同材の雑巾摺りを取り付けること（カビが生えるシーリングをしない収まりとする）。
- (d) 洗面台、カウンター等の角は R 加工とし、角が鋭利で危険でない収まりとすること。

f その他

- (a) 外窓及びその他必要な箇所には、天井埋込型ボックス付のカーテンレール又はブラインド取付けスペースを計画すること。配置等詳細については、ヒアリングにより決定するものとする。
- (b) 巾木は原則床材巻上げとし、床面と壁面の取り合いは丸面として、清掃性に配慮し、入り隅コーナーも丸面がとれるものとする。
- (c) 間仕切り壁については、必要な強度、防火性能、遮音性能に配慮すること。研究情報の保護を要求される部分に使用するものについては、十分な遮音性を確保すること。
- (d) 各フロアに 19 インチラック、情報システム配線用のケーブルラック及びメンテナンススペースを確保した EPS を設けること。
- (e) EPS 内は防塵、防湿対策を施すこととし、40℃以上にならないよう配慮すること。

- (f) 雨水排水計画書を作成する。降雨強度は 180 mm/hr 以上とすること。
- (g) 大型実験機器及び設備機器の搬入計画書を作成する。クレーン車等による機器の搬入計画を検討し、搬入口における仮設ステージ設置が可能な対応、床レベル差がある場合の天井のフックやギヤトロの設置等を適宜、計画すること。
- (h) 便所ブース内に衣服掛けフックを取り付けること。
- (i) 車椅子で使う便所は鏡の下端を床から 900 mm とする。手摺は持出しが大きいタイプとする。非常警報設備を設けること。
- (j) 床置手洗器は、横側の壁から 50 mm 以上離して設置すること（カビが生えるシーリングを打たない収まりとする）。

(オ) サイン計画

a 共通事項

- (a) サインは、別添資料 1（基本設計書）に準拠し、施設利用者にわかりやすいものとする。
- (b) 外部、建物内共に統一性をもたせること。
- (c) サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、統一性があり建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- (d) 表記文字は基本的には日本語とするが、適宜、ピクトグラフを除き日本語及び英語の 2 か国語併記とすること。フロア案内板は、2 か国語併記（日本語、英語）とすること。
- (e) ピクトグラフは、可能な限り国際ピクトグラフを使用すること。
- (f) 研究者等の変更頻度の高いサインは、表示内容が容易に追加・変更でき、組織変更等に対応できる仕様とすること。
- (g) 来客向けのサインには、施設側の運営管理上重要な諸室（サーバ室等）の所在は、案内板等に表示しないこと。

b 外部

- (a) 敷地内への出入口付近に敷地全体の案内図を設置すること。
- (b) 建物内、外構ともに案内表示は施設利用者の流れをよく理解し、目的の場所に正確かつ容易に行くことができるように配慮すること。
- (c) 建築物の壁面に設置する等、敷地外からも施設の名称がわかるようなサインを設置すること。なお、設置されたサインによって、施設利用者がけが等をしないように安全性を確保すること。
- (d) 外部の内照式館名サインは、実物大でサンプル 1 文字を先行作成して設置予定場所に掲示し、LED の発色、サイズ等について本センターの承諾を得ること。
- (e) 外部のサインは、大阪府屋外広告物条例と吹田市景観まちづくり条例に基づく事前協議を行うこと。

c 総合案内板

- (a) 風除室又は研究所職員エントランスホールに、本センター概要、本センター全体の案内図等を設置すること。また、掲示板を適宜、設置すること。
- (b) 総合案内板には、施設利用者及び来客の利用する部署名を列挙した各階案内等を記載し、主たる出入口及び現在地を明示すること。また、福利厚生諸室等、周知が必要な機能を

明示すること。

d フロア案内板

- (a) 各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置すること。
- (b) フロア案内板には、当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口及び現在地を明示し、さらに、便所、階段、エレベーター、避難口等の共用部を明示すること。また、福利厚生諸室等、周知が必要な機能を明示すること。
- (c) 部門名を列挙した各階案内を記載すること。
- (d) 当該階を明示すること。

e その他のサイン

- (a) 各室に設置するサインの室名は、原則として別添資料 1（基本設計書）に記載する室名とするが、設置場所、設置位置及び表示内容は、本センターとの協議によるものとする。
- (b) 視覚障害者誘導ブロックを適切な位置に敷設する。敷設の位置、色、形状及び材質については「大阪府福祉のまちづくり条例」等の規定を満たすこととする。
- (c) サイン取付けは施設整備で想定する地震等の外力、人の衝突時等の外力に耐える基礎、または下地により、強固に床または壁等に固定すること。外部サインの下地・基礎等に使用する金物はステンレス製とすること。
- (d) エレベーターかご内に案内板を設置すること。案内板は、各階への案内が適切に行えるよう設置するものとするが、表示内容については停止階における部署名を列挙することを基本とし、本センターとの協議によるものとする。
- (e) 会議室等の空室、使用中の状態が室外にて判別できるように表示を設けること。
- (f) 実験室、研究員室等の入口サインは、建具等と一体感のある形状とすること。
- (g) 所轄消防署との協議に基づき、廊下及び各実験室等の避難経路図等を設置すること。

(カ) 構造計画

- a 将来の研究環境の変化に柔軟に対応できる構造計画とすること。
- b 排水管がある実験機器等（実験用流し、排水口等）は、可能な限り梁上への設置を避けること。やむを得ず梁上に設置する場合は、排水管の収まりを考慮し、梁及びスラブのレベルを調整すること。
- c 将来の拡張、改修、増築等を見据えた構造設計を行うこと。

(キ) その他共用部分等の計画

a 研究所職員エントランスホール

- (a) 研究所職員エントランスホール及び風除室は、室内の空調された空気が流失し難い扉形状とするが、歩行速度が異なる施設利用者や来客者等が、双方向に安全に通行できるように配慮すること。また、各出入口等の止水、防水については十分配慮すること。
- (b) 風除室には降雨時に必要な数量の傘立てを置くことができるスペースを確保すること。また、本センター内に外部の泥等が持ち込まれないように配慮すること。
- (c) 研究所職員エントランスホールは利用者が目的の場所への経路を短時間で認識できる

ような空間意匠、色彩、サイン計画とすること。

- (d) 研究所職員エントランスホールの見やすい位置に、総合案内カウンター及びサインを設けること。
- (e) 総合案内業務を行うためのカウンターを設けること（2人以上）。
- (f) ピクチャーレールを適宜、設置すること。

b エレベーターホール、廊下等

- (a) エレベーターホール、廊下等は利用者、職員等の通行に支障がないようにするとともに、台車、カート等の通行にも配慮して、十分なスペース又は幅員を確保すること（有効幅員 1.8m 以上）。
- (b) 壁は、台車、カート等の接触・衝突によっても破損しないような材料を選定すること。特に、出隅や腰壁等は台車、カート等の衝突により壁材が破損することのないように、保護材料を設置すること。
- (c) 壁面の消火器ボックス等は、壁面隠蔽型の専用箱に収納する。消火器収納箱や屋内消火栓については表示サイン含めデザインにも配慮すること。
- (d) 利用頻度の高い廊下のコーナーには、必要に応じてカーブミラーを設置すること。
- (e) ピクチャーレールを適宜、設置すること。
- (f) 空間的につながる廊下、附室等との連続性に配慮し、天井高さ・内装材、照明計画等を行うこと。
- (g) 各室間及び廊下との界壁は遮音性と防火性に配慮した仕様とすること。廊下側の扉は原則親子戸とし、ガラス入り扉や廊下側ガラス窓を採用するなど室内と廊下の視認性を十分確保すること。
- (h) 設備更新時等に容易に対応できる天井材・天井計画とすること。
- (i) PS・EPS は廊下側から点検できる箇所に設けるものとし、施錠を行うこと。

c 階段

- (a) 避難等の妨げとならないことを前提に、外部からの侵入等に対するセキュリティに十分に配慮すること。
- (b) 基準階のラウンジに面した階段は常開特定防火設備等による採光や通風など環境に配慮した計画とし、地下 1 階、1 階については実験動物飼育・動物実験等からの臭気対策・遮音対策・感染対策及びセキュリティに配慮した気密性の高い計画とすること。
- (c) 各階段室の階段の踏み面寸法は統一し、蹴上げ部分は塞ぐこと。
- (d) 手摺は原則ビニール製 1 段とし両側に設けること。

d 設備機械室・電気室

- (a) 必要な騒音対策を施した上で、設備機器の運転に必要な換気容量を確保すること。
- (b) 隣接した室及び上下階への遮音対策及び防振処置を十分に行うこと。
- (c) 1 階搬入口の各上階のラウンジ外壁面には、建具等により設備機器及び実験機器等の入れ替えを想定した開口を設けること。また、常時はラウンジとして使用するため意匠上の調和を図ること。
- (d) 1 階搬入口前廊下の床に地下 1 階オートクレーブの搬出入のための床ハッチ（2,500×2,500）を設けること。

e 昇降機設備

- (a) 耐震性能は、「昇降機技術基準の解説（最新版）」（国土交通省住宅局建築指導課、財団法人建築設備・昇降機センター及び社団法人日本エレベーター協会編集）による。なお、耐震クラスは免震構造のため「耐震クラス A」とすること。
- (b) エレベーターの計画については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (c) 火災時管制運転、地震時管制運転、自家発時管制運転、停電時救出運転を行うこと。
- (d) 施設利用者が利用する一般用エレベーターと、物品・実験動物搬送に利用する搬送用エレベーター・実験動物搬送用エレベーターは搬送動線を明確に分離し、効率的な運用が可能な計画とすること。
- (e) 物品・実験動物搬送に利用する搬送用エレベーター・実験動物搬送用エレベーターは、一時的に占用できる装置を備えること。
- (f) 搬送用エレベーターは 27 人乗り人荷用（大型）以上の大きさとする。
- (g) 施設利用者及び来客者が使用するエレベーターは車椅子仕様、視覚障害者対応仕様、音声案内付とすること。
- (h) 搬送用の人荷用エレベーターは、搬送物を効率よく運ぶことができる大きさ・耐荷重とすること。ストレッチャー搬送が可能な奥行き寸法を有すること。
- (i) エレベーターの監視盤は、防災センター・中央管理室に設置すること。
- (j) 一般用エレベーターと搬送用エレベーターの交通計算は、次の (i) から (v) により行うこと。
 - (i) エレベーター利用人数は、各階 100 人程度を見込む。
 - (ii) 利用ピーク時間帯は、始業直後とする。
 - (iii) エレベーターへの乗り込みは、昇り対降りを 8 : 2 とする。
 - (iv) 車椅子用ボタンや開延長ボタンが押された場合の扉開閉時間の延長については考慮しない。
 - (v) 平均運転間隔（平均待ち時間）は 40 秒以下とする。
- (k) 搬送設備の諸寸法（平面、断面、オーバーヘッド等）は、実施設計により必要寸法が変化すると考えられるため、実施設計により調整を要する。

f その他

営業時間外も利用できる自動販売機コーナーを適宜、設けること。

(ク) 吹抜の計画

- a 大きなアート等を設置する壁面・天井には、あらかじめ下地補強を入れておくこと。
- b 二層以上にまたがる開口部は、上階の電動ブラインドの操作箱、排煙オペレーター等、必要な設備を最下階に計画し、配管を入れておくこと。
- c ラウンジは各フロアを繋ぐコミュニティスペースとなるように吹抜けを介して上下階との連続感が得られるよう配慮すること。

(ケ) 機械室・設備シャフトの計画

- a 機械室を乾式壁とする場合は、軽量鋼製下地が千鳥配置の遮音等級の保障された仕様とす

ること。

- b 居室（特に実験室、培養室、顕微鏡室）に隣接する機械室は防振架台付とし、特に居室側の壁から機器、配管、ダクトの支持をとらないようにすること。床スリーブは振動防止のため実管スリーブは避けること。
- c サーバを設置する EPS 等は、機器等の発熱量を計算し必要に応じ換気または空調設備を設置すること。
- d 設備シャフトは更新スペースの確保に配慮すること。

(コ) 防水・漏水対策

- a 水利用諸室（水を利用する実験室、ゼブラフィッシュ室、洗浄室、中大動物飼育室、動物手術室、便所、PS 等）は利用状況に応じ、適切に防水を行うこと。又、水利用室直下に機能上漏水に対する備えが必要な重要諸室（清浄度クラス ISO クラス 5～7 の諸室、動物手術室、血管造影室及び操作室、放射線撮影室及び操作室・CPU 室、MRI 室及び操作室・CPU 室、短半減期合成実験室、RI 合成準備室、PET/CT 室及び操作室、SPECT 室、インビトロ PET/SPECT 室、RI 測定室、RI 実験室、シーケンサー室等）がある場合で、水利用室床下配管がある場合には、メンテナンスを兼ねた二重スラブ等による漏水対策を行い、漏水検知器を設置すること。計画にあたってはフレキシビリティを損なわないよう配慮すること。

(サ) テクニカルボイド

- a テクニカルボイドは外部設備用スペースだけでなく、自然採光や換気を取り入れる場として、研究所の居住性や環境性を高めるために、必要な空間である。
- b テクニカルボイド側に面する諸室の外壁面の建具は実験機器の排気や給排水などの新設・増設・入替えなどを想定した建具を設けること。
- c テクニカルボイドにはメンテナンスや更新に支障のないようメンテナンスデッキを設けること。ただし、施設環境にも配慮した空間であるため、そのデザインには十分配慮すること。
- d テクニカルボイドの最上部には防鳥対策を行うこと。

イ 研究施設計画_設備

(ア) 研究所 電気設備

a 設備項目

(a) 電力設備

受変電設備（特別高圧、高圧）、非常用発電機設備、太陽光発電設備、無停電電源設備、直流電源設備、電力監視設備、幹線・動力設備、電灯・コンセント設備（非常照明・誘導灯・接地含む）、雷保護設備、その他必要な設備を整備すること。

(b) 通信設備

電話設備、情報設備、拡声設備、テレビ共同受信設備、電気時計設備、緊急呼出設備、インターホン設備、監視カメラ設備、入退出管理設備、自動火災報知設備、音響・映像設

備、その他必要な設備を整備すること。

b 共通事項

- (a) 各室の性能は「諸室リスト（電気設備編）」に準拠する。数量は参考とし、詳細はヒアリングによること。
- (b) 電線、ケーブルは、JIS または JCS 規格のいずれかによる EM 規格とすること。但し、機械器具の内部、機器制御回路等に使用されている電線、ケーブルはこの限りではない。
※幹線ケーブルのサイズ、テレビ共聴設備の各端子利得は、建築設備設計基準（平成 25 年版）による計算方法において満足できること。
- (c) 電路は過負荷、短絡、地絡及び異常電圧に対して必要な保護が行えること。また電圧降下は内線規程によること。
- (d) 接地方式は統合接地方式とし、建築設備設計基準（平成 25 年版）表 3-3 に基づき、SPD を設けること。
- (e) 将来の諸室の用途変更、レイアウト変更、医療機器等の入れ替え等を考慮し、更新性及び拡張性に配慮した計画とすること。
- (f) 医療機器等や情報システム等の機能、運転、管理等に支障のない設備を整えること。
- (g) 災害及び事故対策を含めた安全性を充分確保すること。
- (h) 電気室・EPS 等必要な場所については防火区画を行い、その性能は建築基準法、消防法等関係法令等に則ること。
- (i) 電気室・EPS 等、必要な場所に防鼠区画を施すこと。
- (j) 経済的で信頼性が高く、保安が容易な設備とすること。
- (k) 採用機器は、省エネルギーに優れた機器を採用すること。
- (l) 屋外等の腐食の懸念がある場所に設置する機器は、原則ステンレス等の製品を使用すること。
- (m) 研究機能に支障なく機器の点検及び更新が可能な計画とすること。
- (n) システム構成やセキュリティ等は別添資料 2（各種技術資料）に準拠すること。

c 電力設備

- (a) 受変電設備
 - (i) 受変電設備は屋内に設置し、キュービクル式とし、信頼性、保守管理、拡張性等を充分に考慮し、防音及び防震対策を施すこと。特に実験質、研究室上部に設置される振動が想定される機器については、充分に防振対策を施すこと。
 - (ii) 変圧器は、トップランナー変圧器（最新基準）とし、安全性のため不燃性の機器（モールド変圧器）とすること。
 - (iii) メンテナンス時には安全に作業ができる充電部との離隔距離の確保に努めるとともに、原則無停電で研究機能に支障を生ずることなく行える構成とすること。
 - (iv) 高調波抑制対策を講じること。
 - (v) 絶縁監視装置による高圧、低圧部の常時絶縁状態を監視可能にすること。
 - (vi) 高圧受変電設備の高圧スイッチギヤは JEM1425-CW に準拠すること。

- (vii) 低圧配電盤は各盤単位の停電にて、幹線、ブレーカー増設等の改修を容易に行うことが可能な構造とすること。
 - (viii) 高圧受変電設備への高圧幹線は多回線化すること。
 - (ix) 高圧受変電設備監視盤（中央監視モニター）を中央管理室に設置するとともに、オンオフ状態が時系列で確認可能なよう大型液晶モニターを電気室に設け、監視、計測、操作を行えること。非常系・保安系・一般系に分け、系統ごとに点検可能な構成とすること。
 - (x) 非常系及び保安系点検時は、一般系統から低圧メンテナンスバイパス回路などを構築し、無停電（切替停電有り）にて点検可能な構成とすること。
 - (xi) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
 - (xii) 受変電設備（特別高圧）部分については、病院の施設計画を参照のこと。
- (b) 非常用発電機設備
非常用発電機設備については、病院の施設計画を参照のこと。
- (c) 太陽光発電設備
太陽光発電設備については、病院の施設計画を参照のこと。
- (d) 無停電電源設備
- (i) 無停電電源設備は、電気室毎に設置を行うこと。
 - (ii) 無停電電源を供給する室は、研究上及び研究所運営上必要な「諸室リスト」に記載の室とすること。
 - (iii) 無停電電源装置は 2 台以上の並列冗長運転にて構成し、故障、更新時の対応が可能な設備とすること。
 - (iv) 無停電電源設備のメンテナンス時にバイパスが可能なシステムとすること。
 - (v) 医療系無停電電源装置の停電補償時間は、研究機能を維持するために 10 分以上とすること。
 - (vi) 蓄電池はメンテナンス及び寿命を考慮し、長寿命シール型据置鉛蓄電池（MSE）制御弁式とすること。
 - (vii) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
 - (viii) 情報設備用無停電電源設備は情報設備側で別途整備することとする。研究用とは別スペースを確保すること。
- (e) 直流電源設備
- (i) 直流電源設備は、電気室毎に設置を行うこと。
 - (ii) 受変電設備監視・制御用と非常照明用を分けて設置すること。
 - (iii) 蓄電池の容量及び放電時間は、10 分間以上とすること。
 - (iv) 蓄電池はメンテナンス及び寿命を考慮し、長寿命シール型据置鉛蓄電池（MSE）制御弁式とすること。

- (v) 受変電監視・制御用直流電源装置は、非常照明用直流電源装置より、バックアップが可能な計画とすること。
 - (vi) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
 - (vii) 特高高压受変電操作・表示用の直流電源設備については、病院の施設計画を参照のこと。
- (f) 電力監視設備
- 電力監視設備については、病院の施設計画を参照のこと。
- (g) 幹線・動力設備
- (i) 研究所運営上重要な負荷の幹線は多回線にて設置し、保守時には無停電（切替え時の瞬断は許容する）にてバックアップが可能な構成とすること。
 - (ii) 配線方式は、主要ルートは原則としてケーブルラックによるエコケーブル方式を主体とし、一部配管方式を併用とすること。
 - (iii) 法的な防火対策として、FPT（耐火）ケーブルを使用し、さらに重要な負荷への幹線も FPT（耐火）ケーブルを使用すること。
 - (iv) 幹線は原則負荷の種別ごとに設け、容量は 400A 以下を原則とする。
 - (v) 縦幹線は EPS 内設置を原則とし、横引幹線は、増設・メンテナンスが容易に可能な場所に敷設すること。
 - (vi) 電灯分電盤は原則 EPS 内に設置し、概ね 800 m²程度を供給範囲とすること。
 - (vii) 実験室、研究室は、運用によって増設・改修を行うため、室の廊下に面した EPS 内に専用実験盤（電灯・動力共）を設置し、実験室、研究室等室毎に計量可能な仕組みとすること。
 - (viii) 動力制御盤は原則機械室内に設置し、電灯分電盤の供給範囲に合わせること。
 - (ix) 実験機器への接続は、原則手元開閉器盤やコンセント等を設けて接続点を明確にすること。
 - (x) 盤が設置されている室と異なる場所に設置される負荷については、手元開閉器等を設けること。
 - (xi) 省エネルギー制御用等のインバーターには、高調波発生を抑制する対策を考慮する。
 - (xii) 屋外に設置する盤については、SUS 製とすること。ただし、意匠上塗装が必要な場合は、SUS の上に塗装を施すこと。
 - (xiii) 屋外の配管は原則金属管とし、仕様は溶融亜鉛めっきとする。ただし、意匠上塗装が必要な場合は、めっきの上に塗装を施すこと。
 - (xiv) 通信設備機器や情報設備機器等については、非常用電源を供給し、停電時も非常用電源で情報設備、テレビ共聴設備等の弱電機器を稼働させること。
 - (xv) 通信設備機器については、各通信設備機器において無停電電源装置を設置すること。また、サージ対策として避雷器を設置すること。なお、情報設備用無停電電源設備は別途情報設備工事で整備すること。

(h) 電灯設備

- (i) 照明器具は、原則として LED とすること。シールドやノイズ、調光などで LED 設置が難しい場所は蛍光灯及び白熱灯を使用すること。
- (ii) 各部署の機能に適した照度計画とし、照度の他に、「演色性」、「グレア対策」及び「色温度」等に配慮すること。
- (iii) 建築意匠との調和及びサイン計画と整合性の取れた照明計画を行うこと。
- (iv) 機種については省エネルギータイプを採用すること。また、建築基準法及び消防法に基づき、誘導灯及び階段通路誘導灯（非常照明器具兼用型）を設置すること。なお非常照明及び誘導灯は発電機回路とすること。
- (v) 照明制御盤を中央管理室に設置し、地図式のモニターを中央管理室及び防災センターに設置すること。
- (vi) 照明の点滅は省エネルギーを考慮し、点滅区分の細分化、各種センサーによる点滅及び調光制御を最適に計画すること。
- (vii) 「諸室リスト」で指定する室には、調光設備（0～100%調光）を設けること。
- (viii) 廊下等に常夜灯を設けること。
- (ix) 設計照度は、指定のない室等は日本工業規格照度基準（JIS Z 9110）以上とすること。
- (x) 機械室や PS などメンテナンス用照明スイッチ以外の場所のスイッチは原則ワイド形スイッチを使用すること。
- (xi) その他、個別のスイッチの設置場所や仕様については、適宜、設計すること。

(i) コンセント設備

- (i) コンセントの取付位置、形式、数量、容量については、その部屋の用途や目的に応じた配置計画とすること。
- (ii) 非常用発電機系電源を使用する使用室は、別添資料 1（基本設計書）に準拠する。
- (iii) 実験室や研究室間の壁には原則配管、ボックス等を取り付けないこと。やむをえない場合は、十分な遮音、区画処理を施すこと。これは全ての設備に適用すること。
- (iv) 放射線撮影室、RI 室等、X 線遮蔽が必要な室の壁面等に取り付けるコンセントボックス等は、X 線遮蔽処置を施すこと。
- (v) 各実験室、研究所の回路構成は原則 20A とし、AC1φ3W を 400VA/m²、AC3φ3W を 200VA、GC1φ3W を 200VA/m²、GC3φ3W を 100VA を基準とし、各実験室前に設置すること。
- (vi) 実験機器等に供給する電源については、ヒアリングにより機器の仕様に対応した電源を供給すること。
- (vii) 必要に応じて動力用（200V 以上）コンセントを設けること。
- (viii) 実験盤二次側配線用に、実験室、研究室内等すべての室にケーブルラック W=300mm セパレータ付を 1 スパンに 2 列敷設すること。

(j) 医療用接地設備

各諸室において動物実験を行う部屋には、病院電気設備の安全基準（JIS T 1022）に記

載と同様の医用接地を設けること。

(k) 雷保護設備

- (i) 建築基準法及び JIS A 4201:2003 に基づき計画すること。
- (ii) 外部雷、全ての内部誘導雷による被害防止策を講じること。
- (iii) 保護レベルについては、建築設備設計基準（最新版）にて算出をすること。
- (iv) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。

d 通信設備

(a) 電話設備（配管・ボックスは本工事、配線・モジュージャック及び電話機器は別途工事とする）

- (i) 電話設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) 電話設備の配線方式は、主要ルートはケーブルラック方式とし、それ以降は配管方式とすること。
- (iii) 電話設備で設置するケーブルラックは、その他の通信設備と共用可能な配置及びサイズとすること。
- (iv) 配管は、別途配線工事において複数の配線が敷設可能なよう原則単独配管とすること。
- (v) 敷地内で無線携帯端末の使用ができるよう、アンテナ設置に対応できる配管を設けること。尚、地下や屋上、機械室、階段など躯体で囲まれている部分でも感知可能な配置計画とすること。
- (vi) EPS、機械室等に機器設置スペースを確保し電源の対応を行うこと。また、アンテナ設置場所や中継器等の設置場所においても、電源の対応を行うこと。電源は発電機回路とすること。

(b) 情報設備（配管・ボックスは本工事、配線・モジュージャック及び情報機器は別途工事とする）

- (i) 情報設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) 情報設備の配線方式は、主要ルートはケーブルラック方式とし、それ以降は配管方式とすること。
- (iii) 情報設備で設置するケーブルラックは、複数の系統が設置可能な配置及びサイズとすること。
- (iv) 配管は、別途配線工事において複数の配線が敷設可能なよう原則単独配管とすること。
- (v) 敷地内で無線携帯端末の使用ができるよう、アンテナ設置に対応できる配管を設けること。尚、地下や屋上、機械室、階段など躯体で囲まれている部分でも感知可能な配置計画とすること。
- (vi) EPS、機械室等に機器設置スペースを確保し電源の対応を行うこと。また、アンテナ設置場所や中継器等の設置場所においても、電源の対応を行うこと。電源は発電機回路とすること。

(c) 拡声設備

- (i) 拡声設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) 非常用遠隔操作器を各事務室等に設置し、避難を迅速に対応可能な計画とすること。
- (iii) 放送区分は階毎（共用・居室）、階段、EV 等に分けること。更に部門毎に分け、個別及びブロック放送が可能な設備とすること。
- (iv) 音量調整器は、室毎、床毎に設けること。なお廊下等共用部分のスピーカは系統ごとの音量調整器を EPS に設けること。
- (v) 会議室等他必要に応じ、非常放送時カトリレー電源を設けること。
- (vi) 自動放送により定時放送（診察案内、就寝案内等）が可能なシステムとすること。
- (vii) 自衛消防組織の編成に基づき非常業務リモコンマイク等を設置すること。
- (viii) その他仕様等については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。

(d) テレビ共同受信設備

- (i) テレビ共同受信設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) 会議室、事務室、研究室等、必要とする諸室で視聴可能な計画とすること。

(e) 時計設備

- (i) 時計設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) ラウンジや EV ホールなどの共用部においては、視認性が高いデジタル式の時計を設置すること。
- (iii) 手術室等には手術時間測時時計を設置し一括運針が可能な構成とすること。
- (iv) 電波時計の中継器を設置する際は、地下や屋上、放射線エリアなど躯体等で囲まれている部分でも感知可能な配置計画とすること。
- (v) 時計設備に対し必要な電源の対応を行うこと。電源は発電機回路とすること。

(f) 緊急呼出設備

- (i) ナースコールシステムを利用した緊急呼出設備を設置すること。
- (ii) 緊急呼出設備の仕様については、病院の施設計画のナースコール設備を参照のこと。
- (iii) 緊急呼出設備は別途工事の電話交換機との連動ができること。
- (iv) 各手術室などに緊急の呼出ボタンを設置し、ナースコール親機及び無線携帯端末システム等の携帯端末に発生場所等を表示させること。
- (v) 多目的トイレにおいては、病院のシステムと同様とし、親機を防災センター、副親機を中央管理室に設置すること。

(g) インターホン設備

- (i) インターホン設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) 夜間受付インターホン

- ①夜間受付系統として、外部からの出入口等の研究所運営上必要な場所に、インターホンを適切に計画すること。
- ②インターホンは、原則カメラ及びモニター付の機種を設置すること。
- (iii) 保守用インターホン設備
 - ①設備機器保守メンテナンス用に各主要機械室、電気室等と防災センター及び中央管理室間に相互式インターホン設備を設置すること。
- (iv) 連携用インターホン設備
 - ①部門内の連携等研究所運営上必要な場所に、インターホンを適切に計画すること。各インターホン系統は必要に応じて、モニター付属型、外線通話可能型、ハンドフリー型の機種を設置すること。
 - ②各室の入口等、セキュリティ計画に合わせてインターホンを適切に計画すること。インターホンは、原則カメラ及びモニター付の機種を設置すること。
- (v) 画像診断等インターホン
画像診断等インターホンについては、病院の施設計画を参照のこと。

- (h) 監視カメラ設備
 - (i) 防犯系統監視カメラ設備
 - ①防犯系監視カメラ設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
 - ②外部出入口、避難経路出口、共用部、EV ホール、外部等の必要個所に防犯カメラを設置すること。想定されるセキュリティ計画については、別添資料 2（各種技術資料）に準拠すること。
 - (ii) 研究所系統（状態監視系統）監視カメラ設備
 - ①動物手術室、画像診断室、飼育室等はカメラを設置すること。
 - ②録画装置及びモニターは、動物実験管理事務室や操作室等に設置すること。
 - ③カメラ映像は良質な画像で 30 日以上記録ができるシステムとすること。
 - ④ネットワークカメラとし、別途情報設備工事に情報を送出可能なシステムとすること。
 - ⑤手術部の各室に術野観察用カメラ（本工事としては配管、電源のみとする）と、動物実験管理事務室にモニターシステムを設置可能な計画とすること。また、術野カメラについても、別途情報設備工事に情報を送出可能なシステムとすること。
 - ⑥その他、セキュリティが高いサーバ室等にローカルの防犯カメラシステムを設置すること。サーバ等の室内にカメラを設置し、モニター及び録画装置を管理事務室等に設置すること。ネットワークカメラとし、別途情報設備工事に情報を送出可能なシステムとすること。

- (i) 入退出管理設備
 - (i) 入退出管理設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
 - (ii) 別添資料 2（各種技術資料）に記載しているセキュリティ概念及び区画を十分に満た

すセキュリティ設備を整備すること。

- (iii) 各階研究所出入口に管理扉及びカードリーダーを設置し、入退室管理が可能な設備を設置する。
- (iv) 各部門においても、原則全ての室と共用廊下が面した扉においてカードリーダーを設置し、入退出管理が可能な設備を設置すること。また、部門によっては、研究室からインターホンにより対応及び管理扉の遠隔開錠ができるようにすること。
- (v) 電気錠毎に日中、夜間の施錠・開錠をタイマーにて設定可能な仕組みとすること。

(j) 自動火災報知設備

- (i) 自動火災報知設備の全体の仕様、システム等については、病院の施設計画を参照のこと。
- (ii) 表示器(副受信機)を各事務室等に設置し、避難を迅速に対応可能な計画とすること。
- (iii) 火災感知器は自動試験機能付とし感知した諸室を特定するために全てアナログ式感知器とすること。
- (iv) セキュリティと連動し避難階段等、避難のために必要なロック解除システムを導入すること。
- (v) その他仕様等については、別添資料 1 (基本設計書) に準拠すること。

(k) 映像・音響設備

- (i) 研究会、学術発表会等等、職員の会議などで使用できるように会議室等に映像・音響設備を設置すること。
- (ii) 主な機器仕様はプロジェクター、電動スクリーン、高精細カメラ、各種プレーヤー、チューナー、オーディオプロセッサー、パワーアンプ、スピーカ、マイク、赤外線ワイヤレスマイク、赤外線アンテナ、ミキサー、録画設備、録音設備、ワゴン等が設置されるものとする。映像設備は、医療映像や研究映像が投影可能な解像度、明るさを確保すること。
- (iii) 4階大階会議室に映像・音響設備を設置すること。この部屋については固定カメラを不要とし、移動型カメラを納入し接続可能な計画とすること。
- (iv) 上記の他、各部門の会議室やカンファレンス等に映像・音響設備を設置可能なよう配管、電源の対応を行うこと。また必要に応じ、非常放送時のカトリレー電源を設けること。ただし、音響設備・プロジェクター・スクリーン等の機器及び配線は別途工事とすること。

(イ) 空調換気設備

a 設備項目

空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、その他必要な設備を設置すること。

b 基本方針

- (a) 研究所内感染を防止し、安全性を確保し信頼性の高い設備計画にすること。
- (b) 各エリアに応じた適切な空気環境を提供し、経済性、メンテナンス性の高い設備計画に

すること。

- (c) 有害物質や臭気の拡散防止を図り清潔な環境を確保し、職員の利便性、快適性に配慮した設計計画にすること。
- (d) 耐震性、災害対応に配慮した設備計画にすること。
- (e) 環境負荷の低減を図り、省エネルギー、省コストで効率的な設備計画にすること。

c 共通事項

- (a) 機器類、配管、ダクト及び付属品等は、その用途や使用状態に配慮し、耐久性の高い仕様とし、長寿命化に配慮すること。
- (b) インバーター機器の高調波及び振動を伴う機器類の低周波音についての対策を講ずること。
- (c) 実験機器等の機能、運転、管理等に支障のない設備を設置すること。
- (d) 空気調和設備の配管では、ブロック毎に熱量の計測を行うこと。
- (e) ヒートポンプエアコンの冷媒配管は、将来の機器更新工事においても再利用可能な配管仕様とすること。
- (f) 逆流防止の措置を講じ、感染の恐れのある微生物やアレルギーの放出の対策を行うこと。
- (g) 外気ダクトの全て及び外壁から 2m 以内の排気ダクトは、断熱すること。
- (h) 室内外の圧力差数値管理室には、定風量装置・圧力差表示器を設置すること。
- (i) 防煙ダンパーは、防災センターにて、防煙ダンパー・排煙口の状態監視と防煙ダンパーの復旧操作を行うものとする。
- (j) 火災発生時には、火災報知設備と運動して、空気調和・換気設備を強制停止させること。
- (k) 省エネルギー計画書、圧力容器設備に係る設置届出・報告書、その他関係法令に基づく各種申請書及び添付図面等の作成(諸官庁との協議、手続きの代行を含む)を行うこと。
- (l) 空気調和設備の仕様、方式などについては、ヒアリングを行い、別添資料 1 (基本設計書) を準拠すること。
- (m) 外壁ガラリチャンバーは底面に排水勾配を設けること。
- (n) 全てのチャンバーに点検口を設けること。
- (o) 実験室、飼育室等に隣接する機械室は、機器はスプリング防振架台付とし、特に飼育室側の壁から機器、配管、ダクトの支持をとらない構造とする。また、床スリーブは振動防止のため実管スリーブは避けること。
- (p) ベントキャップを設ける場合は、耐風雨型、深型フードとする。
- (q) 送排風機類で風量・静圧の大きい製品の騒音(特に天井内設置の場合)は騒音計算等を行い、設置場所の確認と防音措置を行うこと。
- (r) 天井内の FD は廊下側に設置し、室内には設けないこと。
- (s) 屋上機器等の排水管(屋外機デフロスト時など)は、機器の直近で開放せずに近くの排水側溝まで配管を延長して開放すること。
- (t) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、トップランナーモータ採用機器を選定すること。

d 空気調和設備

- (a) 熱源システムは以下によること。
 - (i) 熱源機械室より、冷水、温水を受け入れる。熱負荷傾向及び運転時間等を十分考慮し、エネルギーの有効かつ効率的な運用、電力負荷の平準化、経済性、信頼性、耐久性及び保守点検の容易性の要否を考慮すること。なお、システムについては、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
 - (ii) 本施設の夏期・冬期の最大空調負荷に対応できる能力を持つ他、熱源設備は制御性が高く、低負荷時においても高効率な運用が可能な機器、システムとすること。
- (b) 空気調和機に冷媒ガスを使用する場合は、安全性が高く、オゾン破壊係数がゼロかつ地球温暖化係数の小さいものを選定すること。
- (c) 窓が開けられない諸室や発熱機器等の多い諸室は、冬期や中間期においても冷房が可能な方式を採用すること。
- (d) 加湿方式は、衛生的かつ不純物の飛散が少ない方式を採用すること。
- (e) 空気調和機及び外気調和機は、停電時に発電機電源により運転ができるようにすること。
- (f) 空調用冷温水の熱源は、病院側の冷水、温水を利用すること。
- (g) 空調方式は、原則として外気処理空調機及びファンコイルとすること。冬期や中間期においても冷房が可能な方式を採用すること。
- (h) 重要な実験機器コンピュータのある室等は、原則として天井内に空調機器（CAV を含む）を設置しないこと。
- (i) 空調運転（換気、温度制御）が単独ででき、かつ災害時は発電機によるバックアップ運転ができる系統は、飼育関連諸室とすること。
- (j) 電動空冷ヒートポンプエアコンでは、停電や瞬時電圧低下の復電時には、速やかに各設備の停電前の状態に復帰する機能を有すること。
- (k) サーバ室の空気調和設備は以下によること。
 - (i) 空調機器は、床吹き出し方式とし、災害時等商用電源が断たれても運転可能なものとする。
 - (ii) 空調機器は 100%のバックアップ能力を備えること。
 - (iii) 空調機器の周囲には防水堤、漏水センサー及び同警報システムを設ける。漏水時の警報システムは、中央管理室及び防災センターにて状態監視・警報ができるものとする。また、異常警報をサーバ管理者に通報可能なものとする。
 - (iv) 電源設備及び空調機器の遠方監視・制御が可能なシステムとすること。
- (l) 実験室、居室の冷暖房はファンコイルの天井カセット型とし、方位等を考慮したゾーニング計画とすること。
- (m) トップライト、カーテンウォールの結露対策に配慮した計画とすること。
- (n) 各室ごとに温湿度コントロールが可能な空気調和設備方式とすること。
- (o) 以下の室は、空調負荷及び換気回数に充分留意し計画すること。
 - (i) 人数が多い室、屋根の照り返しを受ける外壁面に接した窓が大きい室
 - (ii) 洗浄室の蒸気滅菌装置設置部分（同時使用時の機器発熱）
 - (iii) サーバ室（将来の機器増設数で発熱を検討し、設定負荷に十分余裕を見込む。また、

バックアップのため 1 対 1 の 2 台計画とする。床置型の空調機廻りは防水堤を設置する)

(iv) EPS (弱電の HUB、UPS、ナースコール親機、TV ブースターの発熱)

e 換気設備

- (a) 換気量は、対象室の用途及び要因に基づき決定すること。
- (b) バイオハザード対策を要する室の排気は、脱臭を行うこと。
- (c) 飼育室、実験室、トイレ、洗浄室、汚物処理室及び厨房等では臭気の拡散防止と、排気口位置に配慮した計画とすること。
- (d) 解剖等の多量のホルマリン、キシレン等の有機溶剤の使用等が想定される室は単独局所排気等により、拡散防止に配慮する。ホルムアルデヒド等の濃度規制のあるものは、これを満足すること。
- (e) 汚物流し廻りの臭気の拡散を防止するため、可能な限り直上に排気口を設けること。
- (f) EOG ガスは、安全上問題の無い位置にて外部放出すること。
- (g) 安全キャビネット、クリーンベンチ又はドラフトチャンバー等の排気対応を行うこと。
- (h) 室内設置機器等の発熱に配慮すること。特に、冷凍冷蔵庫、自動販売機、サーバ、大型実験機器付属機器等の発熱に配慮すること。
- (i) 室の形状が L 型などのように屈曲した室の場合は、換気扇等と給気吹出口の位置関係に注意し、臭気がよどみ換気されないことがないように留意すること。
- (j) 防火区画・114 条区画の間仕切り部分、及び相談室・役員室など廊下に会話が漏れてはならない室は、天井パスダクトとし、扉ガラリ及びアンダーカットとしないこと。
- (k) 陰圧室はドアガラリとせずエアダンパーとすること。
- (l) 便所ブースを天井まで間仕切らない場合は、排気口を各ブースに設置すること。
- (m) 有圧換気扇を使用する場合は低騒音型とすること。

f 排煙設備

- (a) 排煙設備は建築基準法及び消防法に基づいて設置すること。
- (b) 排煙機が作動した場合、換気・空調機器は強制停止すること。

g 中央監視・自動制御設備

- (a) 電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備（医療ガス設備を含む）の集中監視を中央管理室及び防災センターにて行うこと。
- (b) 中央監視盤にて集中監視をしない設備については、専用の集中監視盤を設置し、中央監視盤へ故障警報を出力し、中央監視盤にて記録するシステムとすること。
- (c) 各ヒートポンプエアコンシステムには i-cont を設け、中央監視盤に監視点数を組み込むこと。
- (d) 空調設備、換気設備のゾーン別の一括発停を、中央管理室及び防災センターで行うこと。
- (e) 自動制御システムは、部分的障害が他の部分またはシステム全体に影響を及ぼさないシステムとすること。

- (f) 中央監視システムは機器・システムの更新やマルチベンダー対応を考慮した、オープンネットワークで構築すること。
- (g) 主要機械室等にはリモートステーションを設置すること。
- (h) デマンド等の電力の他、各種エネルギー使用状況の把握（計測、記録保存、統計処理）を行うための BEMS（ビルエネルギーマネージメントシステム）を設けること。詳細については、別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。BEMS の出力様式についてはヒアリングにて決定すること。
- (i) 停電の復電後には、速やかに各設備の復旧が可能なシステムにすること。

(ウ) 給排水衛生設備

a 設備項目

衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、医療ガス設備、その他必要な設備を整備すること。

b 基本方針

- (a) 研究所内感染を防止し、安全性を確保し信頼性の高い設備計画にすること。
- (b) 経済性、メンテナンス性の高い設備計画にすること。
- (c) 有害物質等による汚染の拡散防止を図り清潔な環境を確保し、スタッフの利便性、快適性に配慮した設備計画にすること。
- (d) 耐震性、災害対応を考慮した設備計画とすること。
- (e) 環境負荷の低減を図り、省エネルギー、省コストで効率的な設備計画とすること。

c 共通事項

- (a) 機器類、配管及び付属品等は、耐久性の高い仕様とし、長寿命化に配慮すること。
- (b) インバーター機器の高調波及び振動を伴う機器類の低周波音についての対策を講ずること。
- (c) 将来の諸室の用途変更、レイアウト変更等が容易に対応できる計画を行うこと。
- (d) 重要諸室（清浄度クラス ISO クラス 5～7 の諸室、サーバ室、電気室、自家発電設備室、蓄電池室、等）の天井内には、水損事故を防ぐため水配管を敷設しないこと。敷設する場合には、二重スラブ又は金属屋根を設けること。または、ドレンパンを設置し、配管・ドレンパンに漏水検知器を設け、現地、中央管理室及び防災センターに警報を発する設備を設置すること。
- (e) 「給水装置新設承認申請書」、「特定施設設置届」及び「排水設備等新設・増設・改築計画確認（変更）申請書」、その他関係法令に基づく各種申請書及び添付図面等の作成（諸官庁との協議、手続きの代行を含む）を行うこと。
- (f) 給排水衛生設備の仕様、方式などについては、ヒアリングを行い別添資料 1（基本設計書）に準拠すること。
- (g) 地下 1 階飼育室、1 階飼育室・実験室、その他外部委託、テナントと同等の扱いとなる部門の給水・給湯・ガスは単独でパルス式メーターを設け、中央監視設備に取り込むこ

と。

- (h) 床防水を行う室（厨房、浴室等）は、排水管のみ防水層貫通とし、給水及び給湯管は天井からの供給とすること。
- (i) 実験用の縦管系統はバルブを設置する。1室を補修する時の対応として器具毎に止水弁を設置すること。
- (j) 核医学部等の上部階は、水配管の収まり・レベルを確認し、適宜、床スラブ下げ等の対応を行うこと。
- (k) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、トップランナーモータ採用機器を選定すること。

d 衛生器具設備

衛生器具、水栓等の形式は、用途、節水効果、設置場所等を考慮し、患者及びその家族、職員等の安全性、利便性及び快適性に十分配慮し、以下のようにすること。

- (a) 節水型器具を設置し、水資源の有効利用を図ること。
- (b) 大便器はセンサー洗浄式とし、センサーは側壁に設けること。停電対応として、各階の車椅子便所に手動フラッシュバルブを設けること。車椅子便所が無い場合は、一般用トイレに設置すること。
- (c) 大便器には洗浄便座を設けリモコンは壁取付けとし、紙巻き器は棚付横二連（重荷重対応品）とし、ナースコール等を含めた取付け位置はモデルルームで本センターの承諾を受けること。また、女性用トイレに擬音装置を設けること。
- (d) 腰掛便器（身障者用腰掛便器を除く）は、壁掛型（壁面固定型）とし、仕様等は提案によること。
- (e) 小便器は壁掛型、センサー洗浄方式とし、低リップ型とすること。
- (f) 小児が使用する箇所に設置する便器の仕様はヒアリングにより決定すること。
- (g) 手洗器、洗面器、汚物流し等の衛生器具は、「諸室リスト」に示す想定器具と設置想定場所に準拠し、ヒアリングで確認すること。
- (h) 職員が使用する部屋の流し台水栓は、シングルレバー混合水栓とすること。
- (i) 車椅子便所には、車椅子対応便器、バリアフリー洗面器、コンパクト手洗器（大便器手摺内）等を設けること。
- (j) 車椅子便所内及び病棟階の患者が使用する大便器・洗面器には適切に手摺りを設けること。
- (k) 一部の車椅子便所はオストメイト対応とし、設置場所は下表のとおりとする。また、オストメイト用汚物流しの直近に姿見鏡を設けること。

階	設置場所	設置箇所	備考
1階～6階	車椅子便所	平面詳細図による	
各階	車椅子便所	平面詳細図による	

- (l) 車椅子便所には、ベビーシート、ベビーチェアを、扉の開閉ボタン及びナースコール等と干渉しない位置に設置すること。設置場所は、「諸室リスト」に準拠すること。
- (m) 共用トイレで小便器・洗面器が複数ある場合はそれぞれ1箇所に動作補助手摺りを設け

ること。

- (n) 衛生陶器類はオーバーフロー無しとすること。
- (o) 器具内部の詰りの除去が、容易にできる構造のものを採用すること。
- (p) 自動水栓及びセンサー式洗浄弁は、停電時の使用を想定したものを設置すること。
- (q) 混合栓及び便所の手洗器はオートストップ型とすること。

e 給水設備

- (a) 給水は、上水と雑用水の 2 系統にて供給すること。再生水の用途は、便器洗浄水、灌水用とすること。
- (b) 洗浄便座、建物屋外給水、加湿給水は必ず上水を供給すること。
- (c) 上水、再生水各給水方式は、それぞれ加圧給水ポンプ方式（予備機付）とすること。加圧給水ポンプユニットは地震時自動停止機能付とし、電源は非常発電機回路とすること。ポンプの運転は、予備機を含めて並列ローテーション運転とすること。
- (d) 非常時において、実験動物飼育等で優先的に水を使用するため、ブロック毎に給水制限を行うための止水栓を設けること。
- (e) 配管のクロスコネクション防止策を講じること。
- (f) 必要な部分に医療用滅菌水装置を分散配置すること。

f 給湯設備

- (a) 給湯方式は、原則として中央給湯方式とすること。ただし熱損失を最小限にするよう配管長を抑えるとともに、個別給湯方式を効果的に配置することは可能とする。
- (b) 貯湯槽は各系統毎に 2 缶ずつ設けること。メンテナンス時に配慮し、給湯主管と同口径の配管を各貯湯槽に接続すること。
- (c) 中央給湯の膨張タンクは密閉型とすること。
- (d) 湯沸室の流し台には、個別の飲用電気温水器を設置してもよい。
- (e) 中央給湯系統は、レジオネラ属菌対策を施すとともに、循環系統の加温にあたっては、効率的な方式を採用すること。
- (f) ガス式の給湯器を設置する場合は、排気を外気取入位置（窓含む）から十分に離すこと。また、潜熱回収型を計画する場合は、ドレン配管をルーフドレンの直近まで設けること。

g 排水設備

- (a) 建物内排水は、汚水、雑排水及び各特殊排水の 3 系統に分流すること。
- (b) 屋外にて、汚水、雑排水及び各特殊排水の処理後排水を合流すること。
- (c) 特殊排水は以下の系統とし、それぞれ適切な処理を行い放流または回収すること。また、機器の電源は非常発電機回路とすること。また、RI 処理における線量データを下表に示す。

別表 1 種類及び数量等

1-1

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F
	物理的状態	液体・気体	液体	液体・気体	液体・気体
	化学形態等	すべての化合物等			
	年間使用数量	5.772 TBq	5.2 TBq	8.9856 TBq	3.4632 TBq
	3月間使用数量	1.443 TBq	1.3 TBq	2.2464 TBq	865.8 GBq
	1日最大使用数量	55.5 GBq	100 GBq	57.6 GBq	33.3 GBq
使用の目的	密封されていない放射性同位元素の製造				
使用の方法	使用の方法	核種別の1回あたりの最大製造数量及び1日最大製造回数等は以下のとおり			
	(1回使用最大製造数量)	55.5 GBq	10 GBq	2.4 GBq	33.3 GBq
	(1日最大製造回数)	3	10	24	3
	(1週間最大製造回数)	6	10	72	6
	(3月間最大製造回数)	78	130	936	78
使用の場所	サイクロロン室1				

「注」サイクロロン室以外の室の ^{11}C , ^{13}N , ^{15}O , ^{18}F の使用数量はすべてサイクロロン室の数量の内数である。

1-2

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F
	物理的状態	液体・気体	液体	液体・気体	液体・気体
	化学形態等	すべての化合物等			
	年間使用数量	5.772 TBq	5.2 TBq	8.9856 TBq	3.4632 TBq
	3月間使用数量	1.443 TBq	1.3 TBq	2.2464 TBq	865.8 GBq
	1日最大使用数量	55.5 GBq	100 GBq	57.6 GBq	33.3 GBq
使用の目的	密封されていない放射性同位元素の製造				
使用の方法	使用の方法	核種別の1回あたりの最大製造数量及び1日最大製造回数等は以下のとおり			
	(1回使用最大製造数量)	55.5 GBq	10 GBq	2.4 GBq	33.3 GBq
	(1日最大製造回数)	3	10	24	3
	(1週間最大製造回数)	6	10	72	6
	(3月間最大製造回数)	78	130	936	78
使用の場所	サイクロロン室2				

「注」サイクロロン室以外の室の ^{11}C , ^{13}N , ^{15}O , ^{18}F の使用数量はすべてサイクロロン室の数量の内数である。

1-3

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{18}F	
	物理的状態	液体・気体	液体	液体・気体	
	化学形態等	すべての化合物等			
	年間使用数量	5.772 TBq	5.2 TBq	3.4632 TBq	
	3月間使用数量	1.443 TBq	1.3 TBq	865.8 GBq	
	1日最大使用数量	55.5 GBq	100 GBq	33.3 GBq	
使用の目的	標識化合物(検査薬)の合成				
使用の方法	使用の方法	核種別の1回あたりの最大製造数量及び1日最大製造回数等は以下のとおり			
	(1回使用最大製造数量)	55.5 GBq	10 GBq	33.3 GBq	
	(1日最大製造回数)	3	10	3	
	(1週間最大製造回数)	6	10	6	
	(3月間最大製造回数)	78	130	78	
使用の場所	標識合成				

別表 1 種類及び数量等

1-4

種類及び数量	核種	^{15}O			
	物理的状態	液体・気体			
	化学形態等	すべての化合物等			
	年間使用数量	89.856 GBq			
	3月間使用数量	22.464 GBq			
	1日最大使用数量	576 MBq			
使用の目的		標識化合物(検査薬)の合成			
使用の方法		核種別の1回あたりの最大製造数量及び1日最大製造回数等は以下のとおり			
	(1回使用最大製造数量)	24 MBq			
	(1日最大製造回数)	24			
	(1週間最大製造回数)	72			
	(3月間最大製造回数)	936			
使用の場所		ホットラボ室			

1-5

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F
	物理的状態	液体・気体	液体	液体・気体	液体・気体
	化学形態等	すべての化合物等			
	年間使用数量	5.772 TBq	5.2 TBq	89.856 GBq	3.4632 TBq
	3月間使用数量	1.443 TBq	1.3 TBq	22.464 GBq	865.8 GBq
	1日最大使用数量	55.5 GBq	100 GBq	576 MBq	33.3 GBq
使用の目的		標識化合物の合成			
使用の方法		核種別の1回あたりの最大製造数量及び1日最大製造回数等は以下のとおり			
	(1回使用最大製造数量)	55.5 GBq	10 GBq	24 MBq	33.3 GBq
	(1日最大製造回数)	3	10	24	3
	(1週間最大製造回数)	6	10	72	6
	(3月間最大製造回数)	78	130	936	78
使用の場所		短半減期合成実験室(ホットラボ)			

1-6

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F
	物理的状態	液体・気体	液体	液体・気体	液体・気体
	化学形態等	すべての化合物等			
	年間使用数量	5.772 TBq	5.2 TBq	89.856 GBq	3.4632 TBq
	3月間使用数量	1.443 TBq	1.3 TBq	22.464 GBq	865.8 GBq
	1日最大使用数量	55.5 GBq	100 GBq	576 MBq	33.3 GBq
使用の目的		標識化合物の合成			
使用の方法		核種別の1回あたりの最大製造数量及び1日最大製造回数等は以下のとおり			
	(1回使用最大製造数量)	55.5 GBq	10 GBq	24 MBq	33.3 GBq
	(1日最大製造回数)	3	10	24	3
	(1週間最大製造回数)	6	10	72	6
	(3月間最大製造回数)	78	130	936	78
使用の場所		RI合成準備室			

別表 1 種類及び数量等

1-7

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F
	物理的状態	液体	液体	液体	液体
	化学形等	すべての化合物等			
	年間使用数量	57.72 GBq	15.392 GBq	86.58 GBq	57.72 GBq
	3月間使用数量	14.43 GBq	3.848 GBq	21.645 GBq	14.43 GBq
	1日最大使用数量	555 MBq	296 MBq	555 MBq	555 MBq
使用の目的	標識化合物の品質検査				
使用の方法	使用の方法	核種別の1回あたりの最大使用数量及び最大使用回数等は以下のとおり			
	(1回最大使用数量)	185 MBq	148 MBq	185 MBq	185 MBq
	(1日最大使用回数)	3	2	3	3
	(1週間最大使用回数)	6	2	9	6
	(3月間最大使用回数)	78	26	117	78
使用の場所	調剤滅菌室				

1-8

種類及び数量	核種	$^{68}\text{Ge}-^{68}\text{Ga}$	^{68}Ga		
	物理的状態	液体	液体		
	化学形等	すべての化合物等			
	年間使用数量	370 MBq	44.4 GBq		
	3月間使用数量	370 MBq	1.11 GBq		
	1日最大使用数量	370 MBq	740 MBq		
使用の目的	PET用検査機器校正用線源の抽出(^{68}Ga)				
使用の方法	使用の方法	核種別の1回あたりの最大使用数量及び最大使用回数等は以下のとおり			
	(1回最大使用数量)	370 MBq	370 MBq		
	(1日最大使用回数)	4	4		
	(1週間最大使用回数)	8	8		
	(3月間最大使用回数)	60	60		
使用の場所	製剤準備				

1-9

種類及び数量	核種	^{68}Ga			
	物理的状態	液体			
	化学形等	すべての化合物等			
	年間使用数量	11.1 GBq			
	3月間使用数量	2.775 GBq			
	1日最大使用数量	185 MBq			
使用の目的	ポジトロンカメラの校正				
使用の方法	使用の方法	核種別の1回あたりの最大使用数量及び最大使用回数等は以下のとおり			
	(1回最大使用数量)	185 MBq			
	(1日最大使用回数)	2			
	(1週間最大使用回数)	4			
	(3月間最大使用回数)	30			
使用の場所	PET1, PET2				

別表1 種類及び数量等

1-10

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F	^3H	^{14}C	^{32}P	^{35}S	
	物理的状態	気体又は液体	液体	気体又は液体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	
	化学形等	すべての化合物等								
	年間使用数量	13.32 TBq	3.552 TBq	10.656 TBq	3.552 TBq	13.32 GBq	370 MBq	370 MBq	370 MBq	
	3月間使用数量	3.33 TBq	888 GBq	2.664 TBq	888 GBq	13.32 GBq	370 MBq	185 MBq	185 MBq	
1日最大使用数量	111 GBq	29.6 GBq	66.6 GBq	29.6 GBq	370 MBq	37 MBq	18.5 MBq	18.5 MBq		
種類及び数量	核種	^{51}Cr	^{67}Ga	^{68}Ge - ^{68}Ga	^{68}Ga	^{90}Y	$^{99\text{m}}\text{Mo}$ - $^{99\text{m}}\text{Tc}$	$^{99\text{m}}\text{Tc}$	^{111}In	
	物理的状態	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	気体又は液体	液体又は固体	液体又は固体	
	化学形等	すべての化合物等								
	年間使用数量	296 MBq	740 MBq	7.4 GBq	7.4 GBq	740 MBq	74 GBq	74 GBq	740 MBq	
	3月間使用数量	74 MBq	370 MBq	1.85 GBq	1.85 GBq	370 MBq	18.5 GBq	18.5 GBq	370 MBq	
1日最大使用数量	18.5 MBq	37 MBq	370 MBq	370 MBq	37 MBq	1.85 GBq	1.85 GBq	37 MBq		
種類及び数量	核種	^{123}I	^{124}I	^{125}I	^{131}I	^{137}Cs	^{141}Ce	^{177}Lu	^{201}Tl	
	物理的状態	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	
	化学形等	すべての化合物等								
	年間使用数量	7.4 GBq	29.6 MBq	1.48 GBq	148 MBq	370 MBq	296 MBq	740 MBq	9.25 GBq	
	3月間使用数量	1.85 GBq	7.4 MBq	370 MBq	37 MBq	185 MBq	74 MBq	370 MBq	9.25 GBq	
1日最大使用数量	370 MBq	3.7 MBq	74 MBq	3.7 MBq	18.5 MBq	18.5 MBq	37 MBq	1.85 GBq		
使用目的	核医学（機能検査）の研究、動物を用いた薬物代謝とレーザー実験									
使用の方法	トレーサー及び標識化合物の合成									
使用の場所	大動物PET/CT室、小動物PET/CT室、インビトロPET/SPECT室、RIマルチモダンイメージング室（蛍光・超音波）、動物オペ室RI-1（処置）、動物オペ室RI-2（処置）、動物実験室2、SPECT室 Ge-68ジェネレータおよびMo-99ジェネレータは、〇〇室、〇〇室および〇〇室のみで使用する。									

1-11

種類及び数量	核種	^{11}C	^{13}N	^{15}O	^{18}F	^3H	^{14}C	^{32}P	^{35}S	
	物理的状態	気体又は液体	液体	気体又は液体	気体又は液体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	
	化学形等	すべての化合物等								
	年間使用数量	2.4 MBq	1.2 MBq	1.6 MBq	171.6 GBq	13.32 GBq	370 MBq	370 MBq	370 MBq	
	3月間使用数量	600 kBq	300 kBq	400 kBq	42.9 GBq	13.32 GBq	370 MBq	185 MBq	185 MBq	
1日最大使用数量	10 kBq	10 kBq	10 kBq	1.43 GBq	370 MBq	37 MBq	18.5 MBq	18.5 MBq		
種類及び数量	核種	^{51}Cr	^{67}Ga	^{90}Y	$^{99\text{m}}\text{Tc}$	^{111}In	^{123}I	^{124}I	^{125}I	
	物理的状態	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	気体又は液体	液体又は固体	
	化学形等	すべての化合物等								
	年間使用数量	296 MBq	740 MBq	740 MBq	74 GBq	740 MBq	7.4 GBq	29.6 MBq	1.48 GBq	
	3月間使用数量	74 MBq	370 MBq	370 MBq	18.5 GBq	370 MBq	1.85 GBq	7.4 MBq	370 MBq	
1日最大使用数量	18.5 MBq	37 MBq	37 MBq	1.85 GBq	37 MBq	370 MBq	3.7 MBq	74 MBq		
種類及び数量	核種	^{131}I	^{137}Cs	^{141}Ce	^{177}Lu	^{201}Tl	/			
	物理的状態	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体				
	化学形等	すべての化合物等								
	年間使用数量	148 MBq	370 MBq	296 MBq	740 MBq	9.25 GBq				
	3月間使用数量	37 MBq	185 MBq	74 MBq	370 MBq	9.25 GBq				
1日最大使用数量	3.7 MBq	18.5 MBq	18.5 MBq	37 MBq	1.85 GBq					
使用の方法	トレーサー及び標識化合物の合成									
使用の場所	RI大動物飼育室、RI小動物飼育室 C-11・N-13・O-15・F-18を除き、施設全体における使用数量の内数とする。									

別表 1 種類及び数量等

1-12

種類及び数量	核種	¹¹ C	¹³ N	¹⁵ O	¹⁸ F	⁵¹ Cr	⁶⁷ Ga	⁶⁸ Ga*
	物理的状態	気体又は液体	液体	気体又は液体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体
	化学形等	すべての化合物等						
	年間使用数量	44.4 GBq	44.4 GBq	177.6 GBq	44.4 GBq	296 MBq	740 MBq	1.48 GBq
	3月間使用数量	11.1 GBq	11.1 GBq	44.4 GBq	11.1 GBq	74 MBq	370 MBq	370 MBq
	1日最大使用数量	370 MBq	370 MBq	1.11 GBq	370 MBq	18.5 MBq	37 MBq	37 MBq
種類及び数量	核種	⁹⁰ Y	^{99m} Tc	¹¹¹ In	¹²³ I	¹²⁴ I	¹²⁵ I	¹³¹ I
	物理的状態	気体又は液体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体
	化学形等	すべての化合物等						
	年間使用数量	740 MBq	74 GBq	740 MBq	7.4 GBq	29.6 MBq	1.48 GBq	148 MBq
	3月間使用数量	370 MBq	18.5 GBq	370 MBq	1.85 GBq	7.4 MBq	370 MBq	37 MBq
	1日最大使用数量	37 MBq	1.85 GBq	37 MBq	370 MBq	3.7 MBq	74 MBq	3.7 MBq
種類及び数量	核種	¹³⁷ Cs	¹⁴¹ Ce	¹⁷⁷ Lu	²⁰¹ Tl	/		
	物理的状態	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体	液体又は固体			
	化学形等	すべての化合物等						
	年間使用数量	370 MBq	296 MBq	740 MBq	9.25 GBq			
	3月間使用数量	185 MBq	74 MBq	370 MBq	9.25 GBq			
	1日最大使用数量	18.5 MBq	18.5 MBq	37 MBq	1.85 GBq			
使用目的	核医学（機能検査）の研究、動物を用いた薬物代謝とレーザー実験							
使用の方法	トレーサー及び標識化合物の合成							
使用の場所	RIマルチモダンイメージング室（大動物室MRI）、小動物MRI室 施設全体における使用数量の内数とする。 * Ga-68はGe-68ジェネレータから抽出されるものである。							

別表 1 種類及び数量等

1-13

種類	核種	³ H	¹⁴ C	²² Na	³² P	³³ P	³⁵ S	³⁶ Cl	⁴² K	⁴⁵ Ca	⁶⁵ Zn	⁸⁶ Rb	¹²⁵ I	¹³¹ I
	物理的状態	液体又は固体												
化学形態等	すべての化合物等													
数量	年間使用数量	92.5 GBq	30.0 GBq	740.0 MBq	27.2 GBq	7.4 GBq	22.2 GBq	185.0 MBq	740.0 MBq	2.22 GBq	3.7 MBq	200.0 MBq	18.5 GBq	8.0 GBq
	3月間使用数量	46.25 GBq	7.0 GBq	185.0 MBq	6.8 GBq	1.85 GBq	11.1 GBq	92.5 MBq	370.0 MBq	1.11 GBq	1.85 MBq	100.0 MBq	4.625 GBq	2.0 GBq
	1日最大使用数量	1.85 MBq	185.0 MBq	3.7 MBq	740.0 MBq	74.0 MBq	185.0 MBq	7.4 MBq	18.5 MBq	22.2 MBq	370.0 kBq	18.5 MBq	185.0 MBq	92.5 MBq
使用の目的	循環器病の予防、治療及び診断に関する研究のうち、細胞及び分子レベルの研究を行う													
使用の方法	放射性同位元素で標識した蛋白や核酸などの化合物の調製と放射性同位元素で標識された化合物を使って細胞及び生体構成成分の代謝及び生理機能を測定する為のトレーサー実験													
使用の場所	実験室、P2実験室													

1-14

種類	核種	³ H	¹⁴ C	²² Na	³² P	³³ P	³⁵ S	³⁶ Cl	⁴² K	⁴⁵ Ca	⁶⁵ Zn	⁸⁶ Rb	¹²⁵ I	¹³¹ I
	物理的状態	液体又は固体												
化学形態等	すべての化合物等													
数量	年間使用数量*	9.25 GBq	6.6 GBq	74.0 MBq	3.7 GBq	370.0 MBq	1.11 GBq	18.5 MBq	660.0 MBq	111.0 MBq	3.7 MBq	200.0 MBq	1.85 GBq	1.11 GBq
	3月間使用数量*	4.625 GBq	1.65 GBq	33.5 MBq	1.85 GBq	185.0 MBq	555.0 MBq	9.25 MBq	165.0 MBq	101.0 MBq	1.85 MBq	100.0 MBq	1.65 GBq	840.0 MBq
	1日最大使用数量*	185.0 MBq	18.5 MBq	370.0 kBq	74.0 MBq	7.4 MBq	18.5 MBq	740.0 kBq	1.85 MBq	1.11 MBq	37.0 kBq	1.85 MBq	18.5 MBq	9.25 MBq
使用の目的	循環器病の予防、治療及び診断に関する研究のうち、細胞及び分子レベルの研究を行う													
使用の方法	放射性同位元素で標識した蛋白や核酸などの化合物の調製と放射性同位元素で標識された化合物を使って細胞及び生体構成成分の代謝及び生理機能を測定する為のトレーサー実験(オートラジオグラフィフィルム、乳剤のセット及びこれらの現像)													
使用の場所	測定室													

* 年間使用数量、3月間使用数量、1日最大使用数量は、R 1 実験室(1)/(2)の各数量の内数である。

(特殊排水系統)

薬品排水、高温排水、検査排水、RI 排水、解剖室排水、ホルマリン排水、その他

- (d) RI 排水は、排水中の放射線濃度監視及び計測、RI 排気及び室内ガンマ線放射量等を監視装置で監視、計測する設備を設けること。
- (e) 災害時、公共下水道への放流ができなくなった場合には、汚水槽を臨時の排水貯留槽として転用し、これに必要な弁、配管設備を設けること。

h 消火設備

消火設備を消防法等に基づき設置すること。

i ガス設備

- (a) 大阪ガス（株）の規定に基づき、設計・施工を行うこと。
- (b) 各種ガス機器を設置する場合は、事前に大阪ガス（株）と協議を行い、設置基準を満たしているか確認を行うこと。

j 医療ガス設備

- (a) 各室の必要に応じて組み合わせたガスをアウトレットにより供給すること。
- (b) 中央配管方式にて供給する医療ガスは、以下のとおりとする。
 - (i) 酸素ガス配管設備
 - (ii) 圧縮空気供給配管設備
 - (iii) 吸引配管設備
 - (iv) 窒素ガス配管設備
 - (v) 炭酸ガス配管設備
- (c) 医療ガスアウトレットの取付け位置は、ヒアリングにより決定すること。

k 液化窒素設備

- (i) 液化窒素タンク 5t（充填用電源盤、保安機器ボックスその他一式を整備すること。
- (ii) 供給場所は組織バンク、CPC（病院）及び冷凍庫倉庫（研究所）とすること。
- (iii) 液化窒素凍結保存システム監視盤を設置すること。
- (iv) 凍結保存容器を設置すること。

(8) オープンイノベーションセンター

ア 基本的な考え方

(ア) オープンイノベーションセンター（以下、「OIC」という）は、基本設計完了後本事業に含めて新たに設置することが決定された。よって要求水準書の「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）にオープンイノベーションセンターの記載はないが、受注者が本事業を実施するにあたり、下記の事業内容を有する OIC を含め本事業を提案すること。

(イ)

イ 目的・規模・配置等

(ア) OIC は、本センターにおける強力な産学官連携体制の下、企業、大学、異分野領域の研究者が同じ施設内に集まり、オープンイノベーションを推進させ、世界に類を見ない最先端の医療技術開発拠点の創出を目的とする。

(イ) OIC は診療部門・研究部門・管理部門で構成され、2・3・4階に計画する。2階：外来・検査部門周辺にエリアとして約 2,000 m²程度、3階：研究所の産学官連携ゾーン、創薬オミックス・解析センター及びバイオバンクゾーンにエリアとして約 6,200 m²、4階：教育研修・安全管理・宅直仮眠周辺に約 1,520 m²程度計画し、OIC 全体として約 9,720 m²程度を計画する。

(ウ) OIC の計画面積は、施設計画の総延床面積 125,780 m²に含まれることとする。また、OIC 新設に伴い、「エリア検討位置」内にある現諸室のうち必要な諸室は、「移動可能エリア」内に移動し、計画見直しを行なうこと。計画の見直し条件は、別添資料 2（各種技術資料）「オープンイノベーションセンター計画の基本的な考え方」による。

ウ 具体的な機能、諸室

(ア) 企業・大学等との共同研究を実施するため、実験室（約 75 m²）、研究室（約 55 m²）を基本 1 ユニット（約 100～130 m²程度）とし、センター全体で概ね 20 ユニット程度を計画する。各ユニットはセキュリティチェック・システムを完備し、他の研究者がアクセスできない構造とする。

(イ) 2階の外来・検査部門周辺には基本ユニット 6 ユニット程度及び基本設計における CPC・臨床研究実験室を計画する。

(ウ) 3階の創薬オミックス・解析センター及びバイオバンクゾーンは、各研究者の共同利用スペース「メディカル・ゲノムセンター（仮称）部門」とし、高精度かつ迅速に遺伝子配列の決定を行う次世代シーケンサー室やタンパク質解析用の質量分析室を配置する。産学官連携ゾーンには基本ユニットを概ね 13 程度計画する。

(エ) 4階の教育研修・安全管理・宅直仮眠周辺ゾーンは、OIC で開発されたシーズの出口戦略を策定する「医薬品・医療機器等開発推進部門」とし、特許戦略、事業戦略、開発設計、薬事戦略等を担う諸室を配置する。また、基本ユニット 1 ユニット、セミナー室及び「サイエンスカフェ」を設置する。サイエンスカフェは、国循環研究者や共同研究相手先研究者のほかに、外部の研究者を招き入れ、研究のアイデアやビジネスのマッチング等を議論・交流する場とする。

(9) 業務の提出書類・成果図書

ア 実施設計に係る提出書類等は以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他本センターが求める書類等を提出すること。

イ 設計業務計画書は、必要に応じて適宜更新し、更新後速やかに本センターに提出し確認を得ること。

書類名	原本	複写	提出時期
<p>a. 設計業務計画書 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業着手届 1部 ・統括マネージャー届及び経歴書 1部 1部 ・実施設計担当者届 1部 1部 (管理技術者、主任技術者) ・実施設計担当者経歴書 1部 1部 (管理技術者、主任技術者) ・設計工程表 1部 1部 セルフモニタリング実施計画を記入 ・実施設計実施体制表 1部 1部 ・工事費内訳明細書 1部 2部 ・その他本センターが要求する書類 適宜 適宜 			<p>基本協定書締結後速やかに</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>事業契約締結後速やかに</p> <p>適宜</p>
<p>b. 設計業務報告書 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況報告書 1部 1部 ・貸与品等受領書(借用書) 1部 ・業務再委託承諾願 1部 ・セルフモニタリング資料(途中報告書) 1部 適宜 1部 適宜 ・その他本センターが要求する書類 適宜 ・設計図書完了届 1部 ・設計図書引渡書 1部 ・成果品引渡一覧表 1部 ・成果品 後述 ・その他本センターが要求する書類 適宜 			<p>毎月5日まで</p> <p>借用時</p> <p>再委託前</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>業務完了時</p> <p>業務完了時</p> <p>業務完了時</p> <p>業務完了時</p> <p>適宜</p>

成 果 物	原図	陽画焼 又は複写	製本形態	摘 要
f. 昇降機設備 ・ 昇降機設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 自動制御設備図 昇降機設備図 特殊搬送設備図 ・ 各種計算書 ・ 工事費積算内訳明細書 ・ 確認申請図書※	各 1 部 各 1 部	7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 7 部※ 1 部 1 部	製本 製本 製本 製本 製本 製本 ファイル ファイル バラ	※A1 判 2 部 A3 判 5 部
g. 建築積算 ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 建築工事費積算内訳明細書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	1 部 1 部 1 部	ファイル ファイル ファイル	
h. 電気設備積算 ・ 電気設備工事積算数量算出書 ・ 電気設備工事積算数量調書 ・ 電気設備工事費積算内訳明細書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	1 部 1 部 1 部	ファイル ファイル ファイル	
i. 機械設備積算 ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 機械設備工事費積算内訳明細書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	1 部 1 部 1 部	ファイル ファイル ファイル	

6 建設工事に関する要求水準

(1) 業務の方針

実施設計にて作成する実施設計図書にしたがって、技術提案に基づいた本施設の建設工事を自ら指定した工期内に完成すること。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、近隣に配慮し、安全性を第一に考え事故の無い円滑な工事の進捗を図ること。

(2) 適用基準等

本要求水準書に記載するもののほか、「4 (1) イ 適用基準」及び本実施設計にて作成する実施設計図書による。

(3) 業務の範囲

ア センター移転建替工事

(ア) 本体新築工事

(イ) マニホール棟新築工事

a 上記に伴う建築工事（各入口に設ける庇を含む）

本体棟における地下2階、地下1階、1階、2階における各種免震 exp.j を含む。

b 上記に伴う電気設備工事、昇降機設備工事

c 上記に伴う空調換気設備工事、給排水衛生設備工事

イ 外構工事

(ア) 歩行者デッキ接続工事

(イ) 駐車施設（スロープ及び関連構築物を含む）

(ウ) 駐輪場（自転車・バイク）

(エ) 共用車路（ロータリー・車道・歩道等）

(オ) 導管トレンチ

(カ) 雨水排水設備

(キ) 囲障（擁壁・フェンス等）

(ク) 舗装（車・歩道）

(ケ) 敷地内照明設備

(コ) 植栽（土留め、客土、灌水等を含む）

a 上記に伴う建築工事

b 上記に伴う電気設備工事、昇降機設備工事

c 上記に伴う空調換気設備工事、給排水衛生設備工事

(サ) その他基本設計書に記載があるもの

ウ その他必要となる関連工事

上記ア及びイの工事種目の詳細な区分については、別添資料1（基本設計書）及び「3（3）」

別添発注業務等」に準拠すること。

(4) 業務の実施条件

ア 基本条件

- (ア) 受注者は、適切な工法、材料、製品等を採用すること。なお、採用にあたっては、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うとともに、その工法等が特殊である場合は、あらかじめ工事監理者と協議し、承諾を受けること。
- (イ) 受注者は、建設工事内容に疑義が生じた場合は速やかに工事監理者と協議しなければならない。
- (ウ) 建築、電気設備及び機械設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行うこと。
- (エ) 受注者は、関係者（本センター、本センターが登用するコンサルタント及びアドバイザー等）及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- (オ) 本センターが別途発注を予定する、病院・研究情報システム工事、医療機器、実験機器等及び備品の移設・搬入作業等が、受注者の業務に密接に関連する場合において必要がある場合には調整を行い、これらの工事等と十分な連携を図り、円滑な工事施工を行うこと。
- (カ) 受注者は、建設工事の着工前に、一定の範囲において家屋調査業務を行う。なお、工事完了後についても同様に調査を行うこと。

イ 工事監理者への対応

- (ア) 受注者は、建設工事で用いる工程表・施工計画書・施工図等の書類及び使用材料・設備機器等、本件事業における工事監理者による設計図書又は契約図書との照合が必要なものについては、工事に先立ち事前に当該工事監理者に提出し、承諾を得ること。
- (イ) 工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を求められた場合は、適切に対応すること。また、工事の進捗状況に応じ受注者は、必要に応じて、本件事業における工事監理者による現場の立会い・材料の検査等を請求することができる。

ウ 施工条件

(ア) 共通仮設

a 監督職員兼工事監理者事務所

- (a) 10名程度が事務を行え、打合せができるスペースを有する65㎡程度の事務所、応接室、更衣室を設けること（人数分の事務机・椅子・書棚・応接セット・ロッカー・ノートパソコン（AutocadLT・Office・Illustratorの最新版ソフト）・デジタルカメラ・ホワイトボード等の備品を含む）。
- (b) 25㎡程度の会議スペースを設けること（15人程度の打合せができる会議テーブル・椅子等備品を含む）。
- (c) 電話（光回線、プロバイダー加入）、手洗い、水洗トイレ、流し台、冷蔵庫、A3カラーコピー・FAX・スキャナー・プリンター複合機、空調設備を整備すること。
- (d) 光熱水費、電話等の使用料及び通信費、宅配便費、消耗品、清掃費は、受注者負担とす

る。

- (e) 受注者の現場事務所、監督職員兼工事監理者事務所において共用で利用できるサーバ（ウェブシステム）を設けること。

b 工事作業場所の侵入防止対策

現状敷地を引き渡した後の、実施設計及び建設工事期間中は、本件事業対象敷地周囲には全て進入防止措置を講じ、工事関係者以外の立入りを禁止するとともに、その旨の表示を徹底すること。

c 工事用電力・用水

- (a) 着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は受注者の負担とする（本受電から引渡しまでの電気料金を含む）。
- (b) 別途工事において工事用電力・用水が必要な場合は、相互間で十分協議し、協力して工事を円滑に進めること。

(イ) 作業日時等

- a 受注者は、現場での作業は、原則として休日（日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という））は行わないこと。
- b 現場での作業時間は原則として8時から17時まで（以下「作業時間帯」という）とし、日曜及び祝日は騒音・振動の出る工事は行わないこと。ただし、工事内容等によっては、工事監理者との協議により、適宜、作業時間を設定することができるものとする。
- c 作業時間帯以外の時間帯、休日における特定建設作業は行わないこと。なお、近隣住民等より、特定建設作業・作業時間等に係る協定締結の要請があった場合は、その要請に誠意をもって対応すること。
- d 上記で作業を認めている期間及び日時においても、工事監理者は指示により作業日時等を制約することがある。その場合には受注者はこれに従わなければならない。
- e 受注者は、地域行事がある場合は、当該行事に配慮し、作業日時を調整すること。

(ウ) 近隣への配慮

- a 隣接する施設への影響を事前に調査し、各施設及び工事監理者と工事時間、日程等の各工事条件について協議の上、施工条件を設定すること。
- b 施工方法、工程計画、工事中の安全対策等近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対する調整等は、受注者において十分に行うこと。
- c 受注者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を工事監理者に報告すること。

(エ) 作業範囲

- a 工事現場での作業範囲等については、工事監理者の承諾を受けること。
- b 資材置き場は作業範囲に確保し、資材等は引渡し完了するまで全て受注者の責において管理すること。
- c 作業範囲外で工事車両の駐車施設が必要となる場合は、受注者の負担で別途駐車施設を借用する等、対応すること。

(オ) 周辺環境の保全

- a 受注者は、作業範囲、工事用進入路等を常に整理整頓し、工事中に生じた不用物は速やか

に場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。

- b 工事車両による搬出入に関しては、適宜、運搬車両にシートをかける等散乱防止をするとともに、タイヤに付着した泥土・埃の洗車を行うこと。
- c 受注者は、建設工事にあたり、道路等の周辺施設、樹木、車両その他の器物等に損傷、汚損を生じないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、受注者が自らの負担により速やかに現状復旧すること。
- d 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

(カ) 公害対策

- a 受注者は、関係法令を遵守し、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるよう騒音、振動対策として、低騒音・低振動工法の採用や粉塵対策として散水等に適宜、努めること。また、合理的に要求される範囲内で近隣等対応、交通渋滞対策を行うこと。
- b 受注者は、公害の防止に努め、工事に当たっては建設工事に使用する建設機材は低騒音・低振動型のものとする。また、現場には、騒音・振動測定器を常設し、測定値を周辺に対して表示できるようにすること。

(キ) 安全管理・災害対策

- a 埋設配管等既存設備、インフラの事前調査を実施し、工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止等の事故防止策を徹底すること。
- b 現場での作業中は工事用車両出入口等に安全誘導員及び警備員を配置し、安全管理に努めること。また、主要資材等の搬出入時については適宜、警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- c 工事作業員への教育及び現場安全パトロールの実施等災害防止策を徹底すること。
- d 現場作業中の仮設・養生計画は、一時的に開口・段差等ができる箇所において落下養生・バリケード等を行う等、段階に応じて適切で安全な方法を講じ、災害防止・粉塵飛散防止等を徹底するとともに、適切な予防処置を講ずること。
- e 枠組足場を設ける場合は、厚生労働省制定の手すり先行工法に関するガイドラインの「手すり先行工法による足場の組み立て等の基準」に従って手すり先行足場を設置すること。
- f 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を工事監理者に報告すること。
- g 受注者は、地震、火災、暴雨、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- h 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。

(ク) 施工体制

- a 建設業法第 24 条の 7 の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。

(ケ) 施工状況の確認

- a 受注者は当該業務の進捗状況及び内容について文書及び写真により定期的に工事監理者に報告を行うこと。また、工事監理者より工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況の説明等の請求があった場合は、これに応じること。
 - b 受注者は、工事の進捗状況に応じて、要所となる工事の完成時毎に施工管理記録を整備して、品質管理基準による検査を実施し、基準に適合している旨、工事監理者に報告し、現場にて工事監理者並びに本センターの立会及び検査等により確認を受けること。
- (コ) 工事に伴う発生土の扱い
- 工事に伴う発生土については、埋め戻し土として使用するほか、可能な限り場内にて敷き均すこと。場外処分については、適切処理を原則とすること。
- (サ) 使用材料等
- a 建築材料等については、受注者の責任において施設性能水準及び、品質維持の観点から必要と思われる水準の材料を使用する。また、下地、仕上げ材料とも不燃材以上の材料を使用すること。
 - b 化学物質を放散する建築材料等については、病院施設であることを鑑み、建物内部に使用する建築・家具等の材料については、人体に有害と思われる物質を放散する材料は使用しないこと。ホルムアルデヒドについては JIS・JAS 規格の「F☆☆☆☆（エフフォースター）」規格品以上とし、トルエン、キシレン等についても放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
 - c 化学物質の濃度測定については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の化学物質について室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを工事監理者に報告すること。測定方法は厚生労働省の標準的測定方法とし、具体的な測定箇所については工事監理者との協議による。
- (シ) 工程会議
- 受注者は、各種工事施工業者と工程等について協議検討するため、原則として本センター又は工事監理者の立会のもと、月間工程会議（毎月 1 回程度）、週間工程会議（毎週 1 回程度）を行うこと。また、工程会議は工事監理者の指示する場所で開催すること。
- (ス) 工事保険等
- a 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険等に加入し、その証書の写しを工事監理者に提出すること。
 - b 建設工事保険の保険金額は、本件事業の契約もしくは本件事業の契約額のうち本センターが建設工事にかかる費用であると認めた金額を保証できるものとする。
 - c 保険期間は工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
 - d 工事保険等に必要な一切の費用は受注者の負担とする。
- (セ) 建設業退職金共済制度について
- a 受注者は、建設に当たるものが雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - b 建設に当たる者が下請契約を締結する際は、下請け業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請け業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を合わせて購入して現物により交付するか、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、

下請け業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進させること。

- c センターは、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料を求めることがある。
- d 下請け業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、受注者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者はできる限り下請け業者の事務の受託に務めること。

(ソ) その他

- a 建設工事に先立ち、事業名称、発注者、工事監理者、受注者（設計者・施工者）、緊急連絡先を明示した工事現場表示板を公衆が見やすい場所に掲げること。当該掲示板の規格については、工事監理者と打合せの上決定すること。
- b 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。
- c 全ての境界杭は受注者にて保全し、必要に応じて、隣接所有者、道路管理者と協議立会いの上、引照点を設置すること。事業区域等については、必要に応じて、杭等で位置を示すこと。
- d 資材・工法等の選定にあたっては、できる限りグリーン調達を推進を図るものとする。
- e 受注者は、工事施工図の作成に先立ち、総合図作成工程表及び施工図作成工程表を作成し、スケジュール管理を行うこと。なお、同工程表は工事監理者に提出し承諾を得ること。総合図は、関連する工事（鉄骨製作等を含む）の施工約 3 か月前までに工事監理者及び本センターの承諾を得るものとする。また、工事監理者の確認 2 回及び病院職員の確認 2 回を見込んだスケジュールとし、遅くとも承諾の 4 か月前に初回の図面を工事監理者に提出するものとする。
- f 受注者は、総合図作成工程表に基づき総合図を作成すること。総合図は、受注者が主体となって、建築、電気設備、機械設備及び関連する別途工事（医療機器工事等）と調整を行い、各工事に含まれる部品、器具の類を、同一平面図、展開図、天井伏図に網羅記入したものとし、縮尺は 1/50 を標準とする。
- g 医療機器等の別途発注業務について、工事条件（荷重・設備・搬入方法等）について主体的にとりまとめを行うこと。
- h モデルルームを本件事業用地内に、内装仕上げ、建具（内外とも）、造作家具、医療アウトレット等の露出設備等を実物で製作する。配置及び収まり等について現場ニーズを施工に反映させ、本センターの承諾を受ける。製作対象は、以下に示す。照明は点灯可能、空調及び換気設備は送風可能。なお、家具（ベッド、床頭台等）は受注者にて用意する。
 - (a) スタッフステーション
 - (b) 手術室
 - (c) 重症治療用病室（ICU 等）
 - (d) 病室（4 床室、個室）
 - (e) 外来診察室（標準形）
 - (f) 研究所の研究室（標準形）

(g) その他提案に基づくもの

- i 原寸モックアップを本件事業用地内に製作し、形状、色及び収まり等について工事監理者の承諾を受ける。製作部分は、外装カーテンウォール（1 スパン、2 層）1 箇所とする。ガラス入りとする。
- j 総合図作成と平行して検討用模型を制作し、収まり等について工事監理者の承諾を受ける。製作部分は、1 階車寄せ・エントランスホールから 2 階中央待合ホールまでの一連の部分、2 階中央待合ホールから外来受付（X11～X30）までの一連の部分とする。縮尺は 1/30、材質はスチレンボード程度とする。
- k 鉄骨工事における製作工場について、国土交通大臣から認定を受けた工場のグレードは、工事監理者との協議により決定するものとする。
- l 鉄骨工事において、工事監理者による中間検査・受け入れ検査に立ち会う受注者検査員は、受注者側 AW 検定員・鉄骨工事管理責任者（日本鋼構造協会）・鉄骨製作管理技術者 1 級（鉄骨製作管理技術者登録機構）・鉄骨製品検査技術者（日本鋼構造協会）の資格者又は、同等の資格を有するもので、同規模の工事实績を有するものとして、工事監理者が認めた者とする。
- m 建築物に関する完成検査、電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等、必要な手続や業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- n 受注者は、工事監理者の検査の前に自主検査を行い、検査記録を工事監理者に提出する。工事監理者の検査はその検査が妥当であることを確認するために行う。
- o 受注者は、必要に応じて中間時と完成時に、現場関係者を除く本社等の検査員による自主検査を行う。
- p 検査により手直し等指摘事項があった場合は、すみやかに受注者の負担で是正処置を行う。
- q 工事完成後から開院まで、各種設備の点検・試験・試運転・総合調整を行い、施設の運営に支障がないことを確認する。なお、引渡しまでに工事監理者の求めに応じて検査報告書を提出すること。また、本センター職員に十分な説明と操作方法を指導すること。
- r 工事に関係して本センターが行う手続や検査に協力し、必要に応じて工事監理者の指示により必要な作業の協力及び労務の提供を行う。また、医療機器、実験機器等の引渡し前の事前搬入が必要な場合は、本センターに協力し必要な労務及び養生等を提供する。
- s 工事竣工後、受注者は契約書に準ずる期間は保障の責に任ずる。引渡し後 12 か月及び 24 か月の 2 回に建築及び設備全般について経年検査を行う。検査の結果、工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、工事監理者の指示により迅速に修理し、これに必要な費用は受注者の負担とする。また立会いは工事監理者の指示による。

(5) 業務の提出書類・完成図書

ア 建設工事に係る提出書類等は以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他本センター及び工事監理者が求める書類等を提出すること。提出場所は、工事監理者の指定による。なお、書類の様式等は工事監理者の指示による。

イ 建設工事計画書は、必要に応じて適宜更新し、更新後速やかに本センターに提出し確認を得ること。

書類等	提出時期	様式	部数
<p>a. 建設工事計画書 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手届 ・ 現場代理人等通知書 (現場代理人、監理技術者) ・ 経歴書 (現場代理人、監理技術者) ・ 社内組織表 ・ 電気保安技術者通知書 ・ 火災保険等加入状況報告書 ・ 施工工程表 (中身に社印捺印) <ul style="list-style-type: none"> 建築・電気・機械等の関連工事工程を記載 セルフモニタリング実施計画を記載 ・ 総合施工計画書 <ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡体制、仮設計画図等 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、 出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、 養生・片付け、品質管理 ・ 周辺家屋調査報告書 	<p>工事着手前</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>承諾</p> <p>報告</p> <p>報告</p>	<p>2</p>
<p>b. 施工中提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負人通知書／下請負人一覧表 ・ 主要 (資材・機材) 発注先通知書 <ul style="list-style-type: none"> ／製作製造所及び発注先一覧表 ・ 工事材料搬入報告書 ・ 発生材報告書／発生材調書 ・ 工事報告書 (月報) ・ 主な工事記録 ・ 工事別工程及び出来高予定グラフ ・ 工事出来高 ・ 工事進捗状況 ・ 工事進捗写真 ・ 月間工程表 	<p>適宜</p> <p>〃</p>	<p>報告</p>	<p>2</p>

書類等	提出時期	様式	部数
<ul style="list-style-type: none"> ・週間工程表 ・定例打合せ記録 ・工種別施工計画書 要技能資格作業は資格者名簿・資格者証を添付。 主要材料・機器の仕様・数量等を明記。 ・施工図等（施工図、製作図、カタログ等、電子データ） 提出時には受注者側のチェック図を添付すること。 ・セルフモニタリング資料（途中報告書） ・現場休止届（年末年始・大型連休・夏季等） 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載。 ・関係官公署その他の関係機関への届出等 ・内外装仕上材サンプル貼付けボード（合板又はスチレンボード） ・工事 PR 看板、完成予想図看板、工事監理者の社名看板 	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>報告</p> <p>報告</p> <p>承諾</p> <p>承諾</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>承諾</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p>
<p>c. 検査時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査結果報告書（試験成績報告書） ・指導監督官庁中間・完成検査 検査指摘事項手直し完了報告書 ・初期・中間・完成自主検査報告書 ・初期・中間・完成検査 検査指摘事項手直し完了報告書 ・顧客完成検査指摘事項手直し完了報告書 ・経年検査検査指摘事項手直し完了報告書 ・工事既済部分検査願 ・既済部分工事費内訳明細書 	<p>検査時</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>承諾</p> <p>承諾</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p>
<p>d. 完成時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成届 ・引渡書 ・覚書（念書） ・付属書（未完工事リスト） ・工事完成後の責任者届 ・工事完了引渡証明書（登記事項関係証書） ・完成図書引渡書 ・官公署等届出・許可・検査済書類一覧表 ・施工関係者連絡先一覧表 ・工事関係者一覧表 ・主要仕上げ材料一覧表 ・主要（資材・機材）一覧表 ・備品明細書 	<p>完成時</p>	<p>A4 版クリ アファイル</p>	<p>3</p>

書類等	提出時期	様式	部数
<ul style="list-style-type: none"> ・保証書（受注者、製造業者及び施工業者の連名） ・予備品等引渡通知書（リスト共） ・保全に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> 建物等の保守に関する説明書 機器取扱い説明書 機器性能試験成績書 ・キーボックス ・セルフモニタリング資料（報告書） ・最終工事費内訳内訳明細書 ・工事記録写真（建築工事写真撮影基準に準拠） ・完成写真（工事監理者の指定する様式による） <ul style="list-style-type: none"> 2L サイズ・指定クリアファイル（主要図入り） 航空写真、外観写真、内観写真 全 300 カット程度 ・完成図（竣工原図） ・完成図（金文字製本） <ul style="list-style-type: none"> 総合図、天井伏図、防火区画図を含む ・完成図（CAD データ） <ul style="list-style-type: none"> 保存形式及びレイヤー構成等は、工事監理者と協議 ・完成図（ロールマイクロフィルム） ・その他、本センター監督職員及び工事監理者が要求する資料 		ファイル 鍵箱 ファイル ファイル 写真帳 電子データ 写真帳 電子データ バラ 二つ折 A4 折 電子データ フィルム	2 適宜 2 3 1 1 6 4 1 1 4 3 2

- ・CAD データの保存形式は、DXF・DWG とする。また、レイヤー構成等は、業務着手時に工事監理者と協議すること。

7 室条件

(1) 室の条件の考え方

室の条件（以下「室条件」という）は、「諸室リスト（建築編）・（電気設備編）・（機械設備編）」及び別添資料 1（基本設計書）により、本件事業における施設整備設計において、主要な室の機能や性能等の要求水準を示すものである。

実施設計に当たっては、技術提案内容との整合性を踏まえ、室条件に準拠しながら、室の配置、扉の位置、必要となる設備の仕様・位置・数量等を計画するものとする。

受注者は、実施設計において、病院・研究所各部署の要望を十分に反映させるため、詳細な室条件についてヒアリングを実施し、病院・研究所を含む本センターと十分に協議しながら要望を整理して、「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）の内容の確認を行うこと。なお、「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）のいずれかに設置機器等の記載がある場合は、あるものとして計画すること。

特に、本件事業による施設整備にて備え付けるものや、別途工事である医療機器・実験機器等に必要な設備・構造、備品レイアウトを踏まえて計画を行うこと。

(2) 「諸室リスト」の考え方

要求水準書の「諸室リスト」に記載のある内容は、準拠すること。ただし、使い勝手を配慮した上で、提案又はヒアリングにより、本センターが採用を認め、承諾した場合にあっては、基準を上回る水準とみなし、「諸室リスト」の内容の代替方法の提案を認めるものとする。

階段・搬送設備シャフト・設備シャフト（DS・PS・S・EPS 等）等は、実施設計によりその必要数や必要面積が変化するものと考えられるため、「諸室リスト」及び別添資料 1（基本設計書）には、主たるものを除き記載していない。実施設計において検証を行い、適切な計画を行うこと。

また、本件事業は、より質の高い病院・研究機能を継続して提供できるナショナルセンターを目指すものであり、当該センターに当然に備えるべき機能のレベルについては、「諸室リスト」の摘要欄に示す各所要室における特有のものを除き、あえて「諸室リスト」に記載していない。受注者の適切な判断による設計を求める。

なお、諸室の種類に応じて当然に備えるべきものとしては、一般的に階段・廊下の歩行補助手摺り、トイレ及び浴室等の動作補助手摺り、ブラインド（別途工事）、カーテンレール（カーテンは別途工事）、カーテンボックス、スクリーンボックス、ピクチャーレール、各種表示（サイン）、車椅子利用者用表示・案内、感染対策用品及び消毒液収納棚、靴拭きマット、ストレッチャー摺り、コーナーガード、点滴フック・レール、各種カウンター、化粧鏡、収納及び収納扉の耐震ロック機能、収納棚、吊戸棚、消火器ボックス、ペーパータオル、ハンドドライヤー、ベビーシート、浴室・脱衣室等の局所的な暖房器具等が該当する。

(3) 「諸室リスト（建築編）」の各項目について

ア 想定階

所要室の設置想定階を示す。

イ 部門

(ア) 病院の各部門を示す。

- a 病棟（集中治療関連、心臓・脳関連、周産期病棟、小児関連病棟、特別病棟）
- b 外来部（外来、救急外来、予防健診）
- c 診療部門（検体検査、病理、霊安・剖検、生理検査、画像診断、手術、リハビリテーション、人工透析、臨床研究、カテーテル、組織バンク、遺伝子検査）
- d 供給部門（薬剤、中材、輸血、ME、栄養、廃棄物、SPD）
- e 管理部（事務、医局、図書館、大会議室1、防災センター、職員・患者食堂、店舗）
- f その他（共用部分、エントランスホール、中央待合ホール、駐車施設、その他）

(イ) 研究開発基盤センター・研究所の各部門を示す。

- a 基礎医科学部門（分子生物学部、分子生理部、細胞生物学部、生科学部、分子薬理部）
- b 病態医科学部門（分子病態部、心臓生理機能部、血管生理学部、病態代謝部、病態ゲノム医学部）
- c 先進医工学部門（人工臓器部、循環動態制御部、画像診断医学部、再生医療部、生体医工部）
- d 研究推進支援部門
- e 産学官連携スペース（創薬オミックス解析センター、バイオバンク）
- f 研究開発基盤センター（循環器病情報統合センター、教育推進部、トレーニングセンター、知的資産部、予防医学疫学情報部、情報統括部、臨床研究部、先進医療・治験推進部、医学倫理研究室）
- g 実験動物飼育室（動物実験管理室、飼育室、大動物飼育室、中動物飼育室、実験室、実験飼育室、洗浄室他）
- h 動物実験室（動物手術室、ICU、術前術後飼育室、術後飼育室）
- i 特殊実験室（短半減期合成実験室、大・小動物 PET/CT 室、インビトロ PET/SPECT 室、RI マルチモダンイメージング室、動物オペ室、SPRGT 室、RI 管理室、測定室、RI 実験室、RIP2 実験室他）
- j 管理その他共用部（研究所長室、副所長室、総務課研究所事務係室、研究開発基盤センター長室、特任部長室、会議室、セミナー室他）

ウ 名称

本センター各部署における必要となる室（置場、コーナー、ブース等含む）の名称を示す。

エ 室数

所要室の必要室数を示す。「適宜」の表示は、適切な設置を求めるものであることを示す。

オ 面積

- (ア) 所要室 1 室あたりの必要面積を壁芯面積で示す(同一室名の場合は基準となる面積を示す)。
- (イ) 所要室の面積については、法的条件(医療法、診療報酬算定のための施設基準等)を充足した上、室の機能を維持しうる適切な面積を確保すること。ただし、設計において、要求水準(面積を除く)を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、本センターと計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。

カ 仕上

- (ア) 所要室の仕上げ材の組合せを使用目的や使い勝手等を想定して分類を行い、「凡例」として示したものである。よって要求水準を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い本センターと協議を行い、了解を得た場合はこれを変更する事ができる。
- (イ) 当該「凡例」が示す仕上げの基本的な考え方は、別添資料 1 (基本設計書) の第 2 章「内装計画」及び「内部仕上表」による。

キ 摘要

所要室に求める条件の概要及び室の使用目的等を示す。

ク 造り付家具等

所要室に備え付ける家具等を想定し、示したものである。実施設計にて検証を行い適切な計画を行うこと。

ケ 備考

シールド、遮音・防音、せん妄対策等各所要室にて配慮すべき事項等を示す。

(4) 「諸室リスト(電気設備編)・(機械設備編)」の留意事項について

- ア 原則として所要室 1 室あたりの電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、医療ガス、医療機器等に関する仕様及び数量等を示したものである。
- イ その他所要室において配慮すべき事項等は、備考欄により示す。

8 統括マネジメント業務

(1) 基本方針

本業務は、本件事業の実施にあたり、各業務の履行状況を適切に管理・把握し、要求水準未達の事態を招くことがないよう必要な対応を適宜行うとともに、業務全体を包括的に捉え、設計・建設期間において、それぞれ適切な連携体制を構築し、事業全体として本センターに良質なサービスの提供し、業務の効率化を実現することを目的とする。

(2) 業務概要

本件事業に関する統括マネジメント業務

(3) 業務要件

- ア 事業の効率性の観点から、最適な業務進行を図れるよう統括管理できる体制を整備すること。
- イ 本業務の責任者である統括マネージャーについての資格及び所属は不問とするが、リーダーシップ能力、コミュニケーション能力及びネゴシエーション能力を持つ者であること。
- ウ 統括マネージャーは本業務の専任とし、原則、本センターの執務時間帯において、専任できる体制を整備すること。
- エ セルフモニタリングの結果及び本センターからの要望を反映させる仕組みを構築するとともに、受注者の持つ能力やノウハウを最大限発揮し、本件事業を効率的に遂行すること。
- オ 情報共有が容易となるよう、本件事業に関する電子データ（図面、打合せ資料、ヒアリング議事録等）を保管するプロジェクトサーバーを業務開始後速やかに設け、本センター関係者が常時インターネットを通じて利用できるようにすること。

(4) その他

- ア 統括マネジメント業務計画書を本センターに提出し、確認を得ること。
 - (ア) 提出時期：事業契約締結後速やかに
 - (イ) 記載事項：業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法（仕様）

9 開設準備・移転及び運用支援業務

(1) 基本方針

本業務は、受注者が移転業務やリハーサル等の準備業務において、本センターに対して、協力取を行い、円滑な移転・開院を実現することを目的とする。

(2) 業務概要

ア マニュアル等の整備

本センターの業務運営に支障がないよう、受注者が整備、調達及び据付等行う施設、設備並びに機器等について、マニュアル類を整備する。

イ 本センターの事業推進にかかる支援

移転実施計画の策定に際して必要な調査、スケジュール調整及びリハーサル等について、本センターに対して協力する。なお、物品等の移転業務については、本センターが行うものとする。

(3) 業務要件

ア マニュアル類の整備

受注者は、本センターの開設・移転計画の実施にあたり、受注者が整備、調達及び据付等行う施設、設備及び機器等について、本センターの業務運営に必要なマニュアル類を作成し、提出する。なお、マニュアル類は、施設、設備及び機器等についての操作方法等が理解できる様式であること。

イ 本センターの事業推進にかかる支援

(ア) 受注者は、本センター及び本件事業において関連する各種事業者が十分に準備できる環境を提供すること。

(イ) 受注者は、事業期間において本センターがリハーサルやトレーニングを行う際、物品や医療機器が使用可能となるよう協力すること。

(ウ) 供用開始時点において、物品や医療機器が本センターの業務に支障なく稼働できるよう協力すること。

(エ) 業務計画策定及び実施にあたっては、本件事業の全体スケジュールに支障の無いようにすること。

(オ) 本センター及び受注者が遂行する業務について、安全性、質、効率性を確保することに協力すること。

(カ) 事業期間終了後 1 年の間、本センターの執務時間帯において、運営に支障のないよう連絡窓口の設置を行うこと。なお、窓口担当者は本件事業内容に精通している者とする。

ウ 実施体制

(ア) 責任者は、統括マネジメント業務担当者より選任すること。

(イ) 業務内容に応じた適切な能力及び経験を有する者を配置すること。

(4) 業務区分表

業務区分	業務内容		業務担当主体	
			本センター	受注者
開設・移転計画 実施	開設・移転基本計画 の策定	基本スケジュールの策定	○	△
		医療機器等整備基本計画の作成	○	△
		診療制限計画の策定	○	△
		移設・移送費用の調査	○	△
	開設・移転実施計画 の策定	実施計画策定の進捗管理	○	△
		詳細スケジュールの策定	○	△
		患者移送計画の作成	○	△
		引越業者の選定	○	△
		医療機器等整備実施計画の作成	○	△
		診療制限詳細計画の策定	○	△
		移転費用の概算算出	○	△
		移転実施マニュアル作成	○	△
	操作等トレーニング	トレーニング計画策定	○	△
		メーカー等との連絡・調整	○	△
		マニュアル類の作成 (受注者整備・調達の施設、設備、機 器等)	△	○
	接遇トレーニング	トレーニング計画の策定・準備	○	△
	開設時の移転	移転計画の周知徹底及び確認・調整	○	△
		診療制限の実施	○	△
		患者移送	○	△
		物品等の移転	○	△
監督官公庁への提出書類作成、保管		○	△	

凡例 ○：主分担 △：協力

※費用はそれぞれ主分担側が負担する。

(5) その他

ア 開設・移転業務計画書を本センターに提出し、確認を得ること。

(ア) 提出時期：業務開始2ヶ月前まで

(イ) 記載事項：業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法（仕様）

10 医療機器等の調達及びその関連業務

(1) 基本方針

本業務は、基本設計図書に示す別添「医療機器及び関連リスト（病院、研究所）」（以下、機器リストという）に基づき、調達を行う。ただし、その他の調達業務については本センター側で行う。また、受注者は各種調達において、適切な支援を行う。

(2) 業務概要

ア 本件事業における医療機器等の調達

調達対象範囲における精査及び特定から、価格調査、発注（価格交渉を含む）、搬入・据付・調整・稼働訓練まで一連の業務を行う。

イ 本センターの事業推進にかかる支援

事業期間の短縮化に資するために、別途発注する医療機器等の調達に関し、本センターに助言協力をを行い、効率的な業務遂行を行うための支援をする。

(3) 業務要件

ア 本件事業における医療機器等の調達

(ア) 調達対象範囲

機器リストに基づき、調達業務を行う。ただし、機器リストの対象においても、本センターの要望により調達対象範囲から加除することがある。その場合、契約金額の増減を行う。

(イ) 実施体制

- a 本業務の責任者は、統括マネジメント業務を行う者より選任し、事業段階に応じた適切な調達マネジメント体制を構築すること。
- b 人員体制等の面での効率化や質の高いサービスの提供ができるよう、関連する業務との効果的な連携を図ること。
- c 実施体制の構築にあたり、本業務の責任者は調達対象となる医療機器に関して必要な知識を有し、メーカー別の優位性や最新機能、流通価格等の市場性、及び情報システムとの連携に精通している者であること。

(ウ) 本件事業における医療機器等の調達

a 医療機器等調達計画策定

- (a) 開設準備・移転支援業務、全体の医療機器等の整備計画に沿ったスケジュール等の計画として医療機器等調達計画を策定し、供用開始時点における本センターの業務に支障のない稼働のため、業務を実施すること。
- (b) 本センター内の調整が建設的に進み、必要な時期までに「導入予定機器リスト」及び「導入機器リスト」（詳細は後述を参照）が確定されるよう柔軟な対応を行うこと。

- (c) 医療機器等の選定にあたり、本センター職員の考え方・意見（現場ニーズ）等を尊重したうえで、適切と考える提案等を行うこと。
- (d) 当該提案等を行うにあたっては、可能な限り複数の選択肢を提示するとともに、多面的な視点に基づく明確な根拠を伴うこと。
- (e) 特に品目の統一性及びレイアウト変更等によるフレキシビリティを確保できるような提案等を行うこと。
- (f) 購入コストだけでなく、購入後のメンテナンスコストを考慮すること。
- (g) 開設準備・移転支援業務を始めとする関連業務と十分に連携し、効果的・効率的に業務を実施すること。

b 法令等遵守

受注者が提案する調達方法によって、必要となる許認可に留意すること。

c 安全性の確保

医療機器等の設置・据付時の安全性を確保すること。必要に応じて耐震補強等の適切な措置を講じること。

イ 本センターの事業推進にかかる支援

本センターが別途調達する機器及び移設対象機器の導入並びに設置について、本事業を円滑に遂行できるよう、調整及び協力を行うこと。

(4) 各種リストの関係

本業務における各種リストは以下のとおりである。

項番	リスト名	備考
1	機器リスト	本事業において受注者が調達する備品等について概要を記したもの
2	導入予定機器リスト	項番 1 のリストを元に、現場の要望、実施設計及び情報システム等との調整を行ったもの
3	導入機器リスト	項番 2 のリストを元に、仕様、価格等の調整を行い最終的に導入されるもの

(5) その他

ア 医療機器等調達画書を本センターに提出し、確認を得ること。

(ア) 提出時期：業務開始 2 ヶ月前まで

(イ) 記載事項：業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法（仕様）

イ 本業務は医療機器等調達関連業務であるため、本業務に関わる受注者（協力事業者を含む）は、

本件事業に関連し別途本センターが発注する調達業務において、公平な競争入札が行えないと認められる場合は、入札参加を認めないことがある。

(再掲) 業務計画書等の提出書類

書類名	提出時期	主な記載内容
設計業務計画書	基本協定締結後速やかに 事業契約締結後速やかに	業務実施体制 業務実施スケジュール（設計工程） 業務遂行方法 セルフモニタリング実施計画 他
建設工事計画書	工事着手前	業務実施体制 施工計画書 セルフモニタリング実施計画 他
統括マネジメント業務計画書	事業契約締結後速やかに	業務実施体制 業務実施スケジュール 業務遂行方法
開設・移転等業務計画書	業務開始 2ヶ月前まで	業務実施体制 業務実施スケジュール 業務遂行方法 セルフモニタリング実施計画 他
医療機器等調達計画書	業務開始 2ヶ月前まで	業務実施体制 業務実施スケジュール 業務遂行方法 セルフモニタリング実施計画 他

セルフモニタリング実施計画：モニタリングの項目、方法、確認体制及びスケジュールを記載